

**平成 28 年 9 月第 3 回
木島平村議会定例会 会議録**

平成 28 年 9 月 1 日 開会

平成 28 年 9 月 16 日 閉会

平成28年9月第3回 木島平村議会定例会 会議録 目次

平成28年9月 1日（木）開会日	3
招集のあいさつ（村長）・諸般の報告（議長）	3
諸般の報告（村長）会議録署名議員の指名・会期の決定	4
行政報告（村長）	5
提出議案の提案理由説明（承認案件）（村長）・採決	8
提出議案の提案理由説明（条例案件・予算案件）（村長）	10
提出議案の提案理由補足説明（総務課長）	12
提出議案の提案理由説明（認定案件）（村長）	15
決算審査報告（代表監査委員）	16
決算審査特別委員会 委員長の選出・提出議案の提案理由説明（事件案件）	17
平成28年9月12日（月）一般質問	18
9番 萩原 由一 議員 ①道の駅ファームス木島平の運営について	18
1番 芳川 昭 議員 ①木島平村空き家等の適正管理に関する条例と対応について	22
②村の防災対策について	24
③役場周辺整備の現在の状況と進め方について	27
2番 勝山 卓 議員 ①役場庁舎整備方針について	30
②自然災害対策について	32
③河川管理について	35
5番 勝山 正 議員 ①農の拠点施設の管理対応について	38
平成28年9月13日（火）一般質問	42
4番 土屋喜久夫 議員 ①渇水対策について	42
②災害対策は万全か	46
③農政は農家経済を振興しているか	49
8番 樋口 勝豊 議員 ①村営バス交通の成果と費用対効果、乗車率を問う	54
②若者住宅について	55
③若者定住について	56
7番 江田 宏子 議員 ①役場庁舎の検討について	58
②ファームス木島平の指定管理の状況について	63
③イベント等開催に向けた規制緩和について	64
④木島平の水を学ぶ	66
平成28年9月16日（金）最終日	70
常任委員会 審査結果報告（総務産業・民生文教）・採決	70
委員長報告（決算特別委員会）・討論・採決・委員長報告（総務産業）・採決	74
提出議案の提案理由説明（同意案件）（村長）・採決・委員長報告（民生文教）・採決	79
追加日程・採決	81
閉会あいさつ（村長・議長）	86

※個人情報に該当する部分は、会議録と一部異なる場合がございます。ご了承ください。

平成 2 8 年 9 月 第 3 回 木 島 平 村 議 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 8 年 9 月 1 日		
招 集 場 所	木島平村役場 議場		
会 期	平成 2 8 年 9 月 1 日から平成 2 8 年 9 月 1 6 日まで		
会 期 中 の 休 会 日	6 月 2 日、3 日、4 日、7 日、9 日、1 0 日、1 1 日（7 日間）		
応 招 議 員	森 正仁 他 9 人		
不 応 招 議 員			
出 席 議 員	1 番 吉川 昭 君 2 番 勝山 卓 君 3 番 滝沢 光平 君 4 番 土屋喜久夫 君 5 番 勝山 正 君 6 番 丸山 勝敏 君 7 番 江田 宏子 さん 8 番 樋口 勝豊 君 9 番 萩原 由一 君 1 0 番 森 正仁 君		
欠 席 議 員			
説明のための議場出席者	村 長 日 基 正 博 君 副 村 長 内 藤 克 彦 君 教 育 長 丸 山 幸 一 君 総務課長 佐藤裕重 君 民生課長 土屋博昭 君 産業課長 高山俊明 君 建設課長 武田彰一 君 教育次長 高森喜久 君 代表監査委員 渡邊吉基 君		
職務のための議場出席者	議会事務局長 竹原雄一 事務局職員 山寄真澄 〃 竹内 輝		
村長提出議案項目	3 9 件	議長提出議案項目	件
議員提出決議案項目	件	議員提出意見書案	件

いずれも別紙日程表のとおり。

議長は、会議規則第 1 1 9 条の規定により会議録署名議員を次のとおり指名した。

3 番 滝沢光平
4 番 土屋喜久夫

平成28年 第3回 木島平村議会定例会
《第1日目 平成28年9月1日 午前10時00分 開議》

議長（森 正仁 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（森 正仁 君）

これから平成28年9月第3回木島平村議会定例会を開会いたします。

9月になりましたが、本日も大変暑くなりそうであります。よって、クールビズ対応ということで、ジャケット等はそれぞれの判断でお願いをいたします。

ただいまの出席議員は、10人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議の日程は、お手元に配布のとおりです。

村長から「招集のあいさつ」があります。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

村長（日墓正博 君）

9月第3回定例議会ということで招集いたしましたところ、全議員の皆さんにお集まりいただき、大変ありがとうございます。そして、先の台風、特に10号であります。幸いこの村、この地域には大きな被害はなかったわけですが、東北そして北海道には大きな爪痕を残したわけであり。被災された皆さんには、心からお見舞いを申し上げます。ただ、災害については、たまたま木島平に來なかつたということだけでありまして、また、いつ何時そういう災害等が来るかわかりません。引き続き、村の安心・安全に努めてまいりたいというふうに思いますので、皆様方にもぜひご協力をお願いしたいというふうに思います。

今議会では、主に決算審査であります。その他、条例案件、補正予算等も上程をしております。いずれもこれからの村づくりに必要な案件でありますので、慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げます。招集にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いします。

議長（森 正仁 君）

これから「諸般の報告」をします。

まず私から、6月議会以降の主だったものを申し上げます。

7月4日には、国道117号線改良促進長野県期成同盟会総会が飯山市で開催され、出席をいたしました。

また、8月2日には、北信州みゆき農業協同組合合併解散記念式典が飯山市で開催され、出席をいたしました。

今定例会に出席を求めた説明員は、渡辺吉基代表監査委員と、議案表の下段に記載の理事者等ですので、ご了承ください。

「例月出納検査及び定期業務監査報告書」、「平成27年度一般会計及び特別会計決算審査意見書」は、お手元に配布のとおりです。

本日までに受理した、請願・陳情は、お手元に配布のとおりです。

次に、日墓村長からありましたら報告願います。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

はい、それでは議会との申し合わせに基づき、平成28年6月第2回木島平村議会定例会の各委員会審査報告に対する村の対応について報告をいたします。

最初に、総務産業常任委員会関係であります。意見としまして、「想定外の災害が頻発する中、役場庁舎の建て替えは喫緊の課題である。既存施設の活用だけでなく、新たな庁舎の建設も早急に検討されたい」というご意見でございますが、役場庁舎の建て替えにあたりましては、村の財政状況等も考慮しながら、既存施設の活用と新たな施設建設の両面で検討を進めてまいります。村民の皆さまのご意見もお聞きしながら、できるだけ早い時期に村としての考えを決定してまいります。

次に、「歩道の設置については、予定されている全線の早期完成に向け、引き続き努力されるとともに、当面の間、安全な通学路が確保されるような方策を検討されたい」というご意見でございますが、歩道整備については、予定箇所の早期完成に向けて関係機関と連携しながら事業を進めております。また、工事期間中の児童生徒の安全な通学確保に向け、現況の道路状況を十分に注視しながら方策を講じてまいります。

次に、民生文教常任委員会のご意見でございますが、「村有施設及び村有不動産の現状を見直し、維持管理費の縮減を図るよう、処分も含めて検討されたい」というご意見でございますが、関係の皆さんと協議をしながら、今後の活用方法等について検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

丸山教育長からありましたら報告願います。

教育長（丸山幸一 君）

はい、議長。
ありません。

議長（森 正仁 君）

これで諸般の報告を終ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番、滝沢光平君、4番、土屋喜久夫君を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの16日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日から9月16日までの16日間に決定しました。

日程第3、「行政報告」を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

それでは、9月議会行政報告をいたします。

まず、最初に、渇水対策について申し上げます。

昨年12月から今年3月までの累積降雪量が平年の50%以下と記録的な寡雪であったことに加えまして、4月から梅雨の時期も少雨が続きました。このため、農業用水や水道水の不足が懸念されることから、7月27日に「木島平村渇水対策本部」を設置し、村民各位にはふう太ネットを通じて、区及び土地改良区や水利組合等の関係団体に対しては、文書により節水を呼びかけてまいりました。

農業関係では、農地の渇水対策を行う土地改良区及び水利組合等の団体に対し、農業用水を確保するために要した電気料金等の一部を補助する渇水対策事業補助金交付要綱を制定いたしました。

また、水道水も不足が懸念されたことから、高社簡易水道水源から中町配水池に接続する仮設工事を行いました。併せて村内全域の水道水を確保するため、各配水池から広範囲にわたる配水を行ってまいりました。このことにより、一部地域で水圧が上下する状況となりましたが、緊急的な措置としてご理解をお願い申し上げます。

これらに要する予算につきましては、7月27日付けで専決処分とし、今議会に承認案件として提出していますのでよろしくお願い申し上げます。

こういった非常時には、限りある水を村全体で有効に利活用できますよう、改めて村民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、今議会に提出します一般会計以下12会計の平成27年度決算状況について申し上げます。

最初に一般会計についてですが、歳入総額36億6,635万6千円に対し、歳出総額34億1,631万2千円で、形式収支は2億5,004万4千円となりました。

事業繰越にともない平成28年度へ繰越すべき財源を控除した実質収支額は、2億906万7千円の黒字決算で結了することができました。

地方自治法及び資金積立基金条例の規定に基づき、この実質収支額のうち財政調整基金に7,000万円を、災害対策基金に4,000万円の計1億1,000万円を積み立て、今後の財政需要に備えることといたしました。

また、普通会計に属する「情報通信施設」、「学校給食」及び「奨学資金貸付事業」の各特別会計においても、黒字で結了することができました。

なお、情報通信施設加入件数は前年度対比12件減の1,581件、また、奨学資金の新規貸付者は4人で貸付者の総数は15人、償還中の者は36人となっております。

普通会計以外の特別会計であります「後期高齢者医療」、「国民健康保険」及び「介護保険」の3会計につきましても黒字で結了することができました。

後期高齢者医療被保険者数は998人で、前年度末より7人減少しました。

国民健康保険加入世帯数は802世帯、被保険者数は1,413人で近年減少傾向にあります。

また、介護保険第1号被保険者数は1,660人で増加傾向ですが、要介護認定者数は269人で前年度末より7人減少しました。

医療費及び介護給付費は年々増加しています。保険税や保険料の負担をできるだけ増やさないためにも、日ごろの健康づくりと健康管理検診の受診等、予防対策に村民の皆様のご理解をお願いするものであります。

次に法非適用特別会計であります「観光施設」、「下水道」、「農業集落排水事業」及び「高社簡易水道」の4会計についても黒字で結了となっております。

観光施設特別会計では、第8リフト電気設備更新工事を実施したことから、その他の改修工事も含め、全体として前年度よりもおよそ3,300万円の増となりました。

なお下水道加入率は82.9%、農業集落排水加入率は65%となっております。経営安定のためにも引き続き加入促進に努めてまいります。

最後に法適用特別会計であります「水道事業」について申し上げます。

収益勘定では2,917万5千円の黒字決算となりました。当年度末処分利益剰余金3,085万6,797円のうち、1,500万円を減債積立金に、1,400万円を建設改良積立金に積み立てることとし、残余を次年度に繰り越すことで議案を提出いたしましたので、ご審議をお願いいたします。

続いて、普通会計における財政指標について申し上げます。

財政構造の弾力性を判断する「経常収支比率」は78.6%と前年度より3.3ポイントのマイナス、一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を示す「公債費負担率」は12.1%で前年度より0.3ポイントのマイナスとなりました。

また、財政健全化法に基づく健全化判断比率の4項目については、「実質公債費比率」が12.5%で0.2ポイント、「将来負担比率」は16.5%で7.8ポイント、ともに前年度と比較して改善しました。「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は該当がなく、すべての比率について早期健全化基準を下回っており、財政健全化法上は特に問題ありません。

年度末における基金残高は2億3,324万1千円、地方債残高は29億5,748万円となっています。今後、庁舎の改築、観光施設の維持補修、情報通信施設の更新等に多額の事業費が見込まれることから、基金は多額の取り崩しが必要になると想定されます。それぞれの事業につきまして精査しながら慎重にすすめることとし、健全財政を維持できるよう、計画的な財政運営を進めてまいりますので、議員各位をはじめ村民の皆さまのご理解をお願いいたします。

次に、6月定例議会以降の村政の経過について報告申し上げます。

まず、総務課関係についてです。

8月28日、災害発生時に区を中心とした地縁的なまとまりのある組織で、即座に対応できる体制の確立と防災意識の高揚を図るため、9回目の「村ぐるみ防災訓練」を実施いたしました。

今年は、大雨による土砂災害発生等の被害を想定し、「災害発生時、特に避難の際に支援の必要な方＝避難行動要支援者」の避難訓練を重点事項として取り組みました。第1次避難所への避難訓練には、村全体で2,635人の参加をいただきました。また、栄町区と小見区では千曲川の水位上昇に伴う浸水に備え、村・区・消防団合同で内水排除訓練を実施いたしました。

早稲田大学との連携事業でありますプロフェッショナルズワークショップについては、今年は「帰りたい、住み続けたい、住んでみたい木島平村」をテーマに、8月3日から9日までの7日間、8人の学生が庚と部谷沢に入り、ヒアリングやフィールドワークを実施し、9日には現段階での調査報告を行いました。最終報告会を9月26日に開催しますので、大勢の村民の皆様のご聴講をお願いいたします。

また、このプロフェッショナルズワークショップに参加した学生が主体となり、サークルとして活動しています「わせだいら」は、8月2日から11日までの10日間、計28人の学生が村に滞在し様々な活動を行いました。その一つとして、今年新たに「わせだいら塾」を開催し、3日間中学校生徒の学習のサポートをしていただきました。そのほか、夏まつりの事前準備や当日の手伝い等、地域住民との活動も徐々に広がってきております。

次に民生課関係について申し上げます。

生活環境係では特定外来生物の駆除に取り組んでおりますが、7月3日に行われました「ふう太河童の川普請」に合わせ、下高井農林高校との連携事業として「特定外来生物アレチウリ」の駆除活動を行いました。

当日は、農林高校グリーンデザイン科の生徒のほか、中村地区、保護者並びに一般住民の皆さんなど45人が参加しました。農林高校の担当の先生からアレチウリの生態について講義を受けた後、樽川堤防で駆除作業を行い、約100kgのアレチウリを抜き取り駆除いたしました。

村では、今後も農林高校と連携しながら継続的に駆除活動と啓発活動を行う計画であります。村民の皆様にも、農林高校の活動を知っていただきながら、地域ぐるみでアレチウリをはじめとする外来生物の駆除にご協力をお願いいたします。

次に、今年4月14日に発生しました熊本地震への義援金についてですが、村、社会福祉協議会、区長会では、被災者の救援のため、広く村民の皆様から義援金の募集を行いました。

お寄せいただいた義援金の総額は、6月末現在で総額148万2,827円となり、日本赤十字社長野県支部を通じて被災地へお届けしました。

たくさんの温かいご支援、ご協力に感謝申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

民生児童委員と主任児童委員は、今年11月末で任期満了となります。先日開催されました選考委員会で民生児童委員19人、主任児童委員2人が選考され、国へ推薦したところであります。任期は

12月1日から3年間です。選考された新委員の皆さんには、本村福祉行政向上のためにご尽力賜りますようお願い申し上げます。

次に産業課について申し上げます。

平成27年度からの繰越事業であります地方創生加速化交付金事業は、市民農園、観光PR、高社山登山道の整備、そば製粉機材の購入、各種モニターツアーの実施など、産業企画係、農林係、商工観光係全体で現在までに予算の概ね80%の発注が完了しております。

産業企画係関係について、木島平村まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる産業振興の施策の一つ「産業ネットワーク組織」では6月28日、関係10団体の参集を得て「木島平村産業ネットワーク協議会」を設立いたしました。人口減少に直面するこれからの村づくりについて、農業、商業、観光業の関係者が連携を深め、産業振興の達成に向けて取り組んでまいります。

「木島平村観光基本計画」は、昨年6月から7回にわたり観光検討委員会で検討をいただいております。検討結果については、8月3日に検討委員長から村へ報告をいただきました。

この計画は、4つの基本方針のもと20のアクションプランから構成されており、アクションプランの実践は、木島平村産業ネットワーク協議会が中心となり進めていくこととしています。

農林係関係では、米の生産調整目標面積は、国からの配分面積とJA等地域間調整により昨年度より2ha少ない381haでしたが、農家の皆さんのご協力をいただき本年度の目標面積を達成いたしました。

また、遊休荒廃農地の対策の1つとして今年度から進めておりますそば振興事業は、農業振興公社を中心として事業を進め、作付面積は28haとなりました。

新規農業者等の農業機械投資への負担軽減と遊休農地対策を目的に、今年4月から始めました農業振興公社が所有する管理機、乗用トラクター、各種農作業機械のレンタル事業は、8月20日現在、貸出実績は34件となっております。年間を通じて受け付けをしておますので、これからの秋作業に、また空いている農地の有効活用にご利用ください。

次に、商工観光係関係について申し上げます。

加速化交付金事業の高原シャトル便ですが、グリーンシーズンにおける誘客強化事業の一つとして、旅行者の体験活動メニューの充実を図るため、6月25日から10月23日までの土日祝日とお盆の期間運行を行っております。1日1便、マイクロバス21人乗りで、ルートは観光交流センターを出発し、カヤの平高原から栄村秋山郷切明温泉までを往復するコースであります。利用者は、8月21日までの21日間で延べ230人となっております、運行期間終了後、アンケート調査も踏まえて検証する予定であります。

高社山登山道整備については、6月8日に山頂リフト乗り場から山頂までの測量業務と山頂リフト降り場から山頂までの設計業務を発注いたしました。

山頂リフト降り場から山頂までの要整備区間80mについては、9月に工事を発注する予定であります。

交流事業関係では、グリーンシーズンの大きな誘客事業として、スポーツ大会と夏休み子ども交流事業を開催しております。スポーツ関係では、これまでの継続事業に加え、新たにサッカーの「次世代チャレンジリーグU-17吉田カップ」の誘致等、サッカー3事業、アーチェリー1事業を実施し約800人の選手と関係者が来村されました。

また、8月21日には、第37回北信越国民体育大会アーチェリー競技が本村で開催され、アーチェリーの村としての浸透を図ることができました。

調布市や板橋区などの交流都市を中心とした夏休み子ども交流事業については、新たに調布市のウルトラキャンプを誘致し、継続事業と合わせて3事業を実施し、約280人が来村されました。

新たに祝日に制定されました8月11日の「山の日」記念イベントとしては、「高社山登山」を行いました。このイベントは「NPO高社山を世界に発信する会」が主催し、村が共催して実施したもので、参加者数は予定を大きく上回る200人となり、山頂では登山者全員で唱歌「故郷」の大合唱を行いました。

スキー場リフトの改修は、第8リフト及び第11リフトの握索装置の修繕工事を発注し、竣工予定は12月9日です。このうち第8リフトにつきましては、発注後分解検査をしたところ、可動口金の劣化がひどく、全機の交換が必要となりました。変更後の契約額が5千万円を超えるため、今議会に

承認案件として提出いたしましたので、ご審議をお願いいたします。

次に、建設課関係について申し上げます。

農村整備係関係では、7月3日に今年で15回目となりました「ふう太河童の川普請」を実施し、150人の皆様にご参加いただきました。後半は小雨の降る中ではありましたが、河川の愛護作業や生き物観察会など計画どおり無事終了できました。ご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

道路工事関係では、8月1日に山口地区の舗装補修工事が完成いたしました。村道4号線の歩道設置工事は、6月議会で契約締結の議決をいただき本工事に着手いたしました。12月中には現場工事を終えるよう事業を進めてまいります。

北陸新幹線飯山駅から村内まで運行しています木島平村シャトル便は、利用者のアンケートの中で最も要望が多かった、役場を経由した路線に変更する計画を、先般の地域公共交通会議で承認いただきました。運輸局から運行計画変更の許可があり次第変更する予定です。

移住定住推進室関係では、4月から住宅を取得する場合の補助制度の充実を図ってまいりました。これまでに新築住宅1件、空き家取得1件の申請があり、補助金の決定をいたしました。

地方創生加速化交付金により事業を進めています移住体験住宅は、建築箇所を決定し設計業務を委託しています。設計完了後は直ちに工事を発注し、年度内の完成に向けて事業を進める計画であります。

引き続き住宅取得等に対する補助制度のPRを行い、また、村内の空き家情報の整備を図り、空き家バンク登録への誘導など、移住希望者への対応を充実してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

学校関係では8月20日、今年度で5回目となる「コミュニティ・スクール研修会 in 木島平」を開催し、学校運営協議会委員と小中学校の教職員、地域の皆様に加えて、中学生と高校生も参加し、地域教材を活かしたふるさと学習について意見交換等を行いました。

研修会には、文部科学事務次官にも出席をいただきました。今後ともご指導をいただきながら積極的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に「海の体験学習」ですが、小学5年生42人が7月25日から28日までの3泊4日の日程で、八丈島での生活学習を行ってきました。

八丈町の皆様からは大変温かい心づかいをいただき、シュノーケリングや磯遊びを通じて町の小学5年生とも交流を深めることができました。親元を離れて過ごした4日間は初めての体験が多く、生涯忘れられない感動と思い出をたくさん持ち帰ることができたのではないかと思います。

8月6日に中央グラウンドで開催しました「夏まつり」には、本年も工夫を凝らした山車や連をつくって大勢の皆さんにご参加をいただき、盛大に開催することができました。調布市からは長友市長さんをはじめ、市議会議員、市職員や文化協会の皆さんなど、大勢の皆様にお出でいただき、さらに交流を深める良い機会となりました。

運営・設営にご協力をいただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

8月15日には「成人式」を挙行いたしました。出席した新成人44人に向け恩師の方々から、帰ることができる故郷があることの大切さや、大人としての自覚を促す励ましの言葉をいただき、懐かしい思い出と共に、新成人としての決意を新たにされていきました。

次に、今年で6年目を迎えました「大学コンソーシアム木島平校夏季講座」は、8月19日から24日まで「農村ってなんだろう？」をテーマに開催しました。県内外から13人の学生が参加し、座学とフィールドワーク、地元住民の生の声を聞きながら、交流を通じて農村に対する理解を深め、地域への提案も行いました。異なる大学や専攻を越えた取り組みは、見識を広めコミュニケーション力を高める良い機会となっております。

今後とも、このような官学協働の取り組みの中から、村民の皆さんが地域に自信と誇りを持った暮らしが実現できますようにと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

3年計画の2年目にあたる「平塚遺跡」の調査は、7月11日から8月10日までの記録保存を目的とした発掘調査を実施しました。現在出土品の詳細について分析・鑑定を進めているところであり、今後は保管整理等の作業を進めてまいります。なお、7月31日には現地において説明会を実施し、30人ほどの参加がありました。

以上、平成27年度会計決算の状況及び6月定例会以降における村政の主要な施策の経過と今後の

対応について申し上げました。

議員各位はじめ村民の皆様には、村政に対して深いご理解と一層のお力添えをお願い申し上げ、行政報告といたします。

議長（森 正仁 君）

これで行政報告を終わります。

日程第４、承認第１０号「平成２８年度木島平村一般会計補正予算第３号の専決処分の承認について」の件から、日程第５、承認第１１号「平成２８年度木島平村水道事業会計補正予算第２号の専決処分の承認について」の件まで、以上、承認案件２件を一括議題とします。

なお、以降議案等の「木島平村」の部分については、省略させていただきますので御了承願います。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、それでは承認案件につきまして提案説明をさせていただきます。

承認第１０号、「平成２８年度木島平村一般会計補正予算（第３号）の専決処分の承認について」がありますが、歳入歳出にそれぞれ５０万円を追加し、総額を３４億５，８７２万２千円とする補正予算であります。

渇水対策として、土地改良区や水利組合等が農業用水を確保するために使用した電気料等の経費の補助金であります。

７月２７日に「木島平村渇水対策本部」を設置し、同日付で補助金交付要綱を定め、併せて予算を計上し、緊急を要することから７月２７日付で専決処分といたしました。

続いて、承認第１１号ですが、「平成２８年度水道事業会計補正予算（第２号）の専決処分の承認について」であります。

資本的支出の水道建設改良費の補正であります。

現在工事が行われております県道飯山野沢温泉線戸那子バイパス工事に伴う給水管布設替について、補償工事として全額を見込んだところ、減耗価格分は補償にならないことから工事費として計上いたしました。

また、導水管仮設配管工事は、渇水により水道水の不足を生じないように高社簡易水道水の中町配水池へ送水するため仮設配管の工事を行ったものであります。

補正額は合計で１１７万８千円であります。いずれも緊急を要することから７月２７日付で専決処分といたしましたので、よろしくご審議お願いいたします。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はありませんか。

（討論なし）

議長（森 正仁 君）

討論なし、と認め採決を行います。

承認第１０号「平成２８年度一般会計補正予算第３号の専決処分の承認について」の件を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

承認第11号「平成28年度木島平村水道事業会計補正予算第2号の専決処分の承認について」の件を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

したがって、承認案件2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

この際、日程第6、議案第58号「特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部改正について」の件から、日程第25、議案第77号「平成28年度水道事業会計補正予算第3号について」の件まで、以上、条例案件9件、予算案件11件、合わせて20件を一括議題とします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日墓正博 君」登壇)

村長(日墓正博 君)

はい、それでは、最初に条例案件についてご説明を申し上げます。

議案第58号から議案第63号まで並びに議案第66号につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育長が特別職と定められたことにより関係する条例の改正であります。

まず、議案第58号、「特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部改正について」。

本条例において教育長を特別職として規定するため、題名の「等」を削り、併せて文言の整理を行うものであります。

次に、議案第59号、「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部改正について」であります。

これも本条例において教育長を特別職として規定するため、題名の「等」を削り、併せて条項の整理並びに字句の改正を行うものであります。

次に、議案第60号、「特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正について」であります。

次に、議案第61号、「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。

次に、議案第62号、「木島平村特別職報酬審議会条例の一部改正について」。

特別職の報酬等を審議する審議会について定められています本条例規定中に、教育長を加える改正であります。

議案第63号、「職員定数条例の一部改正について」であります。

議案第64号、「木島平村税条例の一部改正について」であります。

次に、議案第65号、「木島平村地区集会所耐震改修事業分担金徴収条例の制定について」であります。

今年度から実施しております「地区集会所の耐震改修事業」の事業費に対する地区の分担金を定めるため、本条例を制定するものです。分担金の上限は一戸6万円とし、建設年度を含めて3年間で納入することができることとしております。

議案第 66 号、「教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止について」であります。

これまで教育公務員特例法により、教育長の勤務時間その他の勤務条件につきましては、村の条例に定められていましたが、教育長が特別職となったことから、特例法の改正により関係する規定が削除されたことに伴い廃止するものであります。

続いて、予算案、補正予算であります。

議案第 67 号、「平成 28 年度木島平村一般会計補正予算（第 4 号）について」であります。

歳入歳出にそれぞれ 2, 680 万 5 千円を追加し、総額を 34 億 8, 552 万 7 千円とする補正予算であります。

主な内容は、飯山赤十字病院の財政再建のための補助金の増額、農業担い手育成支援事業費の増、4 月からの保育士の配置実績による人件費の増、地籍調査事業では補助金額の内示による事業費の減額などであります。

歳入では、平成 27 年度一般会計決算により繰越金を増額するほか、国県支出金等は現在までに決定している額とし、繰入金を減額して調整をいたしました。

次に、議案第 68 号、「平成 28 年度情報通信特別会計補正予算（第 1 号）について」であります、予算総額は変更ありません。

歳入で、過年度加入負担金の納入分と前年度繰越金の収入分を、一般会計からの繰入金を減額して調整いたしました。

次に、議案第 69 号、「平成 28 年度学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。

歳入歳出にそれぞれ 103 万 7 千円を追加し、総額を 2, 406 万 3 千円とする補正予算であります。

前年度繰越金を予備費に計上いたしました。

続いて、議案第 70 号、「平成 28 年度奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について」であります、歳入歳出にそれぞれ 92 万 8 千円を追加し、総額を 883 万 9 千円とする補正予算であります。

前年度繰越金を一般会計への繰出金として処理いたしました。

次に、議案第 71 号、「平成 28 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」であります、歳入歳出にそれぞれ 19 万 2 千円を追加し、総額を 5, 081 万 9 千円とする補正予算であります。

県後期高齢者医療広域連合からの還付金を、本会計を通して処理するため、歳入と歳出に計上いたしました。

次に、議案第 72 号「平成 28 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」であります。

歳入歳出にそれぞれ 883 万 6 千円を追加し、総額を 6 億 6, 404 万 6 千円とする補正予算であります。

歳入は、平成 27 年度実績による療養給付費交付金の増と前年度繰越金の増、歳出は後期高齢者支援金の減と介護納付金の増、7 月に確定しました前年度療養給付費等負担金の返還金の増によるもので、残額を基金に積み立てを行うものであります。

次に、議案第 73 号、「平成 28 年度介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」であります、歳入歳出にそれぞれ 975 万 3 千円を追加し、総額を 6 億 2, 172 万 6 千円とする補正予算であります。

歳入は前年度繰越金であります。歳出において、介護国庫負担金の返還金等の必要額を計上し、残額を支払準備基金に積み立てるものであります。

続いて、議案第 74 号、内容は以下 3 つとも一緒であります、「平成 28 年度下水道特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。

歳入歳出にそれぞれ 721 万円を追加し、総額を 3 億 8, 499 万 7 千円とする補正予算であります。

議案第 75 号、「平成 28 年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について」であります、歳入歳出にそれぞれ 41 万 6 千円を追加し、総額を 2, 128 万 9 千円とする補正予算であります。

す。

議案第 76 号、「平成 28 年度高社簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について」であります、歳入歳出にそれぞれ 138 万 4 千円を追加し、総額を 1,463 万 5 千円とする補正予算であります。

平成 31 年度までに整備を行う以上 3 会計につきましては、平成 31 年度までに整備を行う予定の地方公営企業法に適合させるための基本計画策定業務の委託料と、平成 29 年度までに完成の予定で進める経営戦略策定業務の委託料を、管路の延長で按分し、それぞれの会計に計上いたしました。財源は、一般会計からの繰入金と前年度繰越金であります。

次に、議案第 77 号、「平成 28 年度水道事業会計補正予算（第 3 号）について」であります。

収益的支出では、水道経営戦略策定業務委託料に 512 万 7 千円を計上しました。財源は、一般会計からの繰入金で充当し、不足分は建設改良積立金を減額いたしました。

資本的収入では、県道飯山野沢温泉線戸那子バイパス工事に伴う給水管布設替工事の県からの補償金 101 万 1 千円を見込み、支出では平成 27 年度償還額の確定により 11 万 8 千円を計上いたしました。

以上、細部については、総務課長から補足説明をいたします。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

それでは、村長の提案説明に補足をいたしまして説明をさせていただきます。

30 ページの議案第 64 号、「木島平村税条例の一部改正について」をお願いいたします。

最初に第 18 条の 2 の改正につきましては、「災害等による（書類等の提出の）期限の延長」について定められておりまして、先般全部改正されました行政不服審査法の規定に基づく文言の改正でございます。

それからその下、第 19 条でございますけれども、「納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」について定められております。

中段から下にあります第 43 条であります、「普通徴収に係る個人の村民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収」について定められております。

次に、31 ページの中段になりますけれども、第 48 条では、「法人の村民税の申告納付」についての定めでございます。

次のページの中段、第 50 条につきましては、「法人の村民税に係る不足税額の納付の手続」についての定められております。

この第 19 条から 50 条まででありますけれども、先ほど村長が申し上げました所得税法等の改正によるものでありますけれども、中身につきましては、いったん期限内申告又は期限後の申告書が提出され、かつ、期限内申告又は期限後の申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に、またその申告に対しまして、修正申告の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があったときには、その更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算の期間から一定期間を控除して計算するということが書かれておりまして、それぞれ条文の整備をしたものでございます。

次に 33 ページでありますけれども、附則の関係で附則第 19 条の 9、これにつきましては、「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例」について定められておりまして、国の法律それから地方税法の改正によります本条例の条項等の整理を行いまして、この条を第 19 条の 10 とするものであります。

34 ページで 19 条の 9 に追加をしまして、「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例」についての定められているものでございます。

特例適用につきましては、この第 19 条の 9 の後段、「所得割の納税義務者が支払を受けるべき」そこから以降でありますけれども、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関

する法律」等の対象となるものでありまして、その文言がここに書かれているわけでございます。

それから、37ページでありますけれども、附則の第33条と第34条、これにつきましては、先ほど申し上げました第19条の9、10関係によります課税の特例について定められておりますが、この所得について、「村民税において分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める」というものの改正でありまして、先ほどから何度も申しあげておりますけれども、所得税法の改正、それから「外国人等の国際運輸業に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」の施行令、これによります村の税条例の改正ということでございます。

次に、補正予算について申し上げます。

56ページをお願いします。

56ページ一般会計第4号補正予算であります。総務費の関係であります。

3の財政管理費であります。説明の欄の財政管理費では、国の指導により全国統一の財務諸表を整備することになっておりまして、これを平成28年度決算から翌年度中に作成して公表することになっております。このシステムの導入経費として256万を計上いたしました。

その下の5番の財産管理費でありますけれども、その中の庁舎管理費であります。役場庁舎周辺の舗装が劣化しておりまして、除雪の際、石等が近隣の民地に入ってしまうということがありましたので、舗装のオーバーレイ工事として274万1千円を計上してございます。

次に57ページをお願いいたします。

徴税費の2番、賦課徴収費では、マイナンバー制度の総合運用テストを行うための経費として67万1千円を計上しております。財源としまして国の交付金44万7千円でございます。

それからその下の戸籍住民基本台帳費でありますけれども、マイナンバー制度の総合運用テストを行うための経費として104万4千円でございます。国の交付金104万3千円を財源として見込んでおります。

58ページ下段であります。

保育所費でありますけれども、保育所管理運営事業費それから発達支援事業、両方とも4月の保育士の配置に合わせまして人件費の補正を行うものでございます。

次、59ページをお願いします。

保健衛生総務費でありますけれども、飯山赤十字病院経営改善に向けての支援であります。飯山市・野沢温泉村・栄村と歩調を合わせて支援を行うものでありまして、当初予算に計上してあります初期救急医療運営補助59万円のほかに517万円を計上したものであります。

その下の母子保健事業であります。2,000グラム以下で生まれた子どもで医師が認めた場合でありますけれども、医療費の一部を補助することとなっております。この経費として18万5千円。特定財源では、国と県の負担金、それから保護者の負担金でして、合わせて14万5千円を見込んでおります。

3の予防費でありますけれども、B型肝炎の予防接種が義務付けとなったため、必要となる経費34万7千円を計上いたしました。

60ページでありますけれども、下段、農業振興費の農業担い手育成支援事業であります。国の産地パワーアップ事業の対象となりました農家のトラクターのリース導入補助金449万6千円を予算計上したものでありまして、全額県の支出金であります。

その下の農産物ブランド化推進事業では、酒米であります金紋錦のPRのため、長野市でサミットを開催するということを計画しておりまして、その会場費等として35万円。それから木島平産金紋錦の地理的表示、これの登録を行いたいということで、登録免許税9万円を計上しております。

次に、62ページをお願いいたします。

観光費の地域おこし協力隊・高原誘客事業では、高社山やカヤの平高原の魅力の発信、それから山岳ガイド等の業務を行うための協力隊ということで募集をするということで215万2千円。

それからその下段、スキー産業の方では、スキー場の活性化のため、誘客それからプロモーション活動費として、これも地域おこし協力隊、こちらは2名分見込んでおりまして、416万1千円あります。

合計3人分につきましては、特別交付税を財源として計上しております。

次に、64ページをお願いします。

土木費の道路橋りょう費でありますけども、未登記道路の用地測量の委託料として114万1千円であります。

その下の道路維持費では、昨年度末に使用不可となりました道路パトロール車、これの更新をしまして273万6千円であります。

それから4の除雪対策費では、村道2号線の消雪パイプ修繕等に53万4千円。特定財源では、塩カル散布車の国補助金が増額になったことによりまして400万円増額。逆に充当を予定しておりました過疎債を340万円減額しております。

65ページをお願いします。

下段、土木費の住宅費でありますけども、今年度予定しております上千石と池の平分館の耐震改修工事費の設計をしたところ、増ということになりましたので、実施設計に合わせまして、合計で165万7千円の増でございます。設計委託料込みであります。

66ページ、土木費の国土調査費でありますけども、地籍調査事業では、国の補助金が決定しまして当初予算に比べて1,282万5千円の減額となりました。併せまして事業費の減、合計で2,123万9千円でございます。

8の非常備消防費では、ポンプ車操法それからラッパ吹奏で県大会に出場することとなりましたので、その経費としまして59万円。南鴨の防火水槽の修繕費としまして79万4千円。退職団員報奨金、実績に合わせまして減額で43万9千円。総額では133万4千円の増額補正となっております。特定財源としまして退職団員報奨金31万2千円の減でございます。

53ページにお戻りいただきまして、歳入であります。

1番上の地方交付税の特別交付税につきましては、先ほど申し上げましたとおりであります。

それから、55ページの繰越金でありますけども、平成27年度決算に基づきまして6,906万6千円の増。合計で9,906万6千円でございます。

全体としまして、17の財政調整基金の繰入金で歳入歳出の調整を行ってございます。国、県支出金につきましては、支出・歳出の方で説明をさせていただいたところであります。

それから、50ページであります。

地方債の補正、変更でありますけども、国の補助金が増額となりました除雪車の整備事業で340万円減額であります。それから防犯カメラ分につきましては、ハード事業で計上していたわけありますけども、県との協議の結果、ソフト事業ということになりまして、ソフト事業の方へ100万円増ということでございます。それから一番下の臨時財政対策債につきましては、確定となりましたので323万6千円増額であります。

49ページでありますけども、債務負担行為の補正であります。総務費の財政管理費で説明しました新地方公会計制度での財務諸表作成支援業務につきまして、平成29年度にかけて行うこととなりますので、29年度分の限度額として162万円を設定するものでございます。

他の条例それから特別会計の補正につきましては、村長説明のとおりであります。

よろしく願いいたします。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（4番 土屋喜久夫 議員・挙手）

議長（森 正仁 君）

はい、土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（4番「土屋喜久夫 君」 登壇）

4番 土屋喜久夫 議員

ただいま上程のありました条例案件9件のうち、7件が地方自治法の改正に伴う教育長の関わりの条例であります。これにつきましては、村長説明のとおり地方自治法が昨年の4月1日の改正施行に

なっています。このタイミングの上程となった、その辺について村民の皆さんにわかるようなご説明をよろしくお願いをしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

高森教育次長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育次長「高森喜久 君」登壇）

教育次長（高森喜久 君）

ただいまのご質問にお答えします。

県教育長の任期が9月30日までございまして、旧法によりますと任期中は暫定的に旧法を適用するということでございます。で、10月1日以降、新法が適用になりますので、それに合わせて今回の改正というタイミングになりました。

以上です。

議長（森 正仁 君）

よろしいですか。

他にありませんか。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

「質疑なし」と認めこれで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第58号から議案第77号までの、条例案件9件、予算案件11件、合わせて20件については、会議規則第39条の規定によって、お手元に配布しました「議案付託表」のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

委員会審議については、委員会の日程でお願いします。

なお、「平成28年度一般会計補正予算第4号について」は、民生文教常任委員会においても所管の項目について、審議してください。

次に、日程第26、認定第1号「平成27年度一般会計決算について」の件から、日程第37、認定第12号「平成27年度水道事業会計決算について」の件まで、以上、認定案件12件を一括議題とします。

朗読を省略して、本案について提案理由の説明を求めます。

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、それでは、認定案件についてご説明を申し上げます。

認定第1号から認定第12号までであります。認定第1号「平成27年度木島平村一般会計決算について」から認定第12号「平成27年度木島平村水道事業会計決算について」は、一般会計ほか11会計の決算であります。

内容につきましては、行政報告の中で概要を申し上げました。繰り返しになりますので申し上げますが、決算審査特別委員会で十分ご審議いただき、適切な評価をいただきたいと思いますと考えております。

議長（森 正仁 君）

平成27年度一般会計決算ほか、11会計の決算につきましては、地方自治法第233条及び地方公営企業法第30条の規定により、所定の審査を終了しています。

ここで、渡邊代表監査委員から、決算審査に関する意見を述べたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

渡邊代表監査委員。

(「はい、議長。」の声あり)
(代表監査委員「渡邊吉基 君」登壇)

代表監査委員（渡邊吉基 君）

それでは、決算審査報告を申し上げます。

去る7月27日から8月3日までの間、5日間の日程で議会選出の勝山卓監査委員と私の2人で、平成27年度の一般会計及び各特別会計の決算等について審査を実施いたしました。

関係する資料の提出をいただき、それぞれの担当者から、真剣な説明を受けましたことを申し上げ、また、関係する諸帳簿及び証拠書類の数値について、誤りがないものと認めました。

なお、お手元に「審査意見書」を申し上げてありますが、主だったものについて、何点か申し上げて、審査報告とさせていただきます。

まず1点目でございますが、決算においては、一般会計及び各特別会計ともに実質単年度収支が黒字決算でありました。不用額が出ている事務事業については、その内容を再検証し対応を図られたい。

2点目ですが、自主財源の確保は、村の財政運営において重要課題であります。村税及び料金等における徴収金の徴収にあたっては、対策会議等を設け強化を図られておられるところではありますが、引き続き全力で徴収に努められたい。

3点目。指定管理者の財務状況を検証し、当該指定管理者が著しい業績悪化により存続が困難と認められる場合は、契約期間内の契約取消しができる等の条項を契約書に盛り込まれたい。

4点目。奨学資金の貸付け申込みにあたり、申請者本人及び保証人には、電話等で申請者本人及び保証人であることの確認を十分行うこと。ただし、申請者本人が未成年である場合には、保護者の同意を得てから慎重に確認を行うこと。

5点目。農村交流館の宿泊施設については、利用実績及び維持管理に関して非効率な部分が見受けられるとともに民業圧迫が懸念されるので、利用目的を含めて再検討されたい。

6点目。農村木島平株式会社の道の駅ファームス木島平の指定管理に関し、第三セクターから完全民間会社となった時点で、再審査が行なわれているか検証されたい。

7点目。村の第三セクターである農業振興公社から道の駅ファームス木島平の指定管理先である農村木島平株式会社への米の販売、新鮮屋の営業、特産加工品の販売などの業務移管の契約に関し、農業振興公社の理事会、評議員会での審議及び意思決定を経ているか検証されたい。

以上申し上げましたが、細かなものについてはお手元の審査意見書をご確認いただければと思います。

以上で平成27年度の一般会計及び各特別会計の決算等について監査報告といたします。

議長（森 正仁 君）

以上で、決算審査報告を終わります。

渡邊代表監査委員、ご苦労様でした。

日程第38「決算審査特別委員会の設置」の件を、議題とします。

お諮りします。

ただいま上程されました、認定第1号から認定第12号までの認定案件12件については、慣例により議員全員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、認定案件12件については「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま決定しました「決算審査特別委員会」の委員長の選出について意見を求めます。
(4 番 土屋喜久夫議員・挙手)

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

(「はい、議長。」の声あり)
(4 番「土屋喜久夫 君」 登壇)

4 番 土屋喜久夫 議員

決算審査特別委員長に江田宏子議員を推薦したいと思います。

議長（森 正仁 君）

ただいま土屋喜久夫君から、委員長に江田宏子総務産業常任委員長という発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、「決算審査特別委員長」は、江田宏子さんに決定しました。

江田委員長から発言を求められましたので、これを許します。

江田委員長。

(「はい、議長。」の声あり)
(決算審査特別委員長「江田宏子 さん」登壇)

決算審査特別委員長（江田宏子 さん）

ただいま決算審査特別委員会委員長に推薦をいただきました。

今議会は、平成27年度の決算を審議する大事な議会です。次年度につながるような審議がしっかりとできますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げて、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

議長（森 正仁 君）

それでは、認定案件12件を一括して「決算審査特別委員会」に付託します。

日程第39、議案第78号「平成27年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の件を議題とします。

朗読を省略して、本案についての提案理由の説明を求めます。

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

それでは、事件案件について提案説明をさせていただきます。

議案第78号「平成27年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。地方公営企業法第32条第2項の規定により、水道事業会計の未処分利益剰余金の処分方法について議会の議決を求めるものであります。

未処分利益剰余金3,085万6,797円のうち、1,500万円を減債積立金に、1,400万円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すこととするものであります。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長（森 正仁 君）

質疑なし、と認め、これで質疑を終わります。

この件についても、お手元に配布しました「議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託します。

日程第40、議案第79号「工事変更請負契約の締結について」の件を議題とします。

朗読を省略して、本案について提案理由の説明を求めます。

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

それでは、続きまして2件目の事件案件についてご説明を申し上げます。

議案第79号「工事変更請負契約の締結について」であります。

当初契約を締結しました工事につきまして、請負額を増額する必要性が生じました。変更請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決が必要となりましたので議決を求めるものであります。

工事名は、「平成28年度木島平スキー場第8リフト握索装置修繕工事」。

工事場所は、スキー場の第8リフト。

契約額は、変更前が3,531万6,000円。変更後は、5,141万8,800円であります。

契約の相手方は、長野県佐久市根々井1番地1、檜山工業株式会社、代表取締役 檜山 宏（かしま ひろし）であります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長（森 正仁 君）

質疑なし、と認め、これで質疑を終わります。

この件についても、お手元に配布しました「議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託します。

また、請願・陳情についての委員会付託は、お手元に配布しました「文書表」のとおりです。

それぞれ、付託された事項については、9月15日、午後4時までに報告を取りまとめてください。

直ちに印刷を行い、9月16日の本会議で議題にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

(散会 午前11時20分)

平成28年 第3回 木島平村議会定例会
《第2日目 平成28年9月12日 午前10時00分 開議》

議長（森 正仁 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（森 正仁 君）

本日は、クールビズ対応ということで会議を行います。上着等は、それぞれの判断で脱いでもらっても結構です。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

9番 萩原 由一 君。

（「はい、議長。9番。」の声あり）

（9番 萩原由一 議員 登壇）

9番 萩原由一 議員

それでは、通告に基づきまして私から「道の駅ファームス木島平の運営について」質問いたします。

私は、6月議会でファームス木島平の指定管理費について質問したが、その時の村長答弁では、指定管理費の見直しを進めているという答弁であったが、その後の経過はどうなったか。

2番目として、今回、監査委員による平成27年度会計の決算審査意見書の中に「村の第三セクターである農業振興公社から、道の駅ファームス木島平の指定管理先である農村木島平株式会社へ、米の販売、新鮮屋の営業、特産加工品の販売などの業務移管の契約に関し、農業振興公社の理事会、評議員会での審議及び意思決定を経ているか検証されたい」とあるが、次のことについて伺います。

振興公社が所有している加工機械などの財産の処分は、農業振興公社の定款に記載されておるか。

2番目として、農業振興公社の最高議決機関はどこか。

3番目として、業務移管は、当時の理事会、評議員会等で決定した事項なのか。そうであれば、会議録を公表していただきたい。

農村木島平へ業務を移管したことによって、農業振興公社の売り上げはどうなったか。

最後に、理事、評議員はどのような役員構成か。

以上です。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、萩原議員の道の駅ファームス木島平の運営についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、最初に、道の駅ファームス木島平を運営する農村木島平株式会社は、去年の5月にオープン以来、直売部門、販売部門、レストラン、カフェ部門、特産品加工の開発にあたってきたと報告を受けております。

村が指定管理費として支出している1,240万円については、初年度でもあり、必要であろうとする経費を道の駅の面積で按分したものであります。1年が経過し、指定管理の実績報告が提出されました。思った以上に経費がかさんでいる部分はあるわけではありますが、精査、見直しを行いまして、農村木島平株式会社と協議をしながら、本年度の指定管理費については790万円としたところであ

ります。

その他詳細については、担当がお答えを申し上げます。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

それでは、村長の答弁に補足して、お答えしたいと思います。

まず、指定管理費の見直しの件でございます。

5月に提出されました農村株の指定管理の実績報告では、施設整備、維持管理費で920万円。視察、マスコミ対応と宣伝費で240万円。暖房等の修繕費で220万円。光熱水費で610万円。合計で1,990万円の支出があったと報告を受けました。

平成28年度指定管理費については、初年度のように修繕経費がかからないこと。また、案内業務の代わりに、デジタルサイネージを導入し、道の駅案内業務の人件費を削減したことから、積み上げ積算し、790万円とし、農村木島平株式会社と協議した結果、了解が得られましたので、この金額を本年度の指定管理費とすることといたしました。

次に、農業振興公社の関係でございます。定款に財産の処分規程が記載されているかのご質問でございますが、定款には規定されておりません。

公社の最高議決機関でございますけれども、これは評議員会でございます。

業務移管の契約は、理事会、評議員会で決定した事項かというご質問でございます。

平成26年3月25日の理事会の中で、平成26年度の重点項目について、事務局長、それと代表理事が業務移行についての説明があったと記録されております。その後、3月27日の評議員会では、この業務移行の件についての説明はなされておりません。

会議録につきましては、農業振興公社の方に開示請求をお願いしたいというふうに思います。

業務移管によって公社の売り上げがどうなったかということでございますが、特産販売と新鮮屋を移管したことによって、これに関する売り上げはなくなりました。移管する前の平成26年度の決算の収入は、2億792万6千円、支出で2億407万1千円。計上利益は、385万5千円でございます。これに対しまして、移管後の平成27年度決算の収入は、1億3,985万6千円、支出は1億3,606万円。計上利益で379万6千円となっております。

次に、理事、評議員会の役員構成はということでございますが、理事会の構成員は、村から村長、副村長、産業課長があたっております。農協から専務理事、担当理事、営農部長。これに農業委員長合計7名でございます。評議員会の構成は、議会から2名、農業委員会から3名、農協から5名、大塚沖土地改良区と認定農業者を合わせまして、13名でございます。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

萩原由一 君。

（「はい。」の声あり）

9番 萩原由一 議員

それでは、再質問をさせていただきます。

今年から指定管理費が790万というふうに減額されたわけですが、28年度はどんなような状況で支払いをされるのか、それがまず1点。

先ほど、課長の説明で振興公社の定款には、財産処分はありませんと言われましたけれども、そうするとこれは、公金を使い補助金のある機械もあろうが、それはちょっと問題があるんじゃないかと私はそう思います。それと、農村株へ移行したことによって売り上げが約2億から1億に減額したと。利益は同じぐらいだと思うんだけど、その辺をここでカバーしている何か策はあるのですか。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

まず、今年の２８年度の７９０万円の指定管理費の支払い方法でよろしいでしょうか。

通常、一括ということではなく、分割で支払うようになっていると思います。確か。

それから、定款に載っていないのという話でございますけど、これは現在、理事会、評議員会の議決を受けて、その業務移管をしなきゃいけないかということについては、他の法令等にのっとり、精査、調査しているところでございます。

通常、この議会でも、通常の契約ベース、議会に附さなければならないものというような規定が定められておりますけれども、農業振興公社にはそういうものはございませんので、そういう点について、今、検証しているところでございます。

それから、１億円になったということでございますが、これは物販の販売等が無くなった部分でございます。当然、仕入れの価格もないということで、この数字になっております。

今後は、機械等を整備しておりますそば振興、耕作放棄地対策の一環でございますが、これを十分に進めて、そばを原そばではなくて、加工品までにして、単価を上げて農業振興公社の収入にしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

萩原由一 君。

（「はい。議長」の声あり）

９番 萩原由一 議員

先ほども申しましたけれども、村の公金を使い、補助金のあるものを一民間会社に特定で販売するということは、私は誠に遺憾であると思います。どうせ販売、譲渡するのであれば、皆に知らせて公募するのが筋じゃないかと思いますが、それはいかがですか。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

もとより、ファームス木島平につきましては、農の拠点施設ということで村の特産品、それから加工品、そういったものを取り扱うということになっておりまして、それは前々から議会でもご報告申し上げ、認めてもらっているところでございます。

その業務につきましては、農業振興公社の特販部門をそちらへ持っていくということは前からお知らせしていたと思っておりますし、その経過上、そういう契約になったということになります。

農業振興公社については、その頃は、本来の受託事業、それから農地の流動化事業、そういった方に力を入れるというような説明があったというふうに思っております。

議長（森 正仁 君）

以上で、萩原由一 君の質問は終わります。

（終了 午前１０時１６分）

議長（森 正仁 君）

1 番 吉川 昭 君。

(「はい、議長。1 番。」の声あり)

(1 番 吉川 昭 議員 登壇)

1 番 吉川 昭 議員

それでは、通告書に基づきまして、3 点ほど質問をさせていただきます。

まず、1 点目でございますけれども、「木島平村空き家等の適正管理に関する条例と対応について」お伺いいたします。

昨年掲載の村長の一言でも触れてありました。また、一般質問でもよく取り上げられている空き家についてですが、古民家改装により有効な利用をされたり、また、今以上に利用しやすいように制度の改善をされつつあります。

木島平村にはアパートなどが少ないですし、移住者の受け入れには重要な役割を果たしています。実際、多くの人が入居されています。そんな中、適正に管理されず、周りの住民に迷惑をかけている空き家もあります。

今年の春は火事が非常に多く、住宅密集地の何年も管理されない空き家は、枯れ草が非常に燃えやすい状態です。無断で敷地に入り、危険を取り除くことができません。

2010 年に埼玉県所沢市で最初に空き家などの適正管理に関する条例が制定され、これをきっかけに全国の自治体でも次々に制定されました。

木島平村でも昨年の 1 月 1 日、平成 27 年 1 月 1 日に施行された村の条例ですが、どのような対応をなされたか事例などがあったらお伺いします。また、特定空き家とする基準の説明を求めます。併せて、木島平村空地等管理の適正化に関する条例の対応についてもお伺いいたします。

議長(森 正仁 君)

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日基正博 君」登壇)

村長(日基正博 君)

それでは、吉川議員の空き家についてのご質問にお答えいたします。

昨年 1 月に施行しました空き家等の適正管理に関する条例では、管理ができていない空き家の情報提供を受けたときは、実態調査を行い、建物の状況や周囲への危険な影響を判断し、必要なものについては特定空き家として認定をいたします。

今までに、この特定空き家として認定した例はありません。

空き家等の管理の適正化に関する条例については、所有者の管理責任を明確にしているものですが、長い期間管理がされていないものもあり、本人に状況等を連絡しております。

また、状況の写真を送るなど管理を促しているところでもあります。

特定空き家の基準や具体的な例についての状況や対応については建設課長がお答えをいたします。

議長(森 正仁 君)

武田建設課長。

(「はい、議長。」の声あり)

(建設課長「武田彰一 君」登壇)

建設課長(武田彰一 君)

村長答弁に補足をしまして答弁をいたします。

最初に空き家等の判定基準でありますけれども、条例施行規則に定めています建物自体の状態、それから不良度の判定、管理不全の建物が及ぼす周囲への影響または危険度の判定などを調査項目に沿って判定をすることとしています。

施行管理規則の中に判定表がありますので、それに沿って点数を付けるなど、そういうもので判定

することとしています。

また、空地等の管理の適正化に関する条例の対応でありますけれども、該当する土地には所有者がいます。まず連絡をして管理を催促することとしておりますけれども、所有者が遠方であり、特に今のこの時期に、草刈等、必要な時期に村に来られない、そういう方については、業者への委託等するような、そういう案内をしております。

以上でございます。

議長（吉川 昭 君）

吉川 昭 君。

（「はい。」の声あり）

1 番 吉川 昭 議員

それでは再質問させていただきます。

ある事例で、家主の方に連絡を取っていただいておりますが、最初はすぐに行って処理するというものであったんですが、待っていても全然対応されない。また再度連絡していただいたのですが、最初の時よりも積極的でない返事が返ってきているようでございます。また、そのままの状態でもあります。今もご説明ありましたように、その後もいろいろと連絡を取ってご苦労をいただいていることでございます。

空地等管理の適正化に関する条例と空き家等の適正管理に関する条例がありますが、今対応されているのは、これらの対応は条例適用前の段階でやっていただいていると私は認識していますし、また、あまり大げさでない方が良くとも考えます。

しかし、改善されないことは周辺に迷惑がかかったままでございます。

空き家条例の3条の中に、民事による解決を妨げないとありますが、できれば村、または区などの協力で解決していただきたいと思います。

それでも無理なら、どちらかの条例適用と思いますが、空地などの方も、建物の敷地の中のことも触れておりますので、そちらの方の対応ですと割とやわらかいような内容になっているかと思います。村としては、どちらかの方法を取っていただきたいと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（森 正仁 君）

武田建設課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（建設課長 武田彰一 君」登壇）

建設課長（武田彰一 君）

吉川議員の再質問について答弁をいたします。

春以来、事例を用いて相談を受けたものがあります。

当然、お話をしながら、対応できる範囲であれば、そういう電話連絡をしながら、必ずいつまでという期限を切るわけでもありますけれども、なかなか、遠方であり、また実際に相手の状況がわかりませんので、実際に村に見えて管理をしている、そういう状況ではありません。

実際に何回か連絡を取っている中で、最近でありますけれども、年寄りの方から若手の方に世代交代された、そういうことも実際に電話の中で、そういうお話がありましたので、これからは、もうちょっと連絡を密にしながら進めていきたいと考えております。

また、条例適用でありますけれども、吉川議員のお話の中で、そのとおりでありまして、条例が適用されない以前のお話の段階でございます。

実際に条例を適用して、最後の代執行までいく、そういうものではなくて、そういうものを避けるための条例施行でありますので、まずは連絡を取りながら、そういうことにならないような、また、周りにも配慮しながら進めていきたい。また、行政や区でできる範囲でのその土地の周囲への環境についても整備をしていきたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

（「はい。」の声あり）

1 番 吉川 昭 議員

ありがとうございました。

あまり大げさにならないように、なるべく上手な方法で対応していただければと思います。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

「村の防災対策について」質問をいたします。

毎年、集中豪雨、地震などを想定して村ぐるみ防災訓練、消防による水防訓練も行われております。

また、台風などでの暴風、冬季の大雪、春の急激な雪解けなど様々あります。

村の大規模な自然災害の可能性として、村はどのような災害を想定しているか。また、日ごろ注視している点や予防対策は、どのようなものでしょうか。

また、以前ありました馬曲川上流の山腹での崩落した部分は現在どのような状況でしょうか。

よろしく願いいたします。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、吉川議員の防災対策についてのご質問にお答えいたします。

近年は、台風、豪雨、そして地震、噴火、様々な自然災害が全国各地で頻繁に発生しています。

木島平村は、比較的こういった災害にこれまでに見舞われることが少なく、なんとなく村の中でもこの地域は災害が少ない、災害に強いという思い込みがある、そんなふうに感じております。

しかし、実際調べてみますと昭和44年には大洪水がありました。昭和57・58年には台風で大被害がありました。昭和61年にも災害があり、村も大きな被害を受けた歴史があります。村では災害は何時起こるかわからないということを常に念頭に、防災に取り組んでまいります。

村民の皆様にも、毎年開催しております「村ぐるみ総合防災訓練」にご参加いただくなど、日ごろから防災に対しまして関心をお持ちいただくとともに、備えもお願いしたいというふうに考えております。

ご質問の予防対策については、総務課長から、馬曲川上流の山腹崩落の件については、産業課長がご対応いたします。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

村長答弁に補足して答弁をさせていただきます。

まず、村に関係すると思われる大規模な自然災害の発生の可能性があるものということでもあります。台風、それから豪雨による河川の氾濫、堤防の決壊、それから土砂の流出、農地の冠水などのほか、地震などが考えられます。これ以外にも、豪雪、寡雪、干ばつ等も自然災害ではありますけれども、そういったことでもあります。

日ごろ注視している点でございますけれど、台風やそれに伴います豪雨においてはリアルタイムで状況が確認できる気象情報等でその状況を逐次確認し、村への影響について判断をしています。また、

集中豪雨の際には、担当課で道路や河川のパトロールなども行っています。

なお、千曲川が増水したことによる農地の冠水につきましても、降雨の状況と千曲川の水位を随時確認しているところであります。

地震につきましては、震度4以上を観測した場合、役場職員は全員登庁することになっておりますし、消防団は幹部が役場へ、それから各部の正・副部長は、詰所へ詰めるということになっております。地震の場合は、突然のことですので注視のしようはないと思いますけれども、普段からハード面ソフト面でできることの備えは常にしておきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

村長に代わりまして、馬曲川上流の山腹崩落についてお答え申し上げます。

以前に崩落した部分の現状、現在どうなっているかという状況でございますが、馬曲川上流の国有林野におきまして、平成11年、それから平成15年の融雪災害、平成18年の集中豪雨災害。これによりまして大規模な崩落が発生いたしました。

このため、国では土石流対応のダムである溪間工を22基、法面における山腹工を4ha、工事費で19億1,800万円をかけまして、平成26年度に全て完了したところでございます。

この工事によりまして、下流の砂防ダムと合わせ、現在はおおむね安定した状態で推移していると考えられます。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

（「はい。」の声あり）

1番 吉川 昭 議員

ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

集中豪雨に関しては、先ほど村長の方からもありましたが、昭和44年7月6日のものがあります。私は小学校3年生ぐらいだったんですけど、わずか1、2時間の降雨だったようですけれども、道が川のように水が流れていた記憶があります。土地改良間もない蟹沢地区の水田の畔が抜けたり、馬曲川の中村堰が被害にあったこともありました。

木島平村の百年に一度の豪雨の想定は63mmと聞いていますが、そうでしょうか。飯山市が67mm、山ノ内町と野沢温泉村は80mm程度と想定となっているようです。また、現在も同じような変化はないのでしょうか。その辺のことも教えていただきたいと思います。

また、雨量計を設置してからの最高は、時間雨量37mmほどとも聞きます。

20年ほど前は、60mmの雨で土石流の被害があったニュースを見て、60mmとはすごいなとテレビを見ながら思いました。その後90mmがあり、現在では100mm、120mmが当たり前のようにテレビで聞くようになりました。

木島平が想定雨量が低いということは、近隣市町村より豪雨になりにくい地域なら安心ですが、想定雨量の数字に変化はありませんでしょうか。また、先ほどの馬曲川と併せまして城蔵山の猿が沢上流の状況について何かご存知でしたら教えていただきたいと思います。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

想定雨量に変更があったという話は今のところ聞いてはおりません。

それから、想定雨量が少ないということは、それだけ少ない量で災害が起きる可能性があるということでもあります。

先ほど村長からも昭和44年の話もしましたが、それ以前からも、特に馬曲川の場合は、短い間で急でありますので、被害が頻発した歴史もございます。そういったことで、想定雨量が少ないということだと思います。

それに備えて、日頃から予防対策をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

ご質問の件でございますけれども、一昨年前でしたか、県の方に現地を見ていただきまして、猿が沢につきましては、谷止工が何か所にも入っております。ただ、だいぶ土砂が堆積してきまして、機能が低下しているんじゃないかということで、県の方に相談し、県の方で土砂の撤去をしてもらっていた経過がございます。あそこは、保安林に指定されておりまして、治山事業等で工事をやっていただけるようになっておりますので、今後とも現地を確認しながら適切な対応にあたっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

（「はい。」の声あり）

1 番 吉川 昭 議員

ありがとうございました。

私は、想定雨量が少ないということは、よそよりも雨が少ないのかなと勘違いしておりましたが、少ない量で大きな被害が出るということですので、やはりかなり注意していかなければいけないんだなと、自分でも知りました。ありがとうございます。

それでは、再々質問をさせていただきます。

地震に関してでございますけれど、27年3月、昨年3月ですけれども、県の地震被害想定報告書では、木島平の最大震度の想定は7です。これは、県内の色々な断層の地震があった場合、この一番近くでは、長野盆地西縁断層帯ですけれども、そちらの地震があった場合、木島平が震度7になる可能性があるということでございます。この断層の地震では、善光寺地震が1847年5月にありました。飯山市が震度6、木島平は震度5だったようです。木島平の被害はあまり聞きませんが、飯山は大変だったようです。家屋倒壊2,455、家屋焼失589、死者1,515名、西側の山間地の倒壊と土砂災害など大災害でした。

また、普段の地震でも木島平より少し揺れが大きく被害も多いように皆さん感じていると思います。木島平は地盤が固いから揺れないと。飯山市は地震に対して危機感を持っています。何本もの断層があります。住宅街の下も通っています。大学の教授や専門家による講演、地区でも地震に対しての勉強会など行われています。その中では、むやみに怖がるのではなく、そのような地域に住んでいるという認識が防災になると教えています。

最近の地震では、2011年栄村の長野県北部地震、震度6強で、死者は、避難生活中に3名ありましたが、地震の時ではありませんでした。2014年白馬村の神代断層地震、震度6弱、死者0です。大きな地震の割に、家屋倒壊もありましたが、人的被害は少なかったように思います。

木島平の地震について調べてみますと、最近では2011年の東日本大震災、長野県北部地震の2

011年と翌年の12年に回数的には多いのですが、段々と回数は減ってきているようです。

大きく感じたのは、2011年4月12日の秋山方面の震源地の震度5弱です。これは、穂高地区の方がけっこう揺れまして、馬曲、あと北鴨の方でもお宮の石灯籠が倒れたりとか、そういうのが、また道路上にひびが入ったり、そういうのがありました。2012年7月10日の高社山震源の震度5弱です。これは、中野市の田上地区などは大変被害が大きかったようです。けが人、転倒によるけが人も出ておりますし、家屋の損傷も9件ほどあったように記憶しております。

木島平にも活断層が資料に載っているもので2本あります。長野盆地西縁断層帯の北竜湖断層です。これは、北竜湖より木島平の穂高地区まで伸びてきております。その上にも1本あります。東西から押されて西側が隆起する逆断層です。西側100m程度が隆起変形しています。長野盆地西縁断層帯については、全てこの西側隆起の逆断層です。ただし、発生の確率は、100年先でも0%となっています。周期は800年から2,500年とされています。また、他に近くでは、山ノ内町ですが、高社山の東側に須賀川断層と横倉断層があります。北竜湖断層、それから須賀川断層なども木島平の人はあまり知らないようです。今まで被害が少ないので、地震に対しての危機感は少ないように感じます。

先ほどの高社山、秋山震源など断層として認識してないところでも歪みがたまり、横ずれなどの地震発生となるようです。最近では、想定していない発生も多く、予知もできないなどとも言われています。どれも未然に防ぐことはできません。村としての地震への危機感はどのようなものでしょうか。お伺いいたします。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

地震の危機感ということでもありますけども、最初の答弁でも申し上げましたけども、地震はいつ起きるかわかりません。どんな規模かもわかりません。ただ、全国各地で起こっている地震の被害状況、発生状況を見るときに、もし起きたときには大変なことになるだろうという認識はあります。そのために、毎年、総合防災訓練をやったりですとか、それからホームページ等で避難所のお知らせですとか、やっておりますし、飯山ではもっと地震に対する勉強会もやっておるようではありますけども、そういったことを含めまして、村としての対応、それからいざ起きたときの村民の皆さんの避難行動、日ごろからの備えが大事だと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

（「はい。」の声あり）

1番 吉川 昭 議員

ありがとうございました。

それでは、3つ目の質問に移ります。

「役場周辺整備の現在の状況と進め方について」お伺いいたします。

以前の計画であればすでに完成し、利用されていたかもしれません。昨年8月の村長の見直しについての声明がありました。

見直しに至った理由としては、「事業費の規模、構造を見直し、村の財政に負担にならないよう、抑えるため、また、国の補助金の対象事業とすることが見込めなくなった。建設コスト高騰の時期でもあり、着手する合理性がなくなった。」とあります。

「今までの建設計画を見直すことにより、早期に新しいホールや図書館を望まれていた村民の皆様には、ご期待に添えないこととなりました。これまでご協力いただいた検討委員会の皆様、関係者の皆様にご指導ご協力に対し、お礼申し上げます。」と発表されています。

昨年、以前の設計を継続し、縮小案も検討されました。しかし、国の補助金が使えなくなり、8月の声明になりました。その後、建築費を抑え、地元業者に還元されるようにとデイサービスセンターの利用も検討されました。

このような経過であろうかと思いますが、現在の状況はどうなっているか。また、村民の意向はどうかご存知でしょうか。また、村の進め方はどのように考えているか。前回の進め方との違いはあるのか。お聞きをいたします。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、吉川議員の役場周辺整備の現在の状況とこれからの進め方というご質問にお答え申し上げます。

まず、先ほどお話がありましたとおり、役場庁舎建設につきましては、今年4月以降、若者センター、保健センターとデイサービスセンター施設を改修して再利用した場合の庁舎機能や費用について調査をしてまいりました。最初には、若者センターの2階部分と保健センター2階部分、それとデイサービスセンターを利用した場合の調査を行いました。若者センターは連絡が悪く、費用もかさむということから、次に保健センターとデイサービスセンターを利用した場合の調査を行っております。結果として、既存の施設を利用するということで、使い勝手が悪くなる分、新築よりかなり建設費は安く抑えられるということが分かりました。この既存施設の活用については、ただ単に建設費を抑えるということだけでなく、村内業者の参入も考慮してのことでありました。

この調査は、村の社会福祉協議会が、中長期計画の中で、来年度デイサービスセンターの移転改築を行うと、そういう計画に基づいたものでありました。当初、社会福祉協議会では、6月にその最終的な決定をするということでありましたが、最終的に理事会で決定し、その方針について村へ報告があったのは8月であります。内容については、デイサービスセンターは、新たな場所に改築をするが、オリンピック需要等の建設費の高騰が収まったころに延期をするというものでありました。また、現在のデイサービスセンターについても、社会福祉協議会で再利用したいという意向もあるということでもあります。

その結果を受けまして、再度庁内で検討を始めたところであります。近年は、地震その他の災害が多く発生し、いざという時に備えた災害復旧の拠点となるべき庁舎を早く建設するべきだという意見があるのも承知をしております。しかし、以前から申し上げておりますとおり、基金取り崩しにより大方の財源を賄う庁舎建設については、費用はできるだけ抑えたいと考えております。来年度以降、情報通信施設や屋外放送設備など早急に改修が必要な大型事業、公共施設、観光施設の改修や維持管理、そして恒常的に操出が必要な下水道事業、国保事業など多額の支出が見込まれ、それらを負担すべき人口の減少が続く中、村の将来的な財政見通しは、決して楽観はできないというふうに考えております。

そこで、役場周辺整備というより、庁舎建設事業として、行政運営上必要な機能と防災機能を備えたコンパクトな庁舎建設を先行したいというふうに考えております。現在、そのために必要な機能や将来的な職員配置等から必要面積の算出を始めたところであります。また、その場合の上限費用についても財政状況等、考慮しながら設定をしたいというふうに考えております。それら基本的な方針については、本年度内に示したいと考えています。そして、来年度には、庁舎の基本設計と併せて、村内にコミュニティ機能など村民福祉の向上に必要な施設をどう配置していくかというランドデザインを、村民の皆さんの意見を聞く場を設けて作りたいと考えております。

今の状況で、多額の費用をかけて、庁舎に合わせて様々な機能を複合的に持った施設を同時に新築するということは、今の財政状況からは難しいと考えております。財政状況や補助金の活用など勘案しながら、順次ランドデザインの実現をしていくことが最善というふうに考えております。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

（「はい。」の声あり）

1 番 吉川 昭 議員

ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

私は、そう多くない人数かもしれませんが、村民の皆さんとお聞きする中では、しっかりとしたものを造ってほしいという声が多いようには感じます。

また、逆にプレハブでいいという声もあり、考え方も様々あります。また、プレハブでもしっかりした学校も建築できる、低コストでできるようなものですが、建築費はほとんど村外に出ていってしまいます。

また、木造に関しては、今はいろんなところで木造の施設が当たり前のようになっています。ですが、村内の使い道のないカラマツを使い、それに子どもたちが関わって造ろうということが前回のには意義があったのですが、以前の様な計画は、これからは無意味になるようにも思います。

前回の経緯があり、議会を意識しておられるようにも感じられますが、庁舎のみの場合、また、例えば図書館、デイサービスセンターなど何かとの合築のプランなど、たたき台を作っていただき、それを基に検討委員会をつくり、検討委員会の意向として進めていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

利用する村民の利用しやすさは当然と思いますけれども、一生の中で大半をそこで過ごす職員の皆さんが使いやすく、効率の良いことが大変重要と考えております。その点もいかがでしょうか。

防災拠点、災害本部としては重要と思いますけれども、避難所としては、分館の耐震化も進められております。その辺も含めてどうお考えでしょうか。

議長（森 正仁 君）

日 碁 村 長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日 碁 正 博 君」登壇）

村長（日 碁 正 博 君）

はい、それでは、吉川議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げた、本年度中に方針について示したいということではありますが、それについては、基本的な必要な面積、それから防災拠点としての必要な機能、そしてまた上限の費用、それらについてお示しをしたいというふうに考えているわけでもあります。

先ほどお話がありましたとおり、実際に建物を作る場合には、そのほかいろんな要件が入ってまいります。例えば、構造をどうするのか、また、配置をどうするのか、そしてまたその周辺の利活用をどうするのか。それら全てあるわけですが、それらを合わせて、それらについては、村の中の、先ほど申し上げたランドデザインの中でその位置づけをしていきたいというふうに考えております。

当然、従来あった村民会館機能は、現在は農村交流館がその機能を果たしておるわけではありますが、その農村交流館も含めて、いま村にある公共施設、どういうふうにすれば最も村民の皆さんに、福祉向上につながるのか、それらを合わせて考えていきたいというふうに考えております。

また、建設時期についてもその中で検討していきたいというふうに考えております。

議長（森 正仁 君）

以上で、吉川 昭 君の質問は終わります。

（終了 午前 1 0 時 5 3 分）

議長（森 正仁 君）

2 番 勝山 卓 君。

（「はい、議長。2 番。」の声あり）

（2 番 勝山 卓 議員 登壇）

2 番 勝山 卓 議員

それでは、議長から発言を許されましたので、通告に基づきまして3点、質問をさせていただきたいと思ひます。

最初の質問であります、「役場庁舎整備方針について」ということでお願いをしたいと、こんなふうに思ひますが、前段、吉川議員の方からの質問と重なっておるわけでありすが、それ以外のことをちょっと聞きたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いしたいと思ひます。

昨年の7月、これまでの庁舎の周辺整備事業、庁舎等の関連施設建設計画の見直しが決定された。そして、議会全員協議会へは、平成28年度から平成32年度の5か年間の第6次総合振興計画「実施計画書」、それに伴う財政計画、27年の7月に作成したもの、また、総合戦略事業の追加版として、財政計画、平成28年2月に作成されたものが示されたわけでありすが。

それによりますと、平成29年以降32年までの4年間でありますが、一般会計の収支不足の累計額は、前財政計画と比べると5千万円少なくなっているわけでありすが、16億5千万円という数字になっているわけでありすが。

それから、基金残高の推計であります。普通会計では、28年度、22億7,700万円、32年度6億7,300万円となっております。

また、地方債残高の推計、これも普通会計では、28年度、29億600万円、32年度36億5千万円という、非常に厳しい財政見通しになっているわけでありすが。

役場周辺の実施計画では、施設の本体工事につきましては、平成30年、31年ということで、18億円を計画されておって、調査それから設計監理、解体の整備等を含めて総額20億4,500万円の見込みがされているわけでありすが。

そのうち一般財源が、10億4,500万円ということで、将来的な村の財政負担を抑え、財政運営を考えるには、新たな基本構想から整備方針案の見直しが検討されているということは、理解をしておるわけでありすが。

結果として、新庁舎を建設せず、既存建物の利活用案を含めた中で検討をされておるわけでありすが、社協の事務所、デイサービスセンター等、翌29年に増改築計画がある。これを前提に、この施設と保健センター、若者センターの施設の既存建物を活用することとして、それを第1の選択肢として検討されてきたということでありすが。

既存施設の活用調査では概算で3億5千万円という事業費が見積もられると報告があったわけでありすが。

最終的な方針については、社協の決定が先決であって、建替えを前提に検討していくという報告があり、最終的には、既存施設の活用案それから新築案の比較検討できる数案を考えるとする報告をいただいております。

しかし、社協では、当初計画であります建替え計画を延期するということに決定されたということをお聞いておるわけでありすが、村は、この事態を受けて現案の庁舎計画を変更せざるを得ない状況になったと、こういうふうにお思っておるわけでありすが、前段、村長の方から話があったとおりであります。

その中で、スケジュール的なことも含めた話があったわけでありすが、完成目標をどの辺に持っていくのか、そういうこと、それから周辺設備の中では、村民会館機能とかホールだとかそういうものを含まれておるわけでありすが、そういったものを構想として持っているのかお聞きをしたいということでありすが。

以上です。

議長（森 正仁 君）

日暮村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

はい、それでは、勝山議員の役場庁舎整備方針についてということにお答えいたします。

最初に、経過については先ほど申し上げたとおりでありますし、勝山議員からもそういう話がありました。今後のスケジュールについては、正直に言ってまだ流動的だというふうに考えております。先ほど申し上げました、本年度に一定の方針、基本的な方針を出して、来年度に基本設計、そしてまた村全体のグランドデザインを作っていくというふうに申し上げましたが、実際にいつ着工するのか、その前に実施設計を踏まえて着工ということになるわけでありましたが、それについては、もう少し慎重に判断をしていく必要があるというふうに考えております。

今の建設費の高騰、その大きな要因はオリンピック需要と言われておりますが、必ずしもそれだけではないというふうに感じております。例えば、今の低金利政策によりまして、言ってみればだぶついた資金が、ホテルであるとか、マンションであるとか、そういうところにだぶ振り分けられている、そのことによって建設費が上がっている、そういうこともあるわけであります。

そしてまた、2019年、ちょうどこれから3年後に消費税が増税をされるということでもあります。そうすると当然、消費税増税前に、場合によると駆け込みの建設であるとか、そういうことも想定されると。いろいろと考えてきますと、オリンピック需要後にと考えている話もこれまでしてきたわけでありましたが、その辺はしっかりと見極めをしていかなければいけないというふうに考えております。というのは、実際に聞いてみますと、オリンピック需要後にと考えている自治体のみならず、業者もかなりいらっしやると。逆に言えば、オリンピックの後、そういう事業が一段と増える可能性があるというふうに思います。

建物については、この役場もそうですが、耐用年数というか、そういうものがあります。建設費が高騰しているからということで、おだんでいる建設、特に公共事業、それらについても施設の耐用の関係からいずれは建て替えをせざるを得ない。それがもしオリンピック需要後にきた場合にどうなるか、その辺の状況も見ていきたいというふうに考えております。

その中で、先ほども申しあげましたとおり、村全体の、庁舎だけでなく、村全体の計画を立てていきたいと。特に農村交流館等については、いま村のコミュニティ機能の場として、主に活用しているわけでありましたが、3階だけの機能、そしてまた体育館もありますが、それが十分活かされているかということ、そうではないというふうに思います。たぶん、農村交流館の改修等については、役場庁舎ではありませんので、補助事業、その他、地方創生の関係で様々な交付金等の活用も考えられるというふうに考えておりますので、それらの交付金とか、補助事業であるとか、そういうものも当然考慮しながら考えていきたいと、計画をしていきたいというふうに考えております。

それから、村全体の財政状況であります。今の計画をそのまま実施をすれば、基金が6億になってしまうというのは、確かにあります。当然、有事の際に備えて、できるだけ基金等は残していきたいわけであり。そうは言っても、同じ事業費、例えば借入れをすれば基金は残るわけであり。その分は借金が残るというような仕組みとなっておりますので、庁舎であっても防災機能については、できるだけ有利な資金を使う、そのようなことも前提に考えていたわけであり。ただ、大きなものになりますと、例えば過疎債などについては、1年ごとの枠が決まっておりますので、一刻にその枠が確保できるかどうか、そういうこともあるわけであり。その辺も検討しながら、建設時期については慎重に考えていきたいと。それについても、基本設計、基本構想の中で、同時に、当然村の財政状況に合わせて検討していく必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

再開は、11時15分をお願いいたします。

(休憩 11時04分)

(再開 11時15分)

議長（森 正仁 君）

会議を再開いたします。

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと、こんなふうに思いますが、保健センターへの災害対策本部の機能の設置といいますか、その計画があるわけでありましたが、今回の庁舎は、旧施設を使うその計画の中の一環なのかお聞きをしたいと、こんなふうに思うわけであります。

また、旧庁舎の関係については、耐震性に問題があると、こういうことでありますが、全体的には白紙の状況だと、こんなことであるわけでありますので、何とも言えませんが、どうなのかお聞きをしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

はい、再質問にお答えいたします。

保健センターへの防災機能の移転につきましては、当面の間、この役場庁舎がもし、災害等で使えなくなった場合に備えたものでありまして、既存施設を利用する、それを前提としたものではありません。直接そこに結び付いているものではない、そういうふうにご理解いただきたいというふうに思います。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

それでは、2点目の質問をお願いしたいと思います。

「自然災害対策について」お伺いしたいと、こんなふうに思います。

9月1日は「防災の日」でありまして、1923年9月1日の関東大震災にちなんで定められたと、こんなことで、各地で防災訓練が実施され、当村では8月28日に実施をされたわけであります。

本年4月14日、「熊本地震」最大震度7が発生し、甚大な被害を出したわけであります。

また、西日本を中心とした梅雨前線による大雨、また8月には、相次いで発生した台風7号、9号、11号による東日本から北日本を中心とした大雨・暴風、10号については、北海道、岩手県で記録的な大雨となって、浸水などの甚大な被害が発生をしたと、こんなことであります。

毎年、どこかで何らかの自然災害が起きているわけですが、当村においても過去には水害等の被害に見舞われているという状況があるわけであります。

本年の6月であります、政府の地震調査委員会は、今後30年以内に震度5弱以上から震度6強以上の揺れに見舞われる確率を示す「全国地震動予測地図」の2016年度版を発表しております。

それを調べてみますと、役場付近では、今後30年以内に震度6弱以上の発生確率につきまして、「3.9%」という中身だというふうに思います。また、前段吉川議員の方から最大震度7という話もあったわけでありますが、ちなみに6強以上の数字を見ますと「0.6%」と、こんなふうになっておるわけであります。

調査委の予測では、30年以内の確立が3%だと、1,000年に1回、6%で500年に1回、26%で100年に1回の目安になると、こんなふうに言っているわけでありまして、また震度6弱

では、耐震性の低い建物だと倒壊の恐れがあるという危険性があると、こんなことであります。

地震の発生確率が低いからといって、地震列島の中で深刻な震災に直面する可能性も否定はできないわけでありまして、また、台風が直撃すれば深刻な被害が出る恐れもある。改めて、災害発生時の行政体制の在り方として、地震、大雨、洪水、土砂災害などの自然災害時にどう対処するのか、防災対策に万全の備えが必要であるというふうに思っております。行政サービスを維持できることが行政の責任であり重要だと、こんなふうに思っております。

そこで、防災体制と対策について、質問をお願いしたいというふうに思います。

まず、1点であります。前段でお話を聞いたわけでありまして、災害本部の機能について、この庁舎と移転先、保健センターにはなるわけでありまして、この2系統を持っていくということになるかと思いますが、その辺、どういうふうに使われるのか、お願いをしたいと、こんなふうに思います。また、災害に関係する機器の設置場所等々も含めて、お願いをしたいと、こんなふうに思います。それから、永年保存等の重要な書類の保管場所等についても、どういう考えであるかお願いをしたいと、こんなふうに思います。

それから、2点目であります。災害対策の関係で通信網の整備についてお伺いをしたいと、こんなふうに思っています。回線不通対策として、屋外放送、音声告知端末放送を有線から無線に切り替える必要があるんじゃないかと、こんなふうに思っております。どういうふうに考えておられるかお願いをしたいと、こんなふうに思います。また、緊急速報メール、エリアメールの活用であります。災害情報ツールとして極めて有効であるというふうに思っております。今回の防災訓練で初めて運用されたというふうに思っておりますけれども、受信にばらつきがあったというようなことで、原因究明、対応をお願いしたいと、こんなふうに思っております。その辺の関係も説明をお願いしたいと思います。

また、停電時等の通信手段の確保について、どうなのか、お願いをしたいというふうに思います。情報通信設備、それから個々の電話機関係についてはどうなのかお願いをしたいというふうに思います。

それから、4点目であります。災害時の必需品の備蓄について、現状と方針をお願いしたいというふうに思います。

また、同じく災害時の協定の締結がされているわけでありまして、現状と今後の取組みについてお考えがあったらお願いをしたい、こんなふうに思います。

それから6点目であります。気象、それから水位観測関係の整備についてお願いをしたいと、こんなふうに思っております。

以上6点であります。よろしくお願いします。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

大規模地震はいつ発生するかわからない。特に地震については、いつ起きるかわからない、そういうことであります。先ほどの話の中で、庁舎が倒壊という話がありましたが、必ずしも倒壊しなくても日常の行政事務ができなければ、村民の皆さんに大きなご迷惑をおかけするわけでありまして、その点も考えていきたいというふうに思います。

そしてまた、台風や豪雨災害に対しましてはある程度準備はできるわけでありまして、被害の状況はなかなか想定できないというのが現状であります。今回、北海道や東北地方で被害をもたらしました台風10号でも、被害の程度が想像をはるかに超えた大規模なものとなったということもあります。改めて自然の力の恐ろしさを感じたところであります。

大規模災害に備えたインフラの整備は当然必要であります。まずは一人の犠牲者も出さないよう日頃からの備えが重要であるというふうに考えております。そのためにも毎年行っています「村ぐるみ防災訓練」にご参加いただくことも含めて、村民各位にも常日ごろから防災に関心を持っていただ

く必要があるというふうに考えております。

ご質問の具体的な内容につきましては、総務課長がお答えを申し上げます。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

勝山 卓議員の質問に村長に補足をして答弁をさせていただきます。

まず、災害対策本部の設置場所ですけれども、大規模地震を想定した場合には「保健センター」を本部として利用したいというふうに考えています。そのために、今年、県が更新を予定しております「長野県衛星系防災行政無線」は、主要設備を保健センターに設置する計画であります。なお、端末、通常の業務につきましては、役場庁舎で管理できるようなシステムは一部、役場庁舎にも入れる予定であります。

永年保存の重要書類につきましては、キャビネット、それから金庫等に収納されています。災害の際にはすぐに持ち出せるように「非常持ち出し」の表示をしてございます。

それから、有線から無線化への切り替えでありますけれども、これにつきましては、新たに多額の経費が必要になります。現段階では、来年度の情報通信施設の更新は、今ある施設の更新ということで、経費の面もありますので検討しておりますけれども、無線化の防災設備の整備につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

エリアメールは、今回の「村ぐるみ防災訓練」で試行をいたしましたけど、これは非常に有効な通信手段であるというふうに思いまして、積極的に活用してまいりたいというふうに思っておりますけれども、このシステム自体は、利用に制限がありまして、土砂災害警戒情報等が発令された場合の避難準備情報、避難勧告、避難指示といった生命に関わる緊急性の高い情報を、特定のエリアの対応端末に配信するものでありまして、通常の注意報的な配信や試験的な配信はできないこととされております。

停電の備えにつきましては、村では3時間発電できる非常用電源装置を備えています。情報通信設備は2時間のものがございます。これにつきましては、昨年レンタル業者と締結をしました契約の中で、そういったものは災害の際には優先的に調達いただけるというようなことにしております。

それから、災害時の必需品の備蓄ですありますけれども、現在村で用意しておりますのは、飲料水で500mlで61本、2ℓで1,200本、アルファ化米が2,000食、これは4月の熊本地震で支援物資として提供いたしましたので、その後補正でお認めいただきまして、今後早急に準備をするものでありますけれども、2,000食、生活水としまして500mlが900本、2ℓで4,320本、それからアルミのロールマットが1,200枚、毛布が510枚、食器セットが2,000セットなどありますけれども、今後も計画的に整備はしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、村民の皆様にも自らの食料品、日用品等については、備えていただければありがたいと思います。

災害の協定でありますけれども、いくつかございまして、一番古いのは昭和63年に調布市と行いました災害援助協定であります。その後、県内の市町村で協定をしております「長野県消防相互応援協定」がございまして、それから最近では、建設業木島平会、それからガスの関係、電気の関係、それから先ほど申し上げました建設機材の関係、それらについて協定を締結してございます。それから今月中に測量等についての協定も行う予定であります。

気象それから水位観測環境でありますけれども、現在の状況では、役場庁舎には雨量計と地震計がございまして、それからそれ以外では、長野県河川砂防ステーションのホームページに樽川と馬曲川の雨量のデータが載っております。それから、千曲川の水位、バックウォーター等で被害があるわけがありますけれども、これにつきましては、立ヶ花橋それから柏尾橋等に水位計が設置されておりますので、それらの情報を随時確認しているところでございます。

村では今後、馬曲川を監視するカメラ等の設置を検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと、こんなふうに思います。

地震など大規模災害時に、庁舎それから情報システム、電力などの被害を想定し、限られた人員や設備で、優先的に業務を定める「業務継続計画」また、「避難勧告等の具体的な発令基準」について、策定されているか伺います。

また、災害対策本部が設置されるまで、住民からの情報等、そういった収集についてはどういうふうにお考えになっているのか伺いをしたいと、こんなふうに思います。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

「業務継続計画」については、今年度中に策定をするよう予定をしております。

避難勧告の基準につきましては、村のホームページに載っておりますけれども、その基準に則って出す予定であります。例えば、雨量がどのくらいとか、そういうことで決まっております。

それから、情報収集につきましては、水害、雨が降った場合には、先ほど申し上げましたけれども、職員がパトロールをしたりとかをして確認をしているところであります。

よろしくお願いします。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

続きまして、「河川管理について」をお願いしたいと、こんなふうに思います。

災害の発生防止や維持管理のための河川管理者の責任は重大であり、村が管理する河川、また国、県の管理河川に対する村の役割は重要だと、こんなふうに思っております。どのように取り組んでいくのかお考えをお聞きしたいというふうに思います。

また、本村一級河川であります「樽川」、「馬曲川」、「大川」の起点とその水系の管理者、これら河川の堤防決壊等の危険個所とその修繕計画、改修計画はどのようになっているかお願いをしたいというふうに思います。

また、河川の立木が非常に目立つ、また、葦等が非常に繁茂しているわけでありまして。防災上、問題となると思われるわけでありまして、その対応方針等について、お考えをお聞きします。

よろしくお願いします。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

勝山議員の河川管理についてのご質問にお答えいたします。

河川につきましては、県、国が管理する部分が多いわけであります。そんなことで、村、また関係市町村と一緒に毎年、県そして国等への要望活動を積極的に行っているところであります。

おっしゃるとおり、なかなか整備が進まないということではありますが、引き続きそういう行動を続けていきたいというふうに思います。

そしてまた、村内の皆さんにも河川愛護というか、「ふう太河童の川普請」等、積極的にご協力いただいていることに感謝を申し上げたいというふうに思います。

村内の1級河川の起点、管理についての質問については、建設課長がお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

武田建設課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（建設課長「武田彰一 君」登壇）

建設課長（武田彰一 君）

村長答弁に補足をしまして、勝山議員の質問に答弁をいたします。

最初に、河川の起点でありますけれども、その地番を最初に申し上げます。馬曲川は木島平村大字往郷字馬曲山8041番のイ号地先、樽川は上木島字木島山4979番の1先、大川は往郷字小樽口2523番イの2先でありますという表示があります。いずれもその河川の上流地域にその起点が設けられております。管理者は、1級河川でありますので長野県であります。

長野県の「水防計画」というものが定められておりますけれども、その中で水防上特に警戒を要する箇所として、大川では、市ノ割から樽川合流地点までの間を現在は、護岸工事として県単独事業で進められております。馬曲川では平沢橋の下が堤防の決壊の恐れがある個所、馬曲川橋から向田橋の間が護岸老朽と天井河川、樽川では平和橋から新橋の間、それに千の平橋下の地域が河川の護岸の決壊、越水、漏水の危険がある個所、それから新橋から馬曲川合流地点までが無堤による冠水地域として定められております。こういう危険地域に定められておりますけれども、何年にこういう事業を計画しているという計画にはまだ至っておりません。

次に、河川の立木、雑草等対応でありますけれども、村でも毎年7月に実施をしております「ふう太河童の川普請」の際に、河川内の切り出した立木を県の単独事業によって地区外に搬出していただいております。

毎年、今この時期でありますけれども、北信建設事務所の担当者と村で実施をしております翌年度以降の県事業の打ち合わせをこれから行っていきますけれども、その中で、河川内の立木の除去、そういうものを写真を見ながら、また必要に応じて現地を見ながら対応していただく、そういう要望をしております。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと、こんなように思いますが、まずはこの一級河川であります、管理者は県だと、こういうことありますので、全区間、指定区間という解釈で良いのかをお願いしたいと、こんなように思います。

それから、大川については、危険個所の報告はなかったわけではありますが、特に上流部は、荒れ放題になっていると言っても過言ではない状況にあるわけであります。土手が崩れて川幅が狭くなっていたり、浸食がひどい箇所がある。こういった改修がされていないということで、河川管理者の維持管理がされているか疑問に思うところであります。しかも、護岸が崩れ、水田が流れる状況であっても改修はされず、受益者で応急処置をしている。こういった状況にあって、今後の対応についてどのように考えられるかお伺いをしたい、こんなふうに思います。

それから３点目であります。川の起点について伺いをします。樽川、馬曲川の起点の上流については、大川もそうありますが、準用河川それから普通河川なのかわかりませんが、村長が管理者ということになっているんだらうと、こんなふうに思うわけですが、特に大川の起点について、疑問に思っているところがありますので、お願いをしたいと、こんなふうに思うわけですが。起点より上部に、農地もあつたり、それから住宅もあるわけですが、川幅も変わらない。それから支流が入っているわけでもない。そういったところに起点標が立っていると、こういうことでもあります。起点より上が村が管理をするということにもなるわけですから、そういったところが、国が決めてるんだらうというふうに思いますが、調べる必要があるのかなと、こんなふうに思っておりますので、考えをお聞きしたいと、こんなふうに思います。

議長（森 正仁 君）

武田建設課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（建設課長「武田彰一 君」登壇）

建設課長（武田彰一 君）

はい、それでは勝山議員の再質問に対して答弁をいたします。

最初に、一級河川についての全区間が県管理という確認でありますけども、先ほど申し上げた起点から終点までの一級河川３本については、全区間が県管理であります。

次に、起点からの上流部分、準用河川であれば当然村でありますので、管理者は村ということになります。かなり上流部分で立木とかが繁茂している区間、どの部分から県、どの部分から村というものが大変難しいところもありますけども、先ほど申し上げたように、この時期に河川内の県工事、立木除去、そういうものを含めた河川事業についても要望をしております。その中で、特に大川に関しては、どこが起点というものを、現地に標示がありますので、その部分を確認した経過もあります。ただ、その起点から上流部分、下流部分も同じような状況であります。議員指摘のように、すぐ家屋の下段の石積み等が崩れている、それが護岸なのか、家屋の基礎なのか、その辺についても確認できない上流部分がありますので、その辺については管理者がどこなのかを徹底するということでもありますけども、その辺については、当然徹底をしていきたい。それから確認をしながら、その必要性を事業実施に向けて強く要望していきたいと感じております。

それから、馬曲川についても、大川についても、砂防河川という指定をしておりますので、その部分については、特に県それから国、最初に村長が申し上げますように、合同要望というものもありますけども、特にそういうものの中で、国、県に強く、この箇所がこういう状況で危険であるというそういう要望をしてきております。その中で、すぐにも事業実施をしていただきたい、そういう必要性をお話しながら進めてはおりますけども、まだまだ、何年度にこういう事業を実施する、そういう計画には至っておりません。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

内藤副村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（副村長「内藤克彦 君」登壇）

副村長（内藤克彦 君）

ただいま建設課長の方から説明があつたわけでございますけど、私の方からもちょっと誤解を招かぬように補足の説明をさせていただきます。

河川というのは、準用河川、それから一級・二級の国交省で管理をしている河川があるわけですが、途中から一級河川、二級河川、途中までは準用河川、こういった区別はございません。

大川に関しても、樽川、馬曲川に関しても、一級河川の起点から上部は、いわゆる川という概念で

はなくて、沢。そこには砂防指定地区というものがございます。要するに山腹崩壊等を守るために砂防指定がされておりまして、その後、しっかりとした河川の形状を成している部分については、一級河川あるいは二級河川、準用河川、こういう順序でなっております。

本村において、準用河川として指定されているのは、糠塚大川それから烏川、この二つが指定されていると認識しておりますので、若干補足説明をさせていただきます。

議長（森 正仁 君）

以上で、勝山 卓 君の質問は終わります。

（終了 午前11時45分）

議長（森 正仁 君）

5番 勝山 正 君。

（「はい、議長。5番。」の声あり）

（5番 勝山 正 議員 登壇）

5番 勝山 正 議員

それでは、通告に基づきまして私の方から「農の拠点施設の管理について」どのようになっているかお聞きしたいと思います。

多くの村民の皆様から、道の駅ファームス木島平について現況はどうなっているのか、上手くいっているのかどうかというようなことを言われています。非常に心配をしているという声が多分あるということで、村長さんはじめ皆さんは承知しているかと思います。

昨年も質問したわけでありまして、あり方について行いました。1年が経過する中で運営方法も見えてきたと感じます。その中で農の拠点施設の管理・運営に関しましては、民間業者たる農村木島平㈱の能力を活用しつつ、地域住民の利用効果・効率を向上させるということを確認するということでもあります。そのために必要な事項に定めと協定書の主旨となっているわけでありましたが、そのほか雇用創出の施設として建設された建物と考えております。

このようなことから、4点ほどお願いしたいかなというふうに思います。

1つとして、オープン以来1年を経過する中で、住民の利用効果また効率についてどのように実践されてきたかというのを把握されているかどうか。

また、村の雇用の実態、実績はどのようなふうになっているかも把握されているかどうか。

一番の拠点としての大前提であります6次産業を進める中での施設での一步は踏み出されたのか。そのための実績、成果はどうだったんだろうか。また、村内の農作物については、利用したのかどうかをお聞きしたいと思います。

4点目としまして、農業振興公社から引継いだ調布の新鮮屋、特産品加工についても、生産者とのつながりは充実したものになっているのかどうか。

以上4点について、お聞きをしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、勝山議員の農の拠点施設の管理対応についてというご質問にお答えいたします。

指定管理の協定書には、趣旨として「民間事業者たる能力を活用しつつ、地域住民等の利用の効果および効率を向上させ、もって地域福祉の一層の増進を図る」というふうに明記をされているわけがあります。そのことで、村とすればその趣旨に沿った形で指導しております。

個々のご質問につきましては、具体的な数値等ですので、担当課長がお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

それでは、村長の答弁に補足してお答えしたいと思います。

まず、1点目の農の拠点施設の管理運営に関することの中で、住民の利用効果・効率についてどのようになっているかというご質問でございます。

営業実績につきましては、毎月、農村木島平から村に報告を上げていただいております。集客人員につきましては、昨年は5月からでございますけれども、合計しまして17万2千人強でございます。ただし、村外の方が多いというふうに聞いております。効率というのはちょっとわからないんですが、そういうことになっております。それから、仕入れの関係でございますが、直売所の農家生産者は、全体で174人が利用されておまして、70%が村民でございます。また、調布新鮮屋につきましては、66人の方が100%村民であるということでございます。

それから、2の村民の雇用実績はどうかということでございます。雇用者全体で26人と聞いております。正社員17人、パートが3人、新鮮屋が6人ということでございます。新鮮屋を除く村内雇用者は、10人であると聞いております。

3の6次産業を進める中で施設での一步は踏み出せたのかということでございます。新たに開発した品目としまして、ジャム、りんご、桃等でございます。あと米粉パスタ、ケチャップ、おこわ、笹ずし、ジャージープリン、チーズ、ジェラートなどの加工品を開発し、販売しております。販売額につきましては、850万円で、施設売り上げの16%を占めております。今後も引き続き販売促進を図ってまいりたいと思っておりますし、6次産業ということを念頭において今後も進めてまいりたいと、村として指導して参りたいと考えております。

4の公社から引き継いだ、新鮮屋・特産品加工等について生産者との繋がりはどうなっているかということでございます。生産者とは、親密な連絡を取り納入をしているというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

再質問に入るわけですが、先ほど2項目目が質問の途中で切れてしまっておるということで、再質問という形で2項目目の質問をお願いいたします。要するに、（1）という形で、これが1つの括りになっておりますので、2項目目も再質問からではありますが、それも一緒に質問ということで。

5番 勝山 正 議員

はい、わかりました。

議長（森 正仁 君）

勝山 正 君。

（「はい。」の声あり）

5番 勝山 正 議員

内容的には重なる部分もありましたので、あえて別々に質問しようかなと思ったわけなんですけれども、再質問させていただくのは、まず新鮮屋の売り上げについては伸びていると聞いておりますけれども、具体的に品目的にはどんなようなものなのか。出荷しているものについては、先ほど66人の方が出荷しているということですが、主にどのようなものが出荷されているのか、わかる範囲でお願いしたいと思います。

それと、第3期の決算総会が開催されたと聞いております。その点については、村へ報告されているのかどうかもお聞きしたいと思います。

経営の内容については、いちいち儲かった、儲からないと、そういう点については、個人会社であ

りますので、どうかなという点もありますけど、そうは言いましても、施設管理をお願いしている立場上、そこら辺のところも重視してもらわなければいけないかなというふうに思っております。

その中で、村での検証も必要ではないかというふうに考えております。当然、協定書、管理仕様書との確認を併せながらやるべきじゃないかなというふうに思っています。

それと、指定管理費が昨年より減って、本年度は790万円に減額されたということでもあります。そうは言いましても、村から巨額な資金が拠出されていると。それで運営されているということでもありますので、管理を委託した管理業者に任せるだけではなく、村民からも負担をいただいていることも認識しなければならないというふうに思っております。今は、いろんな面でいきますと不安、不信だけが先行しているような状況でありまして、活気が出てないというのが現状じゃないかなというふうに思っております。なんとしても成功してほしいというのが村民誰も思うことであろうかというふうに思います。

それと合わせまして、最後に、この9月1日に北信地域5JAが大合併したわけであります。農業振興にあたり、農業振興公社とともに今ある農の拠点施設の充実を図る中で、新JAとの取り組みをしっかりと進めるべきだと考えるが、その点についてはどうか、お願いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、それでは、勝山議員の再質問にお答えいたします。

新鮮屋での具体的な販売品目等については、担当課長からお答えをしますが、農村木島平に実際村が指定管理を出しているわけでありましたが、建物は言うまでもなく村の施設であります。そしてまた、道の駅機能というのは、村にとってもこれから重要な役割を果たしていただく、そういうものだというふうに考えております。そんな意味で、それを管理運営する会社の安定的な経営というのは、やはり必要だろうというふうに思います。そういう面で、経営安定を図るようにそういう指導、そしてまたその中からしっかり機能を果たしていただく、そのための指導はこれからもしていきたいというふうに考えております。

そしてまた、新しく発足しましたJAながの、これらの関連につきましては、農の拠点、ファームス木島平だけでなく農業振興公社そしてまた、村のこれからの農業政策にも大きく関わってくることだろうと思います。そんな意味で更に連携を保ちながら、協力をしながら村全体の農政の振興のためにこれから進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

実際の、先ほどの新鮮屋そしてまた農村木島平の経営状況等の検討、それらについては、担当課長からお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

高山建産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

村長に補足してお答えいたします。

まず、新鮮屋でございます。これにつきましては、たいへん売上げが伸びているということなのですが、私の手元にある資料では、農業振興公社でやっていた時とほぼ同じであろうというふうに考えております。昨年の実績で言いますと、3,680万円でございます。これは、5月からでございますから、平均で12カ月かけますと約4千万。通常ベースでいきますと、振興公社でも4千万円程の売上げであったということでございます。

主なものについては、新米はもちろんですけども、あとは季節の野菜、これには入荷日を待ち焦

がれていらっしゃる方もおいでになると聞いております。

あと、加工品類、それから漬物、こういった通常のもものが売れていると聞いております。

それから、ファームスでございますけれども、確かにいろんな噂が私の耳にも入ってきます。ただ、どれが真実でどれが違うのかといったことについては、村では憶測を避けるべきだというふうに考えております。ある程度しっかりした資料を基に、ファームス木島平の、農村木島平株式会社の運営状況について、把握していかなければならないというふうに考えておりますし、監査委員さんからもそういう指摘がありましたので、それを基に精査してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（森 正仁 君）

勝山 正 君。

（「はい。」の声あり）

5 番 勝山 正 議員

再々質問という形でお願いします。

確かに今の噂ごとについては、噂にすぎませんので、実態は把握できないと思います。その観点から、先ほども申し上げましたように、決算書、総会の資料とかを提出していただく中で、しっかりと業績等の把握をしていくべきじゃないかなというふうに思っております。ただ、こういうことに対して云々というのは、民間会社でありますので、この辺はどうなっているかと不安な点が多々出てくるかと思っておりますので、そこら辺をしっかりとやっていくことが、村が費用を出しているということをじっくりと考える村民の皆さんにお示しできるんじゃないかなというふうに考えておりますので、その辺をどうかお願いします。

議長（森 正仁 君）

高山建産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

先ほども申し上げましたけれども、通常指定管理におきましては、毎月の提出資料それから年度末の決算資料の提出は当然求めているところでございます。ただ、村の監査委員さんからもその受け皿で足るかどうかというようなご意見がありまして、今現在、農村木島平の貸借対照表から決算書それから財務処理をそれぞれ収集し、調査にあたっているところでございます。十分に審査をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（森 正仁 君）

以上で、勝山 正 君の質問は終わります。

（終了 午後 1 2 時 0 4 分）

議長（森 正仁 君）

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会といたします。

ご苦勞様でした。

（散会 午後 1 2 時 0 4 分）

平成28年 第3回 木島平村議会定例会
《第3日目 平成28年9月13日 午前10時00分 開議》

議長（森 正仁 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（森 正仁 君）

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日は雨が降りましたが、大変蒸しております。ということで、クールビズ対応ということでお願いたします。なお、ジャケット等については、それぞれの判断で着用をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

4番 土屋 喜久夫 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（4番 土屋喜久夫 議員 登壇）

4番 土屋喜久夫 議員

それでは、発言を許されましたので、通告をいたしました3項目について、質問をさせていただきたいと思えます。

獲れ秋の本番を迎え、黄金の稲穂がなびいておりまして、今年の豊作を予感できるこの頃であります。ただ、本日は、この時期にはうれしくもない降雨となっております、農家の皆さんも刈取りのスケジュールにやきもきのこの頃だと思えます。

また、今朝の予報によりますと、日本の南の海にも新たな台風が3個発生をしております、この進路も不安を生ずるところでございます。

最初に、定例会の冒頭でも、村長の方から行政報告にもありました、渇水対策について質問したいと思えます。

記録的な雪の少なさ、少雨の梅雨など農業用水をはじめとしまして、水道水にも水不足が出ておりました。

7月27日に村の渇水対策本部が立ち上がりまして、農業水利組合等へのポンプを使用した場合の電気代の助成、また水道水につきましては、高社簡易水道から接続があったわけではありますが、新たに接続し直しをしながら上水道への供給をするなど、専決処分で行われてきたところであります。

近年、大変気象が大きく変動しております、長期予報も目安程度にするしかない、なかなか予想のつかない状況で推移をしております、水田を中心とする木島平の営農も経験則だけで済まない状況になりつつあります。異常気象は、災害と同様であります。いつ発生するかわからず、この冬も例年並みに雪が降るのか、寡雪になる可能性も十分考えられるわけであります。

毎年、農家のご努力で、それから村の環境が、食味コンクールで好成績を残す実績であります。良質米の生産が村の知名度を上げておりますし、木島平農業を支えているといっても過言ではありません。

水田の水不足、これについては、極めてリスクが高く、良質米や良食味米には致命的であります。釈迦に説法ではありますが、イネは出穂時期に水を欠かせないこと、それから登熟期に夜間水温を25度以上に上げないこと、こんなことで食味を維持するわけではありますが、豊富で、鮮烈な用水が流れる木島平村には絶対欠かせない要素であります。

先人のたゆみない努力で、村内には多くの用水路が整備されてきました。美田を維持し続けてきたわけであります。水稻栽培は、多くの農業機械が必要とされ、この頃は個々の農家ではなく、担い手農家が大きな機械を持ちながら作業受託をしてくれている、そんなような状況の中で、長い管の用水路を維持するマンパワーも不足がちになっていっています。水路の老朽化で、不足する用水からの漏水で、下流までなかなかたどり着かない、こんなことが現実として起きてきているわけでございます。

用水路も、それぞれ村内に多くありまして、改修が済んだばかりのものから、50年来手つかずで、維持管理と言いますか、除草等されている程度の管理の用水路もあり、ただ用水路改修ということになりますと、地元負担が大きいのしかかり、また村の総合計画に盛り込みながら、年次的に実施をしていくというようなものであり、なかなか集落にとっても取り組みづらい状況にあります。また、集落間の非連担地区などで、課題がある箇所もあろうかと思えます。

過去にも事例がありますけれども、中山間地域直接支払制度の交付金を活用しながら、それを財源として水路整備を進められた地域もあります。また、受益農地を対象とした多目的支払制度の交付金など、十分活用できる制度もあります。そんなことで、この辺についても計画的に改修ができないのだろうか。全面改修でなくとも、コーキングなどの長寿命化の施工で十分足りる所も多いと思われます。中山間、多目的支払、両方とも4分の1の村の負担というのがありますが、75%は国県の負担でもあります。取り組みは、当然、それぞれの受益者ではありますけれども、受益地域が入り組むなどの困難がある場合、村がこの部分について、事務代行する、そんなようなことで、農業に直結するインフラ整備を早急に進められないかお伺いをいたします。今起きてもおかしくないのが災害であります。来年、また渇水対策本部が立たないことを願いながら、ご質問とさせていただきます。

また、水道水の関係であります。渇水状況に加えまして、使えない水源があるなど、大変水道水の不足する事態でありまして、水圧の変化等で、切り替えによる水圧の変化等で困難をされた家庭もあるとお聞きします。水路同様であります。配水管の老朽化、また漏水もあったというようなこともお聞きしますが、取水、取り入れた水が全て配水できていない木島平の水道環境でもあります。計画的なインフラ整備が必要となっておりますが、3月定例会でも申し上げたように、大半、村内の水源は湧水に頼っているわけでありまして。そんなことで、水源の水質維持が絶対条件になろうかと思えます。この夏のような、水道水が不足するような事態に、せっかくある水源が使えないというようなことでは、大変残念なことです。常日頃の備えが大変重要であろうかと思っています。水源周辺の環境の整備は喫緊の課題でありますので、至急改善を図られたいがいかがでありますでしょうか。

合わせまして、今年は馬曲川も越渡橋から下の流れもなくなった、それから樽川の水量も大変減少したというような状況の中で、例えば浄化センターの放流水が基準に適合しながら流れているわけですが、ただ希釈濃度が非常に減るということは、集落、いろんな食品工場等も含めてあるわけでありまして、この辺の放流水による希釈濃度が減るということは、用水の富栄養化につながっていきます。そんなことで、定期的な水質検査とは別に、このような状況の時に水質検査はできないだろうか。米の食味と考えた場合は、窒素の余り多くない水質ということも十分考えられるわけでありまして、さらなる水質浄化に向けた取り組みが必要なんではないかなということを考えるわけですが、この辺について取り組み状況をお知らせいただければと思います。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、それでは土屋議員の渇水対策についてというご質問にお答えいたします。

今年の水不足が異常気象によるものであったとしても、こういう温暖化の中で今後頻度が増えてくるといっても考えられます。そのため、特に飲料水については、将来的に新たな水源の確保は必要かなというふうに考えております。また、特に渇水の年にはそれぞれの村民の皆さんにも、水はやはり共有の資源であるという意識をしっかりと持っていて、自分が使っている用水路等の維持管理をしっかりといただく。そしてまた節水に心掛けていただく。そういうことも必要だなと。そんなことも是非村民の皆さんにお願いしたいというふうに思います。

そしてまた、飲料にしても農業用水にしても水の恩恵で生活を営んでいるこの村でありますので、水質は本当に重要であります。今後とも水質の維持に努めてまいります。

個々の具体的な質問については、それぞれ担当課長がお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

それでは、村長の答弁に補足しまして、水路改修の件につきましてお答えしたいと思います。

本村では、水路改修等は、実施計画に基づき、少額で補助対象とならない工事につきましては、村単独事業で実施しております。また、補助対象となるものについては、農業基盤整備促進事業で、地元負担3割ということで実施してまいりました。

その他、その地区で自らの維持管理が必要であろうということで、中山間直接支払の23地区。それから多面的機能支払の11地区につきましては、土屋議員の申されたとおり交付金をお支払いしておりますし、これを利用していただき、独自で水路・農道等の改修・整備をお願いしたいと思っております。また、多面的機能支払につきましては、今後も増やす予定でございますので、ぜひそういう希望がありましたら、産業課の方へ申し込みたいと思っております。

以上です。

議長（森 正仁 君）

武田建設課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（建設課長「武田彰一 君」登壇）

建設課長（武田彰一 君）

村長の答弁に補足をしまして、渇水の中での水道水の不足の事態への対応ということであります。

給水管の老朽化や漏水の対応、当然インフラ整備が必要であるというふうに認識をしております。水道水は、毎年この時期、秋から冬にかけて不足気味であります。それによって、各地の配水池からの給水、配水によってその場をしのいでいる、そういう状況であります。

議員質問のとおり、水道水の水源は、その大半を湧水に頼っている中でありまして、水源の環境維持はもちろんのこと、その上流部での開発行為にも十分注意を図っていかなければいけない、そういうものを認識しております。水源周辺やその上流部での開発行為には、必要な規制を施しながら、現状の水源自体も十分注意をしながら環境維持、その水源そのものの環境を図っていききたいというふうに考えております。

その都度その都度の工事なり対応緊急工事は必要であるというふうに考えてはおりますけれども、今も含めたインフラ整備、それから水源等含めた長期的な計画、これから本当に実際、長期的な計画を立てて、その対応を進めていきたい、そういうふうに考えております。

議長（森 正仁 君）

土屋民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「土屋博昭 君」登壇）

民生課長（土屋博昭 君）

それでは、お答えしたいと思います。

定期的な水質検査とは別に、水質悪化が心配されるので渇水期にも検査を実施できないかというご質問でございますが、村では毎年春と秋の年2回、村内水路12カ所で水質検査を実施しております。検査項目は有機物汚染の指標であるBOD、あるいは浮遊物や水の濁りを表すSSなど8項目について検査を実施しております。これにつきましては、環境省の「生活環境の保全に関する環境基準」による農業用水基準と比較しますと、すべての検査地点で基準内に数値が収まっておりまして、概ね良

好な水質となっているところでございます。

また、浄化センターからの放流水につきましては、毎月水質検査を行っておりますが、放流水の富栄養化の要素となります、BOD、SS、全窒素、全リンの項目について、昨年4月から今年8月までの状況を見ますと、全ての項目で、水質汚濁基準よりも厳しい下水放流技術基準内の数値となっております。良好な状態になってございます。

ご質問の渇水期に水質検査を実施できないかということでございますが、検査自体は実施可能でございますが、通常より渇水で水量がかなり少なくなっている河川につきましては、数値的には通常の状態より変化が予想されるところでございます。事業所等の排水の状況が基準内であれば、環境基準を上回ることはないのではないかと思います。

いずれにしても、ご質問にありました水質浄化に向けた更なる取り組みの強化の必要性につきましては、当然必要と考えてございます。

取り組みの主なものとしましては、8月末現在84.4%の加入率であります下水道への接続の推進、また県と連携しました村内事業所からの排水の監視、家庭等雑排水の汲み取り等浄化槽の適正維持管理についての指導・啓発、あるいは広報活動によります河川へのゴミの投げ捨ての防止などを、継続して実施しながら、さらなる水質浄化に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4番 土屋喜久夫 議員

ありがとうございます。

今の答弁いただいた中で、若干詳しくお願いしたいなと思った部分であります。産業課長の方から多面的機能支払を今後も進めていくというようなことでありました。多面的、直接支払の制度、私は承知をしておるわけでございますが、村内農業者が全てその点について承知をしているとは、なかなか。耕作組合等には、呼びかけをされているのだろーと思っておりますが、この辺について、事例も含めて、詳細をご案内いただければと思っております。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

多面的機能支払交付金事業でございますが、これは国の交付金の事業でございます。基本交付単価というものが決まっております。国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1ということで、地区、団体に負担する交付金でございます。取り組みの項目としましては、農地維持、それから共同取り組み、資源長寿命化といった3項目が、田と畑によって単価を分けされております。一番、この水路改修、農道等の整備に使われるのが、資源長寿命化という交付金になります。これにつきましては、田で1㎡4,400円、畑で1㎡2千円という基準単価となっております。もともと、大塚沖、和栗沖、下中村、小見島等で行っておったわけですが、こういう多面的機能支払を入れまして、いろいろな整備をしたいという希望もありまして、御堀丹後を3年前に計画して入れたところでございます。それから、2年前に上堰、水利組合でもこの多面的機能は使えますので、受益面積に応じて使えます。上堰、揚堰、それから西原新堰、これを多面的機能支払の地区ということで増やしまして、それぞれ、上堰につきましては、今年は水門の工事を予定していると聞いておりますし、西原新堰につきましては、スキー場線にはしております水路に蓋をしたいというようなことで行っております。また、昨年3地区増えまして、八丁原それから第三工区、新橋この3地区が増えています。それぞれ独自に農道、水路いろんな面で整備ができるということで、地区の独自の整備方針でこのお金が使えるとい

うことで、大変有効なものであろうというふうに考えております。今年につきましても1地区増やす予定になっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4 番 土屋喜久夫 議員

また若干修正があるようでありますが、単価等それぞれそれだけの単価が出るということは大変ありがたいことでありまして、言えば今までの中山間地域直接支払制度が水田に限って、また傾斜という条件がありましたが、多面的機能直接支払の部分につきましては、極めてその辺が緩和をされている。そういう意味で、今課長からの説明のとおり、水利組合でも取り組みができて、受益面積に応じた交付金が出るというようなことであります。

もう1点は、村が進めております遊休荒廃地対策にかかります畑にも使えるという、こういう制度であります。こんなことで、水田は耕作面積を増やすということは非常に困難な状況にありますので、木島平農業を進展させるためにもこの制度を使いながら、畑の対応もぜひ取り組んでいただけるような、そんな方策はできないか。なかなか畑の作物自体が、単価がいいものではないものですから、拡大というのは難しいかもしれませんが、後で述べますように遊休荒廃地の対策に活用できないかどうか、そんなことについて、具体的な話ではなくて、政策としてどうなんだろうということを再度お聞きしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

再々質問ですが、その前に先ほどの再質問の際に基本単価でございますが、1㎡と申し上げましたけれども、10アールでございます。1反歩、田んぼの場合4,400円、畑の場合2,000円ということで訂正させていただきます。

おっしゃるように、この畑にも交付金が出るということで、傾斜地でも十分使えるんだろうというふうに村としても判断しております。そして、中山間で取り組んでいる地区にも、加算してできるということも、国から聞いております。ということで、これからは、この多面的機能を使っていろいろな整備を独自で考えながら進めていけるようなことにしていきたいと考えておりますので、その点は中山間の地区担当がいますので、それぞれの総会でお話をさせていただきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4 番 土屋喜久夫 議員

今の答弁のようにお進めいただきたいとは思っていますが、農業者自体、また村民自体が制度に精通をしているわけではありませんので、課長からありましたように地区担当なり、また集落担当も含めて、そんなことを周知いただければありがたいと思っています。

続いて2点目に入ります。

昨日、吉川昭議員、勝山卓議員の詳細な質問がありましたので、触れられない内容についてご質問をいたします。

先の台風10合の被害は大変甚大でありまして、お亡くなりになった方々、被害に遭われた皆さんに心からお悔やみとお見舞いを申し上げる次第であります。未だ不明の皆様の一刻も早く、家族の皆様のもとにお帰りいただくことを心より願っているところであります。被災された東北、北海道の自治体のお取組は大変なものとは推察し、被害地の実態を教訓としながら、我々も襟を正すべきだろう、そんなことを感じておるところであります。

翻りまして、村の防災対策は、先日、村民の皆さんの協力の下、湛水被害を想定した総合防災訓練が行われました。実際に即した訓練と評価がありますが、対策本部を保健センターに移すというような表明も以前にありまして、今回の想定は、湛水被害ということで、役場に本部設置でありました。機会がありましたら、保健センターと各集落の無線通信の可否等も点検されたらと思う次第でもあります。

震災や異常気象など、予測不可能な中で、村民の生命・財産を守ること、これは、自治体、村の最重要な責務であります。対策本部になる役場庁舎の方向性につきましては、昨日この席でもお示しをいただきましたので、概ね了解はしたわけではありますが、災害につきましては、今夜または明日か、またはこの場で起きるかもしれない。できることから手を打つ必要があろうかと、そんなことを感じるわけであります。

総合防災訓練の参加者を見ましても、若年層の参加が少ない印象にあります。その状況の中で、全ての村民に避難所の周知が出来ているのだろうか。大変不安なところでもあります。防災計画、避難所の表示等、村も多くの努力を払われていることは十分承知をしています。ただ、受け手に伝わらなければ、本当の周知とはいえないのではないだろうか。なかなか大変な作業ではありますが、そんなことを感じる次第であります。

いま、若年層ばかりでなくて、スマートフォンの普及で、インターネットでの検索利用が拡大しています。村のホームページからの避難所の検索は、行きづらい場所、文書の一番最後に載っているというようなことでありまして、私も試してみまして、なかなか難しいなというようなことを感じたわけであります。

この質問の通告から、約一週間、既にもう対応されているのかもしれませんが、最後についている表の見方も、それぞれの災害に応じた避難所というようなことで、ひと目で理解するというのは大変難しいような表にもなっています。この件については、どう対応されているか、よろしくお願いをしたいと思います。

前段、申し上げたとおり、この場で起きても不思議でないのが災害であります。

また、避難所の検索で、ヤフーというプロバイダーがありますけども、災害情報ページにも村の避難所が情報として載せてあります。ただ、その情報も以前のものでありまして、保育園が3園あって、小学校が3校あるというような、その情報の避難所であります。これも場合によっては混乱の元でもあります。この辺についての対応をどうされているのか。

併せまして、インターネットで、木島平を検索すると、「木島平観光」、「観光協会」等、それから「い〜なか交流館」等の多くのページが候補になります。村のホームページも統合をしたいというようなことで表明をされています。この辺についても期日をいつとされているのか、検討だけでいいのかどうか。早急に対応をされていた方がよろしいかというようなことを感じるわけであります。

災害時の情報手段、インターネットは唯一のアイテムになる可能性が十分あります。村民もそうですし、村を心配している皆さん、応援している皆さんも、被害状況それから村の対応など、迅速的な情報提供は大変重要であります。どの様な方策を考えておられるのか伺いをしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、それでは、災害対策は万全かというご質問にお答えいたします。

今年のというか、例年の村ぐるみ防災訓練において、若者の参加が少なかったということは残念であります。ただ、避難所の周知については、ほぼというか、できているんだろうというふうに考えております。

今年度から一次避難所に指定をされております地区の集会所等については、一部村の方でも支援をしながら耐震化の事業を進めているわけでありまして。その中で、村民の皆さんにも一層、避難所としての認識を高めていただける、そういうことにもつながっていくのかなというふうに考えております。個々のご質問の件については、総務課長からお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

土屋議員のご質問に、村長に補足して答弁をさせていただきます。

若者が少なかったということにつきましては、先ほど村長が申し上げた通りでありますけれども、「村ぐるみ防災訓練」のほかに、ハザードマップを全世帯に配布したり、村のホームページに掲載するなどして、周知を図っているところではありますけれども、今後も様々な手段でより徹底した周知を図ってまいりたいというふうに考えております。それからホームページでの検索が難しいというご指摘がございましたけれども、これにつきましては、できるだけ見やすいように改善を考えたいと思います。

ヤフーの災害情報のページの件でありますけれども、その中には、情報の中の記載でありますけれども「現在開設されている避難所の情報は、自治体のウェブサイトなどで確認してください。」というふうに記載されています。ヤフーのページの修正も必要ですが、村のウェブサイトの情報を常に最新のものにして見やすいようにしていくということが大事だというふうに思っております。

それから、村のホームページの統合の時期でありますけれども、今年度の予算で「い〜なか交流サイト」との統合を行う予算が計上されておりますので、今年度中に実施してまいります。

村長が先日の答弁でも申し上げましたように、特に最近では、木島平村は比較的災害に見舞われることが少なく、なんとなく村の中でもこの地域は災害がない、災害に強いといった思い込みがあるのかなというふうに感じますけれども、昨日も申し上げましたけれども、過去には何度も豪雨災害に襲われたこともあります。災害はいつどんな状況で起こるかわかりません。そのことを念頭に防災対策に取り組んでまいりますので、村民をはじめ村にかかわりのある方々や村に関心のある方々には、常日ごろから村が発信します防災情報に関心を持っていただければというふうに思います。

なお、総務省の平成26年度の統計によりますと、携帯電話・PHS、スマートフォンも含めていますが、普及率が94.6%。インターネットに接続できる家電の普及率は78%となっています。土屋議員もおっしゃいましたけれども、これらを利用することが周知方法とすれば有効であるというふうに思っております。ただ、一方で、携帯電話等は災害発生時には一時的に込み合って使えないと、通じにくいといったようなことも言われておりますし、お年寄りの中には、こういった情報通信機器に慣れていられない方もおられますので、できるだけ多くの手段で情報をお伝えしてまいりたいというふうに考えております。

災害への備えにこれで大丈夫ということはないというふうに思っております。想定できる範囲でできるだけ準備はしてまいりますので、村民の皆さまにも個人でできることの備えや情報収集をお願いしたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4番 土屋喜久夫 議員

続いて、質問の3点目に移りたいと思います。

「農政は農家経済を振興しているか」という質問であります。

経済対応と言いますか、それぞれの飯の種は当然のことながら当事者が担うものでありまして、ただ、地域経済の振興、これは村が生き残っていくと言いますか、振興していくうえで重要な課題でありまして、特に木島平においては、農業振興は大変重要な施策となっています。萩原由一議員、勝山正議員からも昨日質問がありましたが、農の拠点事業につきまして、別な側面からご質問させていただこうと思っています。

「農の拠点事業」ということでありまして、なかなかこの文言が出てこなくて、「ファームス木島平」と言うような表現でいろいろ話がされているところではありますが、大変重要な施策でありまして、村全体として取り組みながら推進をされてきていたところでもあります。

ただ、村長選挙の争点となりまして、本来の事業目的が不明確というような状況も村民の中には見受けられます。

ただ、実際の今の立地場所でありますし、それから設備、施設の問題等、時の判断が的確であったのか、これについては、今後検証されていくことだろうと思っております。農の拠点事業は、農家所得を高めるため、また、村内農産物に付加価値を付けるためということで、大きな目的を持ちながら、膨大な村費を投入し、施設整備を行ない、2次、3次を推進しまして、いわゆる木島平農業の6次化推進の拠点として整備されたものであります。

若干の遅れはあったものの、昨年の5月に開業され、1年間運営され、運営会社の決算も終了されたとお聞きをしております。訪れた入場者数も明らかにされ、当然ながら、道の駅機能も併設していますから、村外者の訪問が大多数のようでありまして、交流人口の拡大施策の重要施設でもあります。

運営会社であります、極めてこの部分については、判断が分かれるところでもありますけれども、時の村長、議会の第三セクターには甘んじないというような並々な決意のもとで、完全民営会社として経営をされてきました。

ただ、資本的には完全民営とはいえ、村の重要施策の「農の拠点事業」を推進する立場でありまして、村農業への貢献は、第一義に実施すべき会社であります。村の指導、助言は当然であります。昨日、萩原由一議員の質問にもありましたが、農業振興公社から移管をされた加工用機械、当然村に帰属されるものであります。また、村が指定管理を任せられる、コンプライエンスを基本とする運営会社、農村木島平株式会社でありますから、会社法に規定する決算公表は当然行われていると思っております。

ただ、資本金5億円以下の会社でありますから、貸借対照表のみが公表の対象となっているものでありまして、村内農業者への還元状況がなかなか不明であります。「農の拠点事業」の基本計画に則した状況となっているのか、村内農産物の付加価値は向上しているのか、村内農業者の経済は好転しているかお伺いしたいと思います。

木島平米の扱いも多いと聞いております。木島平米は、過去からの施策で、特に新たな流通も必要としない作目であり、もし間に農村木島平株式会社が入って、高値取引ができるようであれば、生産者のために全てを還元するのが「農の拠点事業」の本旨ではないかと考えております。いかがでしょうか。現段階の課題、それに対する解決策はいかがでしょうか。

我々議員も同様でありますけれども、村民に付託された任期は4年であります。あとわずかで半期が終わります。TPP以後の村内農業を展望するうえでも、大変重要な施策と考えられる「農の拠点事業」であります。基本方針に沿った運営で、農業者が不安なく、後継者に経営を譲渡でき、新規就農者が安心して就農ができる、安定した経営ができるような農政を推進されたいのですが、この「農の拠点事業」の進捗状況はいかがか、お伺いをします。

続きまして、遊休荒廃農地対策は進んでいるかということでもあります。

前段申し上げましたように、農政は農家経済を振興しているかという中身でありまして、本年度、家畜放牧からそばの栽培に切り替えて事業が展開をされています。行政報告では、そばの栽培が27ヘクタールと報告をされています。実際に家畜の放牧地をそば栽培の圃場に出来た割合は何%ぐらいか。

この事業の導入で、真に遊休荒廃地の復元ができた面積はいかがでしょうか。

そば粉やそば製品などの展開を計画されております。は種が終わりまして、そばは干ばつにも強い作物でありますから、今、それぞれの圃場に白い可憐な花を咲かせていまして、大変景観としても良いものでありますが、この計画の村全体の収支計画はいかがでしょうか。農家所得にどう反映されていきますか。

将来にわたって、この事業の担い手は、農業振興公社で進めるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、それでは、土屋議員の農政は農家経済を振興しているかというご質問にお答えいたします。

まず最初に、道の駅ファームス木島平でございますが、農村木島平株式会社に指定管理としまして、昨年5月にオープンし、1年が経過したところでございます。

もとより6次産業の拠点施設として、都市住民との交流、そしてまた村の玄関口としての働きをこの指定管理中に確立をしていただきたいと思いますと思っているわけですが、実際には、民間企業としてなかなか非採算性の部分に力を入れることができないというのが、そういう現状にありまして、際立った効果が見えてこない、そういうふうにも感じております。

村としては、今後も道の駅として充実していくよう指導・助言をしまいたいと考えております。

次に、遊休荒廃農地対策ですが、家畜放牧による耕作放棄地対策を改め、今年度からそば振興による耕作放棄地対策を実施しております。私が考える農地再生は、再生後の農地に何らかの農作物を付けし、収穫を上げることだというふうに考えます。多額の費用をかけて、毎年同じ場所に家畜を放牧しているだけでは真の農地再生ではないというふうに考えております。今年そばの栽培面積は、村全体で27haとなり製粉までを一貫して行うこととしております。この事業では、一部作業を担い手の農家の皆さんに委託するなどいたしますが、直接的な農家所得の向上を目的としたものではございません。一番大きな目的は、遊休荒廃農地の増加防止と有効活用であります。間接的には維持管理に苦勞している農家の皆さんの負担軽減にもなると考えております。また、収穫後に製粉、製麺など加工により特産品の開発や、そばを通しての交流を視野に取り組みながら、将来的には、ソバ振興の効果として新たな産業や雇用の創出により、村民所得の向上につなげていきたいというふうに考えております。今年は、農地の集約と機械設備の整備が同時進行しており、まだまだ取り組みが不十分というふうに考えておりますので、来年以降さらに事業を拡大していきたいと、そういうふうに計画をしております。

個々のご質問については、担当課長がお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

それでは、村長の答弁に補足して、お答えしたいと思います。

まず、「農の拠点事業」の基本計画に即した状況となっているかということでございます。

平成25年3月28日にできました基本計画では、農業振興として6次産業化を推進する役割、それから地域ブランド化を推進する役割、村への玄関機能としての役割、これをそれぞれ担うこととされております。

開業から1年半が経過しまして、計画はまだ形として見えてきていませんが、今後とも村として指

導・助言をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、経済効果ということですが、数字として示すことは大変困難な状況でございます。ただ、相乗効果として食彩市場たる川の業績が上がっているというふうには聞いておりますし、直接的な農業者への実感というものは、この基本計画が達成されるまで、少し時間はかかるだろうというふうに考えております。

続きまして、木島平米の高値取引ができれば、生産者に還元すべきではないかということでございます。

プレミアム米「村長の太鼓判」につきましては、平成21年から発売をしております。本年度で8年目を迎えました。ブランド米戦略として、木島平米知名度向上と価格のアップを狙ったものでございます。米生産者が次年度への生産可能な価格帯を2万円と設定してこれまで取り組んできております。この米価でJAが生産者へ植説支払いを達成しているということでございます。

一般米、特別栽培米につきましては、JAの相場の中で動いております。加算金はございますが、十分高値取引ができる状況ではないと思っております。しかし、今後、生産調整の終了等により、米の産地間競争はさらに厳しくなると思われます。その中で、ブランドを維持し、米産地として活動していくためには、品質の維持・向上が必要です。そして、そのためには、農家の皆さんの意欲が最も重要だと考えております。そこで、村では、「太鼓判」に頼らなくても、食味と一定の基準を超え、木島平米として自信を持って売れる特別栽培米の生産者には、品質向上対策補助金を交付し、生産意欲の向上に努めているところでございます。

続きまして、現段階の課題、解決策はということでございますが、村内農業者を多く巻き込んだ運営体制となるには、まだまだ時間が必要だと考えております。生産者と直結する直売所部門の充実、レストラン・加工部門の地元食材調達率を上げていくなど、村が考える農業政策をしっかりと意識した内容となるよう指導・助言してまいりたいと考えております。

次に、基本方針に沿った運営で、農業者が不安なく後継者に経営を譲渡でき、新規就農者が安心して就農できるように推進されたいということでございます。

農の拠点と言いますか、村ではすでに、農業後継者対策として、独自の奨励金や国の給付金制度を活用し、助成を図っているところでございます。

農業委員会では、昨年農地の貸借面積の下限を5aまでに下げた対策を取ったところでございます。

また、新規就農者の負担軽減として、今年から農業用機械のレンタル事業を開始したところです。また、農業のノウハウをまったく知らないという方の農業者研修制度には、現在公社で1名の方が参加しておられます。

農地や農業経営の相談窓口として、農業振興公社と農業委員会事務局があり、いつでも気軽に相談できる体制を作っております。

今後とも安心して農業ができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

続いて、2項目目の遊休荒廃地対策は進んでいるかというご質問でございます。

放牧地をそばの圃場にできた割合でございますが、家畜の放牧による緩衝帯の面積の全体計画、これは、関東農政局の指導の下に作ったものですけれども、木島平村全体をベルト地帯として放牧地とするというような計画になっておりまして、この面積につきましては、127.7haでございます。しかしながら、実際に昨年放牧した面積は、6.7haでありまして、今年度そばほ場にできたものにつきましては、このうちの1ha、15%となっております。

この事業の導入で、真に遊休荒廃農地の復元の面積はいかがということでございます。

もともと、木島平村生産組合がそば、それから豆を作っていた部分について、移管された部分もございますが、今年は全体で27haのそばのは種を行ったところでございます。新たに耕作として復元した面積、これは新規に地権者と交渉しながら、新たな耕作放棄地対策として行ったものでございますが、これについては、2.8haでございます。その他、そば以外にも耕作放棄地再生利用交付金で整備した面積は、2.4haでございます。

続きまして、そば粉やそば製品の展開を計画されているが、この計画の村全体の収支計画は。農家所得にどう反映されているのかということでございます。

そば栽培は、今年27haということでございますが、これに沿った収支計画を作っております。収入で1,070万円、人件費等の支出で840万円。230万円の収益を見込んでおります。ただ、

この支出には、公社の一般管理に関わる人件費や機械の償却費を見込んでおりません、実質収支としては、0前後と考えるのが妥当と思っております。

また、農家所得にということでございますが、あくまでも耕作放棄地対策として進めてきたものであり、農家所得を向上させる施策ではございません。

ただし、この事業にかかる作業には、先ほど村長が申し上げましたように、担い手等の農業者が機械のオペレーターとして委託をお願いしているところであります。

次に、将来にわたって公社で進めるのかということでございます。

遊休荒廃農地対策として取り組むことから、そばの生産のみでは、収益が低い事業であり、当面は農業振興公社で実施していく方針です。ただし、一連の事業の中で、農作業の委託であるとか、そば製品の製造、販売などを通して村民所得の向上につながるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4番 土屋喜久夫 議員

再質問させていただきたいと思います。

課長答弁の中で、「農事組合法人木島平農業生産組合」という文言が出まして、農事組合法人木島平農業生産組合につきましては、村の施策をそれぞれ実行してきていただいた大変ありがたい組合でありまして、一番の出だしは、減反政策に協力いただきながら大塚沖で大豆生産、ブロックローションを担い手として減反施策にご協力いただいたところでありまして、そばの栽培に関しましては、平成21年度から遊休荒廃農地の再生利用という施策に協力いただきながら、そばの栽培を担っていた組織であります。大豆生産、大豆・そば栽培を農業振興公社が生産組合の組合員の協力のもとに行っています。

振興公社との協力で、ご存知のとおり鬼島納豆、それから豆腐、丸大豆しょうゆの加工原料の供給などしていただきましたし、そばの栽培に着手をされた後は、そば粉の消費のために、そばかりんとうの委託加工販売をするなどで、先見的に2次、3次、いわゆる6次化を進めておられた組織でありまして、村の農政に多大な貢献をされている組織であると思っております。

今年度からその生産組合からそばの栽培を含め、大豆の栽培を含めて、農業振興公社のが経営をされているわけですが、村長以下の中では、農家への経済還元というのは考えていないというようなことでありました。実際にどうかというのは、よくわかっているわけではありませんが、農の拠点事業の中で農業振興公社の販売部門を農村木島平株式会社に移管したことによって、農業振興公社の業務分担という中で、このような動きにと、遊休荒廃地対策とが相まって、このような状況になったのかなというようなことを推察するわけですが、ただ、申し上げますと木島平農業生産組合の平成27年度第9期の決算書によりますと、それぞれの組合員への配分、それから機械の借上げ料、それからそれぞれ経営所得安定対策でそれぞれ、そば、大豆を栽培した圃場に対する交付金という形で、概ね600万円の農家還元をされています。この経営と言いますか、栽培の移管によって、言えば農家経済が減少したことにつながっているわけですが。農業経済を振興すべき農政を担う立場という意味で、この辺をどうお考えになるのか。別の面で農家に還元するとすれば、それは発展的ということでありまして、大変ありがたいことだろうと思っておりますが、この辺について、ただ単に、先ほど課長の答弁にありましたように、農業振興公社の人件費で終わってしまうということであってはならないんだらうなということを感じたものでありますから、この辺についてのお考えをいただければと思います。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

再質問にお答え申し上げます。

今まで担っていただいた木島平生産組合の皆さんについては、大変ご苦勞があったんだろうなというふうに認識はしております。ただ、今後、荒廃地対策という題目の中で、実際になかなかそば、大豆を比較的大きな機械で栽培できるという場所のみではないだろうというふうに考えております。となってくると、やはり効率が悪くなるのは当然ですし、生産性が上がってこないのも当然です。ただし、山際をどんどん荒らしていくのは、これはやはり問題がありますし、そういう面も含めて農業振興公社がやっていくべきだろうというふうに考えております。その後、軌道に乗ればの話でございますが、今年その製粉の機械等を同時にいま入れているところでございます。それが、製粉・製麺、加工品となり、販売が順調にいくようになれば、ある程度の人件費は賄えるのかなというふうに考えております。その両面で事業展開をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4 番 土屋喜久夫 議員

いま課長の方から答弁いただいたわけですが、実は、大豆の栽培それからそばの栽培であります。稲作農家には複合経営としては取り組みやすい事業でありまして、田植えが終わった後に大豆のは種、大豆の除草をした後にそばのは種、稲刈りの終わった後に、まずそばの刈り取り、それが終わったところにちょうど大豆がはじけてきますから、大豆の刈り取りというようなことでありまして、なかなか米の値段が上がらない現実の中で、水稻栽培農家にとっては、収益を上げる手段だろうと思っています。申し上げた農業生産組合、それぞれ組合員も高齢化をしてきていますから、これからの若い後継者もそういうことで、個人でやるというのは大変だろうと思っています。そういう意味では、農業生産組合のようなものを組織いただきながら、やはり直接農家経済に、村長が冒頭でおっしゃられたとおりであります。農家経済を何とか向上させる、そういう意味で新たな法人化ができないだろうか。この辺についてもぜひ村として関わっていただければと思いますが、この辺についてどのようにお考えかよろしくお願いをしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、それでは土屋議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの話、農家還元がされているということでありますが、具体的にどういう形で還元されているのか十分承知をしておりますので、この辺はわかりませんが、その際の農家所得の向上というのが、生産組合の皆さんのことをおっしゃっているのか、それとも農地を所有している個々の農家の皆さんのことを言っているのか、その辺ちょっとわからない部分もあります。ただ、農業振興公社というのは、本来、村内の農地の維持管理をするための組織であります。保有合理化それから農地の流動化等を推進しながら担い手の皆さんを支援する、そしてまた零細などの皆さんを支援する、そういう役割を持った公社、組織であります。その機能をこれからも十分発揮していく中で、そばの生産振興をしていく、そしてまたそれを通して村民の皆さんの期待に応えていく。そういうことが望ましいのではないかと考えております。

ただ、おっしゃるとおり、農家の皆さんの所得向上についてもその事業の運営の中で、もちろん村民全体の経済的な効果を考えてはいますが、農家の皆さんの所得向上につながるような形のものをその中で取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（森 正仁 君）

以上で、土屋喜久夫 君の質問は終わります。

（終了 午前 1 1 時 1 5 分）

会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

再開は、1 1 時 2 5 分をお願いいたします。

（休憩 1 1 時 1 5 分）

（再開 1 1 時 2 5 分）

議長（森 正仁 君）

会議を再開いたします。

8 番 樋口勝豊 君。

（「はい、議長。8 番。」の声あり）

（8 番 樋口勝豊 議員 登壇）

議長（森 正仁 君）

なお、樋口勝豊君には事前に資料の持ち込みの申請があり、これを許可しましたのでご了承願います。

8 番 樋口勝豊 議員

それでは、通告いたしました 3 点について質問してまいります。

1 番目はシャトル便などの村内交通の歯科と費用対効果、乗車率などを伺いたいということであり
ます。

日墓村政は、積極的にシャトル便などの交通網を広げてきたと思います。デマンドバス、それから
新幹線飯山駅からのシャトル便、村内循環バス、そしてカヤの平から秋山郷を結ぶ山岳シャトル便と、
交通網が整備され、高齢者などの交通弱者や観光の訪問者には歓迎されたのではないかと思います。

また、高齢者のデマンドの割引で利用者が増えたというふうにも伺っております。

そこで、現在までのこの事業の成果及び費用対効果、具体的な乗車率などについてお聞きをいたし
たいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、それでは樋口議員の村営バス交通の成果と費用対効果、乗車率を問うというご質問にお答え
いたします。

公共の交通手段として、それぞれに目的をもって運行をしておりますが、村民の交通手段を主に運
行しておりますデマンド交通は、村内の移動と村外では特に病院への通院などに利用されております。
特に昨年 9 月以降に村内の移動について、高齢者等の利用を 1 0 0 円にしたことから、3 割ほど利用
が増えております。

新幹線飯山駅開業によって実施しましたシャトル便については、主に観光客を村に迎えることで開
始いたしました。3 月からということもありまして、最初は利用が少なかった状況でありましたが、
夏場から秋の観光シーズンには特に乗客も増え、1 月、2 月のスキーシーズンでは 1 か月に 2 5 0 人
を超える利用がありました。

シャトル便によって村に迎えた皆さんを主に村内の施設に案内する村内周遊便は、特にこの夏場の
時期にスキー場方面への利用がありました。

本年度初めて運行をしました高原シャトル便は、大町の観光交流センターからカヤの平高原を経由して栄村の秋山郷を往復するもので、6月の運行以降8月まで多くの皆さんに利用していただいております。

最初に申し上げましたが、それぞれの交通に目的をもって運行をしておりますので、その都度効果については検証をしております。変更が必要というご意見をいただいた時などには必要な手続きを取って進めてまいりたいというふうに考えております。

乗車率などの数値については建設課長が申し上げます。

議長（森 正仁 君）

武田建設課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（建設課長「武田彰一 君」登壇）

建設課長（武田彰一 君）

村長答弁に補足をしまして、それぞれのバスの運行の状況について答弁をいたします。

最初にデマンド交通でありますけれども、4月からの月平均の乗車人員が440人となっております。これを運行日数と便数、乗車定員で割ったものが乗車率となりますので、この場合30%であります。

新幹線飯山駅からのシャトル便について、本年度の1月当たりでは少ない月で83人、多い月で212人という数字があります。乗車率では少ない月で5%、多い月で13%であります。

村内周遊便についてですが、少ない月の合計で12人、多い月の合計72人という数字を報告いただいております。乗車率では少ない月で2%、多い月で11%であります。

同じように高原シャトル便でありますけれども、8月末までの23日間の平均が10.6人でありますので、乗車率は50%であります。

飯山駅からのシャトル便についてでありますけれども、昨年実施をしました利用者を含めてのアンケートの中で、要望が多かった役場を経由した路線に変更するよう、いま必要な手続きを進めております。引き続き、多くの皆さんのご意見をいただきながらより効果的な運行ができるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

樋口勝豊 君。

（「はい。」の声あり）

8番 樋口勝豊 議員

まあまあの乗車率を達成しているかというふうに思いますが、乗務員の対応等も改善するなど、サービスをより行って、乗車率の向上に努めていただきたいというふうに思います。

次、2番目の質問です。

「若者住宅について」ということで、本年度この木島平では建設予定がありませんが、お聞きしますと来年から年次計画で若者住宅の建設ということをするというような方向の様ですが、ぜひ積極的に建設を進めていただきたいというふうに要望をしたいと思います。

そんな中で、隣の野沢温泉では、今年5棟若者住宅を建てるということをお聞きしました。役場近くに3棟、それから前坂に2棟、計5棟ということ、来年度等も建設をして合計10棟をできるだけ早く造るという計画の様であります。

野沢温泉村長は、若者定住とIターン転入者の増加に力を入れているようであります。ホームページのお知らせと言いますか、告知を添付いたしましたが、これを見ますと、家賃補助が3分の2補助あるいは半分補助というふうな内容になっておりまして、家賃が2万円から3万円程度になるような内容になっている。あるいはまた、Iターン者の村外からの希望者を優先して入れるというふうなこともやっております。そしてまたこれを売却するということも、10年後ぐらいには計画しているよ

うであります。かなり格安で販売するというふうなことを聞いております。

本村としても、建設にあたって有利な財源など工夫をして来年度からの建設計画を立てるよう要望したいと思います。

村長の見解を伺います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、それでは樋口議員の若者住宅についてというご質問にお答えいたします。

若者の村への定住施策として、住宅の建設は不可欠というふうに考えております。これまでも賃貸専用の1棟複数戸の住宅と、数年後には売却できる1棟1戸のものの両面を要望に応じて整備をしてまいりました。今年も1棟、昨年度の繰越し事業であります、かに沢団地に住宅を1戸建設しております。現在どこも空きがない状況であります。

そしてまた、合わせて民間の皆さんにも住宅の建設をぜひしていただきたい、そのこともありまして、今年から民間の投資による賃貸住宅の整備について、村で補助をすると、そのような要綱も定めております。

樋口議員の指摘の家賃補助の増額であります、現在は4万円を超える最高1万円の補助ということで行っております。この額の設定は、村内の民間の賃貸住宅の価格に影響が出ないように配慮をしたものであります。補助額を増額することによって実際の家賃が安くなることから、結果的に民間事業者を圧迫することにもなります。その点にも配慮をしていきたいというふうに考えております。

また、住宅建築の際の最も有利な財源として、特定優良賃貸住宅等の国の補助事業を採用しておりますが、この事業では過疎債が充当できないことになっております。

前段でも申し上げましたが、若者定住と人口の増加につながる施策として住宅の建築を引き続き有利な財源を考えながら進めていきたいと考えております。また、そのためには、他の行政が行っている施策についても、参考にしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（森 正仁 君）

樋口勝豊 君。

（「はい。」の声あり）

8番 樋口勝豊 議員

はい、それでは3番目の質問に移ります。

若者定住について、いま2番目の質問の中でも絡んだ内容でもありますが、村長は、村長選の中の公約の中でも、若者定住ということで重視されてきたと思いますが、最近の信毎の記事で、「南箕輪 人口増の悩み」という大きな記事が出ておりました。昭和40年に人口6,146人、その人口が昨年には1万5,070人になったと。非常に人口が増えているという南箕輪村であります。高齢化率も23%に下がってきていると。県内で最も低い高齢化率だということでもあります。その記事を読んでまして、人口増のキーワードとして提起している問題、1つは、子育てしやすい村と。この中身は保育料であるとか、給食費などもあるということでもありますし、また2番目としては、住宅や土地代が安いということ。それからもう一つは、就職の問題、4番目に、これも子供関連ですが、医療費などの低減策ということでもあります。

この間、日墓村政になりまして子ども医療費の無料化が高校生までと拡大をいたしましたし、保育料の2番目、3番目対策で軽減を行っております。こういう点は評価をしますが、今後さらにこの若者定住、あるいはIターンの若者を呼び込む、こういう施策の充実に力を入れていただきたいと思っております。

村長の考えをお聞きます。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、それでは樋口議員の若者定住についてというご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、南箕輪では人口が増えているということですが、県下では、御代田町も同様に増えている。言ってみれば、それぞれの県下の各自治体が人口減少に悩む中、逆に人口増加で悩んでいる、そういうふうにもお聞きをしております。その中でありますが、この木島平村では、保育料ですが、所得改正によって異なるため、一概に比較はできませんが、相対的にみると近隣では木島平村が一番安いのではないかと考えております。

また、若者住宅の整備については、計画的に順次整備をしておりますが、宅地分譲についても現時点では具体的な計画はありませんが、今後検討する必要があるというふうに考えております。村内に若者が安定的に勤めることができる職場がないというのは事実であります。ただ、いきなりこの村の中に優良な職場を作るというのは難しいというふうに考えます。勤め先が村内、村外であっても、生活の場が木島平村というように、生活しやすい村づくりを進めていく必要があるというふうに思います。

そんな中で、これまで観光客を主体として運行してまいりました飯山駅へのシャトル便については、土・日と平日の運行形態を別にする準備を進めております。近々変更したいというふうに思いますが、具体的には、平日は通勤・通学者の利便性を上げるため、役場を経由するなど、路線を以前の長野電鉄バス路線に近いものにしたいと。そして、それに合わせて時間帯も見直しをしていくことになっております。

医療費については、議員のおっしゃるとおり、今年から高校生まで無料化というふうにいたしました。また、これまで高齢者のみのインフルエンザの予防接種助成を今年から子どもたち、中学生まで助成するための費用を予算化しております。今後とも子育てや医療、住環境の充実により若者が定住しやすい環境の整備に努めてまいります。

そしてまた、対外的にも木島平村が安心して移住できる、生活できる、そういう村であるということ積極的にPRしていきたいというふうに考えております。

議長（森 正仁 君）

樋口勝豊 君。

（「はい。」の声あり）

8 番 樋口勝豊 議員

はい、それでは、若干再質問したいと思います。

キーワードとしていろいろあげてありますが、南箕輪のその新聞記事を見ますと、そういう若者を迎えるためにやった施策ではないというふうな言い方をしておりますが、いろんな点でPRしていくことも大事だと思います。一つは、私はここで提起をしたいのですが、給食費の無料化あるいは安くするということです。それと、南箕輪の記事の中では、税金が安いから移ってきたという方もおられるということでもあります。税金も安くする。そしてまた、これはちょっと噂が走っちゃっているんですが、水道料が木島平は高いという噂が立っちゃてるというふうなことがあります。そういうようなことで、改善をしていただきたい。それと、南箕輪では、教育関係のイベント、子どもたちのイベントが盛んに行なわれているというふうなことでありました。その辺のことも考えていただいて、村長にご検討をお願いしたいと思うのですが、よろしくお願いします。

議長（森 正仁 君）

日 墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

はい、再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、更に安心して住める村づくりを進めていきたいというふうに考えておりますが、それについてPRもという話がありましたが、これについては、いま村のホームページ等でも改善するように指示をしております。具体的には、例えば、村へ移住してきた場合に、たぶん都市に住まわれている皆さんがどういう不安、どういう疑問を持っていらっしゃるのか、それをもっと丁寧に答える。言ってみれば、Q&A方式のようなもので、医療はどうなっている、保育環境はどうなっている、そしてまた交通機関はどうなっている、そういうようなものに具体的にお答えできる、そんなようなものを、移住定住のホームページであったり、そしてまた村のホームページにも考えていきたいというふうに考えております。

そしてまた、税金が安いということではありますが、これらについては、村の財政状況等を考えるとなかなか難しい部分があるわけではありますが、特に南箕輪では、高齢化率がかなり低い、言ってみれば、生産年齢の皆さんがかなり多くおられる、そういうようなことも影響しているんだろうというふうに思います。

また、村が元気になるために、子どもたちがいろんなイベント等で活躍できる場所、そういうものをもっとという話であります。これらについては、これからできる範囲というか、子どもたちも最近いろんな部活がるとか、いろんなサークル活動で忙しい部分もありますので、できる部分のところでそういうものの推進を進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、この近隣で見ますといずれの自治体でも人口が減少しているという状況であります。その中で、言ってみれば人を奪い合う、そういうような状況ではなくて、やはりこの木島平村に心から住んでみたい、そういう魅力がある村にしていく。それが一番の目的かなというふうに思いますので、そのためには移住定住で村に来る皆さんだけではなくて、現在村に住んでいる皆さんが満足できる、安心して生活できる、そういう村づくりをぜひ進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（森 正仁 君）

以上で、樋口勝豊 君の質問は終わります。

(終了 午前11時48分)

議長（森 正仁 君）

7番 江田宏子 さん。

(「はい、議長。7番。」の声あり)
(7番 江田宏子 議員 登壇)

7番 江田宏子 議員

私は、通告に基づきまして、4項目の質問をさせていただきます。

なお、この中に役場庁舎の関係とファームス木島平関連の質問がありますけれども、昨日、そして今日、他の議員の答弁により、重複する部分があったり、役場庁舎の関係は昨日、通告を出した時点よりも大きく状況が変わっている答弁がありましたので、一部削除したり、若干質問の仕方を変更してある部分もありますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、まず1項目目に役場庁舎の検討について村長にお伺いします。

9月議会の初日、議会から挙げた「審査意見」に対する村の回答は、「役場庁舎の建て替えについて、村の財政状況等も考慮しながら、既存施設の活用と新たな施設建設の両面で、検討を進めている。村民の皆さんの意見もお聞きしながら、できるだけ早い時期に、村としての考えを決定していく。」ということでした。

しかし、昨日の一般質問の答弁では、それが大きく動き、村長から次のような考えが述べられました。

「新たな役場庁舎については、『行政運用上必要な機能』と『防災機能』を備えたコンパクトな庁舎建設を先行したい」。

「現在、庁舎として必要な面積の算出を始めている。上限費用についても、財政状況等を考慮しながら設定したい」。

「基本的な方針を今年度内に示し、来年度には、庁舎の基本設計と併せ、コミュニティ機能など、村民福祉の向上に必要な施設をどう配置していくかという『グランドデザイン』を村民の皆さんの意見を聞く場を設けて作っていきたい」。

そして、「複合的な施設を同時に新築することは、財政的に難しい。財政状況や補助金の活用を勘案しながら、順次、グランドデザインを実現していくことが最善だと考える」、このようなことを述べられました。

このように考えが動いた理由としては、デイサービスセンター等、社協施設を新築することについて、8月初旬に開かれた社協の理事会で協議した結果、介護保険制度改正による影響や、建設資金の心配など、慎重論も多く、社協施設の新設を当面見送りしたという経緯が影響していると思います。

そこで、次の点について村長にお伺いします。

まず1点目。6月議会以降の庁内での具体的な検討や資料の作成状況についてお伺いします。6月議会以降、9月議会まで、昨日の答弁まで動きがほとんどなかったわけでありますが、見えなかったわけですが、この3か月間の中でどのような検討がされてきたのか。またどのような資料を庁内で作成してきたのか。また、「複数案を示して、方針を決定」という予定が、今回、新築の方向に決定と言うか固まったわけですが、デイサービスセンターが活用できないことが大きく影響しているとは思いますが、それ以外に何か判断があったのか、併せてお伺いできればと思います。

2点目として、進め方の手順やスケジュールに関して、一部取り下げますけれども、「村民の皆さんへの説明」ということについて、今後どの段階で、いつ頃を目途にどのような形で行うか、現時点でもしお考えがあれば伺いたいと思います。

3点目。「保健センターへの災害対策本部機能の設置」に関してですけれども、昨日の答弁の中では、県の防災無線の設置を、新たな庁舎ができるまでの間の対策として設置するということでしたけれども、この防災無線の設置以外にも何か整備するものがあるのか、その内容と見込み額をお伺いします。

4点目に質問としてあげていましたデイサービスセンターの活用をどうするのかということについては、社協の方で活用するという方針が出ておりますので、この質問は取り下げさせていただきます。

5点目。7月に、村長と担当職員、そして議員有志で、昨年12月に竣工した「長和町新庁舎」を視察しました。長和町は人口約6,400人、庁舎は、2階建て、木造、一部鉄筋コンクリート造りで、行政ゾーンと住民の交流ゾーンに分かれ、駐車場にヘリポートを設け、町民ホールは避難所としての機能を持たせ、廊下などの広さに余裕を感じる造りでした。延べ床面積3,500㎡弱、そして、建築工事費のみでは約12億3千万円程です。

長和町長や担当職員の方から、詳細のお話をお聞きし、建物を見せていただきましたが、村長がその中で、進め方やソフト面、ハード面、両面から、今後の庁舎建設事業で活かしたいと感じたことがあれば、お聞かせください。

そして最後6点目ですけれども、公共施設を建設する際など、現在、内閣府ではPFI方式『プライベート・ファイナンス・イニシアティブ』というの略ですけれども、PFI方式を推進し、活用する自治体も増えつつあります。

これは、民間が資金を準備し、主体的に取り組んで事業を進め、行政は長期的に委託費等を支払っていく手法です。民間のノウハウを活用し、公共サービスの向上につなげたり、建設費等の一括支払いによる自治体の財政面での負担軽減を図る上で有効な手法とされており、イギリスの公共工事などでは、この手法を取ることが一般的とのことでした。

日本では、まだ一般的ではありませんし、事業内容によって有効なものもあれば、デメリットな部分もあり、一概にオールマイティな手法とは言えませんが、財政運営上、または公共サービスの向上等、有効という可能性があるのであれば、今後、庁舎建設に限らず、PFIの研究・検討は必要だと感じます。

そこで、まずは庁舎建設事業で、P F I の有効な運用の方法があるかどうか、「地元事業者も絡めた中での木島平独自の P F I 導入の可能性」を探ってみてはどうでしょうか。

村長の見解をお伺いします。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、それでは江田議員の役場庁舎の検討についてというご質問にお答えいたします。

私の基本的な考え方につきましては、昨日、大方申し上げました。それ以外の部分についてお話をさせていただきますが、6月以降については、具体的にはほとんど作業は進まなかったというのが実態であります。というのは、社会福祉協議会の決定と言うか判断が6月頃ということでありましたので、村の基本的な調査については、4月から6月ぐらいまでの間に大方行なってきておりました。その後は、社会福祉協議会の結論を待っているという状況でありました。そしてまた、どの時点で村民の皆さんのご意見をということではありますが、いま進めております必要な面積の算定等については、正直申しあげてあんまり村民の皆さんのご意見というのは、反映しにくいんじゃないかなというふうに思います。むしろ、庁舎の位置であるとか、それから構造であるとか。そういうものについては、来年度、基本設計を行う中で検討してまいりますので、その時点から村民の皆さんのご意見をお聞きする、そういう形にしていきたいというふうに考えております。

年度内に基本的な考え方をというふうに申し上げましたが、当然3月の時点では、それに合わせた予算等の説明もしていくわけでありますので、3月の時点、年度いっぱいの方針を示したのでは遅いというふうに思います。できるだけ、もっと早い時期に、基本的には議会を通して、村民の皆さんに、そういう基本的なものをお示ししたいというふうに考えております。

長和町の視察で感じたことというご質問であります。木造と鉄筋コンクリートの混構造というように、これまであまり見たことがないような施設、建物でありました。これについては、県内で唯一大断面の集成材を扱うことができる業者がその庁舎のすぐ近くにあるというようなことで、そしてまた、利用できるカラマツ、そういう材が準備できた。そういうことで、木造には有利な条件があったかなというふうに思います。その他、窓についてもすべてペアガラスというようなことで、細かい部分についても将来的な維持費にも留意している、そんなことを感じましたわけであります。そしてまた、補助金を活用して地中ヒートポンプを導入したということではありますが、これについては、ランニングコストがかかるというようなことで、使用を控えているということもありました。これらについても参考になったなというふうに思います。そしてまた、執務スペース、執務の事務スペース、そしてまた通路については、かなり余裕があるように感じました。その割には、会議室が少ないんじゃないかなというふうに思いました。会議室等の利用効率、利用方法等についてかなり工夫をされているというふうに感じたわけであります。そしてまた防災機能も持っているということであります。町民の民さんの避難場所等も確保しながら、防災拠点としての設備をしっかりと整えている。その辺の配置も含めて、機能面でも参考になる部分はあったなというふうに思います。これからもまた参考にしていきたいというふうに思います。

長和町の場合には、合併特例債を使えるというようなことで、財政面では有利な条件があったというふうに思いますが、庁舎の外観など、本当にシンプルで経費を節減に心がけて、かなり気を使っている、そんなことも感じたわけであります。

県内では、朝日村が庁舎建設のため実施設計を行っている段階ということであります。建設費の動向等も含めて参考にしていきたいというふうに考えております。朝日村では、長和町の方を参考にしながら事業を進めているというようなことも聞いております。

それから、P F I 方式についてであります。当面検討していく庁舎、一般行政事務とそれから防災機能については、導入というのはなかなか難しいんだろうというふうに考えております。また、民間が資金を確保して最初に施設を設置するということでもあります。それはやはり、それに見合う行政

のサービスがなければいけない、それだけ民間にも収益が見込まれるということでありまして、村が必要とするサービスについて民間が参入するメリットがあるものがあるのかどうか、その辺がちょっと疑問に思うところもあります。そういう形でなくとも、例えば、公共施設の中にテナント方式で入れていくとか、そういうようなことは考えられるわけではありますが、施設そのものを民間が設置をして、サービスを村が委託をするというものについては、村の今の行政と言うか、行政サービスの状況から考えると、難しいのではないかなというふうに考えております。

保健センターの防災機能については、総務課長からお答えいたします。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

私の方から、保健センターの機能についてご説明を申し上げます。

保健センターに「長野県衛星系防災行政無線」、これを設置することにつきましては、昨日ご説明したとおりでございまして、この施設の主なものはアンテナ等でありまして、それから機材等は現在あまり使われておりません事務室のみの使用であります。防災施設の設置以外はいろいろ考えているかということでございますけれども、現時点では、村長が申し上げましたように役場庁舎自体の作業も進んでおりませんので、現時点では考えておりません。なお、事務室だけの使用でございしますので、保健センターの集団指導室等、通常使われている部分につきましては、現時点では今まで通り使えるというふうに考えております。

よろしくをお願いします。

7 番 江田宏子 議員

すいません、額については。

総務課長（佐藤裕重 君）

工事費は、県の工事費で1,848万4千円であります。中身ですけれども、村の負担分が2分の1、924万2千円。それと、村の負担分のうちの、市町村振興協会補助金が277万2千円、起債で640万円、一般財源は7万円であります。ただ、これに伴いまして保健センターに全て設置してしまいますと、そこまで職員が行って通常のデータの管理をしなきゃいけないということで、人的な配備が必要になるということがございまして、端末は現在の役場庁舎に置くようにしております。その経費は、予算ベースで654万5千円でありまして、これから発注の予定であります。

以上です。

議長（森 正仁 君）

会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。再開は、午後1時でお願いします。

（休憩 午後12時05分）

（再開 午後 1時00分）

議長（森 正仁 君）

会議を再開いたします。

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7 番 江田宏子 議員

再質問をさせていただきます。

まず、住民の皆さんへの説明のところですけども、村長からは今年度中ということではなく、

今年度中と言うか、3月までという訳ではなく、少しでも早めに議会を通じて方針を説明するという
ことで、住民の皆さんへの説明会ということではなく、議会を通じてという言葉がありましたけれど
も、直接の説明会については、考えにないのかどうか。前回の役場庁舎の検討のところでも、今までの
の村政の中でも、住民の皆さんからは、直接村側の説明会をしてもらうことを望んでいる声も多くあ
りました。そういうことで、日墓村政になって、庁舎については、ふう太ネットで1回、こういう方
針になりますということの説明もありましたけれども、それは住民の皆さんの意見を聞くということ
ではなく、報告という形で行われたわけですが、今回新たな庁舎建設にあたっても、そのような形に
なるのか、直接の住民の皆さんの意見を聞く場というか、そういう場はないのか、考えていないのか
どうかお伺いしたいと思います。

それから、保健センターへの災害対策本部機能の設置についてですけれども、当初、まだそこを使
うという話の中では、せっかくそこに災害対策本部機能を設置するのでという理由もあったと思うん
ですけれども、新たに庁舎を作るということになった場合については、その内容的なもので変更した
のかどうか。例えば、今までは、後々そこを使うということも考慮してしっかりしたものという考
えだったのが、今回は臨時的にという考えの中で、そんなに移動するのに、新たな庁舎ができたとき
に設置変更というか、移動するのにあんまり負担がかからないような内容にするのかどうかをちょっ
と確認させていただきたいと思います。

それから、P F Iの可能性ですけれども、村長の考えの中にはできるだけ地元の業者を活用してと
いうお考えがあったと思います。それで、大規模な施設を造るとなると、なかなか地元の業者が参入
しづらいという面もありますので、地元の業者の中でJ Vを組んで、P F Iという方法だったらでき
る可能性があるのではないかという話も、ちょっと話をしたこともありますので、その辺も、私も商
業施設が具体的にないとP F Iというのがやりづらいのかなと思っていたんですけれども、近年、庁
舎の関係もそうですし、学校関係、水道事業等々、P F Iという形で取り組んでいるところもありま
すので、村独自の方策で何か地元の業者が多く関われるような方法を検討していただきたいと思いま
すけれども、その考えをお聞きしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、先ほど申し上げました基本的な方針について今年度中という話ではありますが、これはあく
まで方針でありまして、具体的にどういうものを造るとか、そういうようなものを示す段階にはたぶ
ん至っていない。そういう形でお示しするというふうになります。ですから、説明する内容について
も、細かいものを作る計画ではありませんので、難しいのかなと。むしろ、基本設計を進めていく中
で、具体的な配置であるとか、そういうものやっていく中で村民の皆さんのご意見をお聞きすると。
そういうふうには今考えております。基本的には、必要な面積であるとか、上限の費用であるとか、
大まかに、言ってみればたたき台になるものを年度内にお示ししたいということでありまして。です
から、そのまま方針として、そのまま進んでいく、そういうふうには捉えないでいただきたいという
ふうに思います。

それから、保健センターについてですが、今回の保健センターの移転についても、保健センターの
機能そのものを変えるというほどのものではありません。あくまでも行政無線の設置を保健センター
にして、今ある会議室を防災の拠点にするというものでありまして、費用についてもほとんどその分
だけの見込みというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

それから、地元の業者の皆さんの参加、これについては引き続き考えていきたいというふうに思
います。P F Iという方法でなくても、村の皆さん、地元の皆さんが参加できる、そういうような取
組みはできるのかなというふうに考えております。P F Iについては、主にこれまで例なんかを見
てみますと、図書館とか、やはり行政が必要としている一定のサービス、それを自治体が設置するの
ではなくて、民間が設置をして、そこで提供するサービスに対して、自治体が委託料というか、その分

の費用を払うというものでありますが、例えば村の中で、仮にですが図書館を造って、それを民間業者がそのサービスの委託料で、その施設を改修するというのはなかなか難しいのかなというふうに思います。ただ、建設費の削減の方法であるとか、それから先ほど申し上げた地元業者の皆さんの参加の方法とか、それらについては、これからも真剣に考えていきたい。基本設計、それからまた実績を何回でもその方針で進んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

それでは、2項目目といたしまして、「ファームス木島平の指定管理の状況について」村長にお伺いします。

ファームス木島平は、村の6次産業の拠点、雇用の場の確保ということで、当時の村長の強い思いで建設が進められた訳ですが、開業して1年が経過し、決算も出された今、現状はどうなっているのか、実態状況の把握が求められます。

計画段階から、建設を危惧する声や見直しを求める声がありながらも、その声を押し切って進められたということもあり、多くの方々がその状況を注視しています。そこで、次の点について状況をお伺いします。

1点目は、指定管理費として1,240万円、今年度は昨日の答弁で790万円に減額するとのことでしたが、改めて「金額の算出根拠」をお伺いします。

2点目。「ファームス施設内での従業員数と、その内訳」について、昨日の答弁では、正社員が17人、パートが3人、そのうち村内者は10人ということですが、それでよろしいでしょうか。

木島平観光でも、先日の報告では、多くの事業所を抱えながらも、正社員数は17人とのことですので、1事業所で正社員が17人も雇用できるということは、収益が相当無いと雇用の継続は難しいと感じますが、

当初、議会に示された計画の中では、正社員数は1年目が5人、4年目、5年目で徐々に増やす計画でしたが、ここまで正社員として雇用できるということは、売り上げが伸びていると見るのか、どのように考えているか。もし、把握している状況があれば併せてお答えいただければと思います。

3点目。ファームスの施設内の売上額、直売所・レストラン・カフェの売上額ですが、その割合は、会社全体の売上げの中でどの程度でしょうか、お伺いします。

4点目は、施設内で、村内農産物を使って作っている加工品についてです。

昨日の答弁の中で、新たに開発された加工品として、ジャム・米粉パスタ・ケチャップ・おこわ・笹寿司・チーズ・ジャージープリン・ジェラートなどが述べられましたが、これらの内、村内農家から調達しているものはどの程度あると把握していますか。また、それぞれ、その恩恵が農家に還元されていると感じられるか、所感をお伺いします。

5点目。村では昨年度、「柿のおやつコンテスト」や「きのこのおやつコンテスト」を行い、入賞したのに関して、農村木島平株式会社に商品化をお願いするような話でしたが、現在、それはどのような状況になっているのかお伺いします。

6点目。1年経過し、この施設の「開業によるメリット」として感じられることはどのようなことがあるかお伺いします。

7点目。指定管理者選定時の「村からの応募条件」と、「会社としての応募時の提案」、また、「契約時点での協定項目」等がありますが、それが果たされているかどうかの検証と指摘は、どのように行われているのかお伺いします。

議長（森 正仁 君）

日暮村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日暮正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

はい、それでは江田議員のファームス木島平の指定管理の状況についてというご質問にお答えいたします。

私が言うまでもなく農の拠点施設につきましては、多額の補助金を得て、そしてまたなおかつ、現在でも起債の残高が1億6千万円ほど残っている、村の建物であります。農の拠点として、そしてまた道の駅として、その機能を十分果たしていただく。そのためには、それを管理運営する、指定管理を受けている企業の安定的な経営というのは、やはり大事だというふうに思います。やはり安定的な経営があってその機能が果たされていくんだらうと思います。ただし、ご存知のとおり民間企業でありますので、村の土地だからその経営状況について申し上げるということは、できないわけであります。ただ、今の、現在の状況について、昨日もお話し申し上げましたが、経営状況について、村の方にも資料の提出をしていただいて、その状況について説明を受けていると。そしてまた、改善策についても報告を受けているという段階であります。当然、先ほどありました農の拠点としての、そしてまた道の駅としての機能を十分に果たすために、指定管理者としてやっていかなければならないことがありますので、それらを確実に実行していただくように、村としても指導していくということになります。

具体的な質問については、数値的なものもありまして、具体的なものについては、担当課長からお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

高山産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「高山俊明 君」登壇）

産業課長（高山俊明 君）

それでは、村長の答弁に補足して、お答え申し上げます。

まず、指定管理費の1,240万円の算出根拠でございます。これにつきましては、まず1番として、施設維持管理に係る人件費の総額、これに55%をかけまして、この部分については、道の駅の管理に費やすということで790万円。

それから、2点目として、電気・ガス・水道等の施設維持管理費、これの総額を営業努力により収益性が高くなるものとそうでないものに面積割りを行い、36.96%としました。これに乗じまして、450万円としたところでございます。合わせて、1,240万円としたものです。

2点目。施設内での従業員数とその内訳でございます。昨日も申し上げましたが、正社員17名、パート3名でございます。

売り上げが伸びているのかどうかということでございますが、その売り上げどうのこうのというよりも、会社の方針が、その正社員、臨時雇用といったものについて、雇用形態が正社員と臨時雇用が全く違うということではなくて、通常の労働基準法でいえば、どちらも同じ形態であるため、たぶん正社員にしたんであるというふうに考えております。

続きまして、ファームスの施設内の売上の割合は、全体の売上げに対してどの程度かということでございます。平成27年度の施設内売り上げの総額は、5,254万円で、調布の新鮮屋の売上は、3,685万円であります。その他、物販等を含む全体の会社の売上の報告は受けておりません。ただし、昨日申し上げましたが、現在、決算書等書類を提出いただいて、それを検証しているところでございます。

続きまして、施設内で村内農産物を使っている加工品にはどのようなものがあるかということでございますが、加工品につきましては、議員のおっしゃたものでございますけれども、村内であるか、村外であるかというのは、村としては把握しておりません。材料は、地元産であるというふうに思っています。

5の村の逸品コンテストの商品化でございますが、6次産業推進協議会でこの逸品コンテストを行い、今回試作品づくりの業務を委託する予定でいます。これにつきましては、国の6次産業ネットワ

ーク交付金を活用するという計画になっておりますけれども、今現在、ファームス木島平へ委託するかどうかは未定でございます。

6としまして、1年経過した段階で施設の開業によるメリットでございますが、いろいろな考え方があるかと思っておりますけれども、まず1番目としては、道の駅となったことでございます。これに伴いまして、木島平村の知名度が上がったということが確実でございます。全国の道の駅の図面には載りますし、インターネット上でも当然上がってきます。

それから、特産品や加工品の開発が進められたということでございます。今まで公社で物販等販売を行っていたわけですが、約8,000万円だったんですけれども、ファームスでは、施設内と新鮮屋で約11カ月で8,300万円ぐらいですから、1年間にしますと約9,000万円ぐらいになるかと思っております。その分上がってきたのかなと思っておりますし、それ以外の販売も当然あるかと思っておりますので、その売り上げについては、拡大してきているというふうに考えられます。

最後に7番ですが、指定管理者としての応募条件、提案、協定項目は果たされているかどうかということでございます。応募条件としましては、他の施設、パノラマランドとか馬曲温泉とかいろいろありますが、その施設と一緒に公募にかけております。応募時の提案ということですが、これはございませんで、申請書に業務の範囲等が記載されている申請書のみの提出でありました。

協定書に基づくものについては、実績報告、これは5月に出てきたものでございますが、これにより検証したところでございます。ただ、今後、いろんな中身、農村木島平の業務の中身をやはり検証していかなきゃいけないんだろうなというふうに思っていますので、今現在それに取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

今ファームスについては、今後も状況について調査、検証していくというお話、課長からありましたので、村が将来に渡りこれ以上負担を負わないよう徹底的に実態調査等、あと計画段階からの検証、責任の所在の明確化をしっかりと進めていただければと思います。

それを求めて次の質問に移らせていただきます。

3項目目といたしまして、「イベント等開催に向けた規制緩和について」村長にお伺いします。

イベント等を開催する際にネックとなるのが、法律や規制の壁です。特に、長野県は、保健所の規制が他県に比べて厳しいという話も聞いています。消費者や利用者の安全を守るためには致し方ない部分もありますが、その規制がネックとなって、主催者がやる気を削がれたり、必要以上に手間や費用をかけなければならないという面もあります。実際、今年のお田植まつりの企画を検討している際も、せっかくやりたい気持ちがあっても、規制があって取り組めず、その企画をあきらめたということもありました。

イベントや保健所関連のことだけではなく、ある程度、規制緩和をすることで、事業の拡大、村の活性化につながる可能性もあります。

「住民の皆さんや職員のやる気が、村の活性化につながる」と言っても過言ではなく、「できない理由ではなく、できるためのサポート」をすることが必要だと思います。

産業ネットワークの組織ができ、今後、いろいろなイベントも企画されるようになってと思いますが、保健所関係の話だけではなく、規制がネックとなるようなことがあれば、村として、県や国に、規制緩和を求めたり、特区申請のようなことも検討してはどうかと考えますが、村長の見解をお伺いします。

議長（森 正仁 君）

日暮村長。

（「はい、議長。」の声あり）

(村長「日 基正博 君」登壇)

村長（日 基正博 君）

はい、それでは江田議員のイベント等の開催に向けた規制緩和村についてというご質問にお答えいたします。

イベント等における規制緩和についてであります。臨時営業許可等につきましては、飲食に起因する衛生上の健康被害の発生を防止するため、県が定めております食品衛生法施行条例に基づき、県の露店営業及び臨時営業等取扱要領においてその扱いが定められております。

内容的には、イベント等で臨時に出店を行う場合は、常設の施設に比べて、支障のない範囲で、特例的に簡略された施設基準になっております。また、平成23年度からは、区民祭や学校祭、バザーなど営利を目的としない臨時出店の場合は、許可制から届出制に変更となり、基準や手続きが簡略化されたところであります。

イベント等が規制緩和で事業拡大につながる、そういうご意見についても理解できます。ただ、規制緩和をすることによって、万が一食中毒などの事故があった場合、来場された皆さんに健康被害を与える、そしてまた出店者等にも罰則や補償等の責任が発生いたします。先日、石川県で宿泊したい宿ナンバー1と言われていた老舗の旅館でも食中毒がありました。そのことによって生じるマイナスのイメージというののもかなり大きなものかなというふうに思います。やはり皆さんに安心してイベントに参加して楽しんでいただくためにも、最低限の施設設備と衛生管理は必要であります。規制緩和については、特に衛生の面では慎重に対応していくことが必要かというふうに思います。

また、食品営業許可関係以外のイベント等の規制緩和、ちょっと具体的にはわかりませんが、どのようなところで規制緩和が必要で可能なのかということもあります。村としても必要と思う場合には、出来ることについては、国、県等へ要望しながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7 番 江田宏子 議員

続いて、4 項目目、「木島平の水を学ぶ」事業について、村長にお伺いします。

木島平村の美味しいお米作りに、「水」はとても重要ですが、その裏には先人の方たちの苦労の歴史があります。

私が以前、「上堰物語」や「長坂織部の水争い」の演劇に関わらせていただいた際、「村に水を引くために いかに先人の方々が苦労したか」というストーリーをはじめてお聞きし、その苦労の歴史にとっても感銘を受けました。

また、この夏初めて、樽川水系管理組合の皆さんが毎年行っている「樽川水源の視察」にカヤの平から同行させていただきました。そのことを周囲の方々に話したり、フェイスブックなどにアップしたところ、何人もの方から、「自分もぜひ行ってみたい。ぜひ機会を作ってもらいたい」というお話もいただきました。

「木島平の水が当たり前にある訳ではないこと」を、これらの物語などを通じ、村職員はもちろん、できるだけ多くの皆さんに知っていただく機会を作り、次の世代に語り継いでいく必要があると思います。

そこで、現状、何か取り組んでいることはあるかお伺いします。

また、上堰の通水に尽力した「青木庄八さんの石碑」の存在も知らない方が多いと思います。この石碑は、樽滝の近くにあるわけですが、上堰物語のストーリーと共に、石碑もクローズアップする場面を設けてはどうでしょうか。

これらの先人の方々の苦労を表した「ストーリー」と「川の源流視察」をセットにして、生涯学習の一環、また職員研修の一環として、しっかり位置づけ、後世に語り継いでいくことが必要だと思いますが、見解をお伺いします。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、それでは「木島平の水を学ぶ」事業についてというご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、水の歴史を後世に伝えて行かなければならないというふうに自覚をしております。本村には農業用ため池はありません。米作りをしている農村においてため池がない、こういう事例は全国的にもないというふうに言われております。その背景には、我々の祖先が並々ならぬ困難を乗り越えて堰を開鑿（かいさく）したことの賜物というふうに感謝しなければならないというふうに思います。

水利権は「独占的排他的な権利」とされて、自然河川の水であっても、農業用であっても勝手に使用することはできないというふうにされております。その水利権を取得するには、現在もそうですが、村各所で盛んに新田開発が行われた時代でも大変であったと言われております。現在、木島平村には樽川水系で12本、馬曲川水系でも12本の用水が村の米作りに欠かせない大事な用水として、それぞれ管理団体、水利組合が管理をしております。それらすべての許可水利権ないし慣行水利権を備え、取水方法、その量などが定められております。これらの権利は先代の皆さんが、河川の下流の利害関係者との調整を取りながら、言い換えれば、せめぎ合いで獲得してきたものであります。

その恩恵を忘れてはならないというふうに思います。特に樽川については、樽川水系管理組合が山ノ内町、中野市の皆さんが使用する堰について、その水量を担保させるために為替堰としてカヤの平の奥地において、分水嶺を越えて2本の堰を開鑿させ、樽川に流入させております。そしてその堰の管理状況を毎年、1年のうちに最も水の必要な土用の日に、樽川の水源調査として組合関係者が見回っております。そういったことで樽川は1年を通して安定した水量を保つことができているわけであり、それらを理解した上で先人たちの築いたルールはしっかりと守り、後世に伝えて行かなければならないわけであり、あります。

ご質問の「木島平の水を学ぶ」事業の実施については副村長が様々な場面で行っていますので、説明をいたします。

議長（森 正仁 君）

内藤副村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（副村長「内藤克彦 君」登壇）

副村長（内藤克彦 君）

それでは、私の方から「木島平の水を学ぶ」事業の実施状況等につきまして、ご説明を申し上げます。

村では、その歴史を学ぶ研修会を過去に数回、公民館の生涯学習講座として行っております。また、職員向けについては、4年ほど前、私が課長であったその時分でございますけれども、議員の皆さんにも声をかけまして、4回ほど「水利の歴史を学ぶ」講座として開催をしてきております。今年に入りまして、全職員対象に2回に分けて再度研修を行いました。それからまた、別に直接関係する産業課の職員につきましては、もう少し踏み込んだ内容の講義も行いました。

村民の皆さんについてでありますけれども、依頼のありました5集落、区民祭などの機会と呼ばれて、そこで学習会を行ってきております。それから、中学校の総合学習授業、これにおいても過去に行ってきたしております。

それから、青木庄八さんの件でございますけれども、青木庄八さんは上堰の通水に大変な尽力をされた方であり、その辺の時代の事情等を少し皆さんに話しをさせていただきまして、ご理解をいただきたいというふうに思いますけれども、青木さんは、山ノ内町の宇木の出身でありまして、堰堀

名人と言われておりまして、このあたりのいくつかの用水、堰の開鑿に当たったということでもあります。

その当時の時代、寛文年間でございます、今から350年ほど前のことであります。その時代、いま「真田丸」の舞台でやっておりますけれども、戦国の世が終わりまして、国が安定しましたが、それぞれ各地の藩主は領地を争うのではなくて、自分の領地の中でいかに石高を上げて豊かにするかという取組みに帆走したわけであります。当時の飯山藩主松平忠俱（まつだいら ただとも）、この藩主は、当時「用水の神様」と言われておりました野田喜左衛門正満、この方を姫路から呼び、普請奉行に登用し、藩内各地に用水路を開鑿し、そして新田開発、田を広げていったということでもあります。青木氏はそれを請け負う人足頭の一人であったというふうに歴史の中で記述されております。上堰物語に書かれています測量方法、そしてどうしても通水困難なところへ妻の姿絵をその箇所埋めて祈祷したところ、水がどっと流れた。そして自宅へ帰ったら妻が亡くなっていたという話、これは、昔から有名な逸話でございますが、この話と全く同じ話が実は中野市公民館で発行しております「ふるさとの伝説と昔話」の中の「須賀川堰の水神」、そういったタイトルに掲載をされております。先ほど申し上げました青木さんは、この付近の堰を開鑿されて実績を残された方であります。その喩として、並々ならぬ困難を乗り越えて完成させたということの喩かなというふうに思います。

ちなみにこの須賀川堰ですが、現在の田上堰であります。過去において皆さんの記憶にあらうかと思っておりますけれども、平成13年から16年に渡りまして中野市田上三区と樽川水系管理組合が樽川からの水利権が存在するか否か、司法の場で4年間争った経過があります。最終的には、東京高裁において、水利権については、木島側の主張を全面的に支持した結果となりましたけれども、それを踏まえて和解調定となりました。

青木氏の功績も大変なものと感じますけれども、水利権を得ることから始まって堰の開鑿の計画、村びとの調整、そういったことに奔走した野田喜左衛門正満、その功績を忘れてはならないというふうに思います。

行政とすれば脚本した物語を伝えて行くということではなくて、史実に基づいた功績を後世に伝えていくことが大事なというふうに思います。

皆さんご存知の元禄年間の長坂織部の功績も然りだと思います。

なお、私がこういった水利のことにこだわる理由ですが、前の樽川水系管理組合長、お亡くなりになりました長坂眞雄さんであります。長坂さんがお亡くなりになる前に樽川の水源地の事情を少しでも多くの村の皆さんに理解してもらいたい、そのように言って私の方に託されたわけであります。前長坂組合長は、田上三区の裁判を通じて300年前の元禄の時代の夜間瀬村との壮絶な水利権をめぐる争いが、村の皆さんの記憶から消えて、上流での水源地が失われることを大変危惧されておりました。そしていつまでも水資源の豊かな木島平村を存続することを願っておりまして、またそれに多大な貢献をされた方であります。

私は、微力ではありますが、長坂氏の遺志にできるだけ応えるつもりでおります。僭越とは思いますが、水利を学ぶ学習会を、団体それから区等で計画をしていただき、要請していただければいつでも出向いてお話しする機会を作りたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

再質問させていただきます。

今、副村長からも詳細の話がありました。実際農業されている方の中にもそのような史実を知らない方々もいらっしゃると思いますし、都市部に住んでいる、私、都市部出身ですけれども、考えると実際に水をそこまでの苦労をして勝ち取ったというか、今ある水がそのような苦労を経て流れているものだということ自体、水利権ということ自体を知らないです。実際に私が上堰物語や樽川の長坂織部の昔の裁判の話を聞いて興味を持ったということもありますので、もちろん史実に基づいて、最終

的には史実を伝えていくことが大事だとは思いますが、きっかけとしてはそういうところから物語というか、民話なり、そういうところから入るのも有効かなという思いもあったり、実際お米の販売の時にそういうストーリーを付けて販売するというのも、そのお米に対する消費者の方の思いも、より味わい深いものになるのではないかなという思いがあります。

村内には、先ほど申し上げました青木庄八さんの石碑もそうですけれども、円筒分水もあって、円筒分水も私がこの村に来て初めて知ったものです。村内の方々にもそういうことがどういう意味があるかということを知っていただきたいし、それをめぐる水の大切さを知る旅というかツアーというか、そういうことを計画すると関心を持っていただける方も多いのではないかと思いますので、ぜひガイドの養成、いま副村長がお一人で伝えてられているのかわかりませんし、他の方々がどれくらいお話しできるのかわかりませんが、できるだけそういうお話を伝えていただける方を養成していかないと、繰り返し自分のものにしていけないと、相手の方に関心を持っていただけるような話ができないと思いますので、ガイドの養成等も今後の中で検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（森 正仁 君）

内藤副村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（副村長「内藤克彦 君」登壇）

副村長（内藤克彦 君）

はい、それでは江田議員さんの再質問というか要望の答弁をさせていただきますけれども、今回江田さんの方から非常に大事な、貴重なご意見をいただきました。まったくそのとおりだと思います。ただ、私さっき申し上げましたが、青木庄八さんの功績については、一請負人として、なかなか当時の測量技術では水準測量の誤差がだいぶありますから、そういうことが各地であったかというふうに思います。思うように水が流れない。目的地へ水が通水できない。そのことに脚光を浴びるよりも、やはり水利権を勝ち得た、そして守っている、こういう関係者の功績というものをもうちょっと大事にしなきゃいけない。そこに脚光を浴びるべきじゃないかなというふうに思います。そして、樽川水系管理組合の今の長坂崇頼さん、彼もずいぶんそのことについて、親から話を聞き、私の方も若干話をさせていただきました。非常に精通してございます。ですから、樽川水系管理組合にもそんな話があったということを伝えながら、多くの皆さんにそういった内容を知って、水を大切にする。そして決まったルールはちゃんと守る。そういったことを村民の皆さんに知っていただき、啓蒙することが大事なかなというふうに思いますので、先ほど申し上げました皆さんがそういう要望があれば、いつでも出向いてお話をさせていただくつもりでございますから、よろしくお願いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

以上で、江田宏子 さんの質問は終わります。

（終了 午後 1時46分）

以上で、本日の日程は終了しました。本日は、これで散会といたします。
ご苦勞様でした。

（散会 午後 1時47分）

平成28年 第3回 木島平村議会定例会
《第4日目 9月16日 午後3時30分 開議》

議長（森 正仁 君）

本日の会議は、諸般の都合により、午後3時30分に繰り下げて開くことにします。

ただいまの出席議員は10人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日も大変蒸しております。ということで、クールビズ対応をお願いいたします。なお、ジャケット等については、それぞれの判断で着用をしてください。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

この際、日程第1、議案第58号「特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部改正について」の件から、日程第20、議案第77号「平成28年度木島平村水道事業会計補正予算第3号について」の件まで、以上、条例案件9件、予算案件11件合わせて20件を一括議題とします。

なお、以降、議案等の「木島平村」及び「平成28年度」の部分については、省略をさせていただきますので、ご了承願います。

本案については、先に委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、江田 宏子 さん。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務産業常任委員長「江田 宏子 さん」登壇）

総務産業常任委員長（江田 宏子 さん）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第58号、特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部改正について。

議案第59号、特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部改正について。

議案第60号、特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

議案第61号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

議案第62号、木島平村特別職報酬等審議会条例の一部改正について。

議案第63号、職員定数条例の一部改正について。

議案第64号、木島平村税条例の一部改正について。

議案第65号、木島平村地区集会所耐震改修事業分担金徴収条例の制定について。

議案第67号、平成28年度木島平村一般会計補正予算（第4号）について。

以下、「平成28年度木島平村」は省略させていただきます。

議案第68号、情報通信特別会計補正予算（第1号）について。

議案第74号、下水道特別会計補正予算（第1号）について。

議案第75号、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。

議案第76号、高社簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。

議案第77号、水道事業会計補正予算（第3号）について。

審査の結果、いずれも原案可決です。

なお、審査意見として1点出されておりますので、ご報告申し上げます。

予算可決前にやむを得ず事業に着手する場合は、議会への事前説明を経るなど、財務規則に則り、計画的な事業展開を図られたい。

以上です。

議長（森 正仁 君）

次に、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長 樋口 勝豊 君。

（「はい、議長。」の声あり）

(民生文教常任委員長「樋口 勝豊 君」登壇)

民生文教常任委員長（樋口 勝豊 君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第66号、教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止について。

議案第69号、平成28年度木島平村学校給食特別会計補正予算（第1号）について。

以下、「平成28年度木島平村」を省略させていただきます。

議案第70号、奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について。

議案第71号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

議案第72号、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

議案第73号、介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

以上、いずれも原案可決であります。

なお、審査意見が1点まとまりました。

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、名簿を随時更新し、円滑な避難支援がなされるよう万全を期されたい。

以上であります。

ご賛同をお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

(質疑なし)

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

議長（森 正仁 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認め、これから採決をします。

お諮りします。

議案第58号「特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部改正について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第59号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部改正について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第60号「特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第61号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第62号「特別職報酬等審議会条例の一部改正について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第63号「職員定数条例の一部改正について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第64号「税条例の一部改正について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第65号「地区集会所耐震改修事業分担金徴収条例の制定について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第66号「教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第 6 7 号「一般会計補正予算第 4 号について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第 6 8 号「情報通信特別会計補正予算第 1 号について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第 6 9 号「学校給食特別会計補正予算第 1 号について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第 7 0 号「奨学資金貸付事業特別会計補正予算第 1 号について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第 7 1 号「後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第 7 2 号「国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第 7 3 号「介護保険特別会計補正予算第 2 号について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第 74 号「下水道特別会計補正予算第 1 号について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第 75 号「農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第 76 号「高社簡易水道特別会計補正予算第 1 号について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
議案第 77 号「水道事業会計補正予算第 3 号について」。
本案に対する委員長の報告は、「可決」です。
本案は、委員長の報告のとおり決定するにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
したがって、条例案件 9 件、予算案件 11 件、合わせて 20 件は、原案のとおり「可決」しました。
この際、日程第 21、認定第 1 号「平成 27 年度一般会計決算について」の件から、日程第 32、
認定第 12 号「平成 27 年度水道事業会計決算について」の件まで、以上、認定案件 12 件を一括議
題とします。
以降、議案等の「平成 27 年度」の部分については、省略をさせていただきますのでご了承願いま
す。
本案については、先に「決算審査特別委員会」に付託してありますので、決算審査特別委員長の報
告を求めます。
決算審査特別委員長 江田 宏子 さん。
(「はい、議長。」の声あり)
(決算審査特別委員長「江田 宏子 さん」登壇)

決算審査特別委員長（江田 宏子 さん）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定
により報告します。
認定第 1 号「平成 27 年度木島平村一般会計決算について」。
以下、「平成 27 年度木島平村」は省略させていただきます。
認定第 2 号、情報通信特別会計決算について。
認定第 3 号、学校給食特別会計決算について。
認定第 4 号、奨学資金貸付事業特別会計決算について。

認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算について。
認定第6号、国民健康保険特別会計決算について。
認定第7号、介護保険特別会計決算について。
認定第8号、観光施設特別会計決算について。
認定第9号、下水道特別会計決算について。
認定第10号、農業集落排水事業特別会計決算について。
認定第11号、高社簡易水道特別会計決算について。
認定第12号、水道事業会計決算について。
審査の結果、いずれも認定です。

なお、審査意見として11項目まとまりましたので、ご報告申し上げます。

- 1、国保税の滞納が特に多いが、村の徴収金全般の徴収率の向上に向けて更に努力されたい。
 - 2、調布市への職派遣について、効果の検証と必要性を検討されたい。
 - 3、村本来の業務に支障が出ないように、社会福祉協議会及び木島平観光株式会社等への職員派遣は見直しをされたい。
 - 4、可燃ゴミの処理量が増えている。村の分担金軽減に向け、ゴミ減量化の啓発活動を更に進められたい。
 - 5、国民健康保険や介護保険関係費の抑制、及び介護保険制度改正に伴い想定される状況を見据え、健康維持・介護予防推進施策の充実を図られたい。
 - 6、新規就農、農業後継者対策の奨励金等は、経営計画や就農後の状況などを複数年、把握・検証し、自立に向けての必要な指導やサポートをされたい。
 - 7、有機センターについては、原材料の搬入量、堆肥利用の状況を鑑みながら、将来を見据えたあり方を検討されたい。
 - 8、住宅リフォーム補助は経済効果があった。今後も継続的な実施を検討されたい。
 - 9、将来的に大きな財政負担が想定される「ライフライン等の維持補修に係る支出」の財源確保のためにも、農村交流館の宿泊施設や郷の家等、村民益や費用対効果等を早期に検証し、廃止も視野に入れたあり方や方針を検討されたい。
 - 10、道の駅ファームス木島平については、農業振興に資する施設となるよう、実態を把握し、指定管理者へ必要な指導をされたい。
 - 11、地域公共交通については、費用対効果を考え、抜本的な見直しも検討されたい。
- 以上です。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

4番 土屋 喜久夫 議員

はい。

議長（森 正仁 君）

4番、土屋 喜久夫 君

（「はい、議長。」の声あり）
（4番 土屋 喜久夫 君 登壇）

4番 土屋 喜久夫 議員

平成27年度木島平村一般会計他決算を認定する立場から討論に参加をいたします。

今、平成28年第3回定例村議会に上程をされました、平成27年度木島平村一般会計ほか11会計は、すべての会計で赤字決算とならずに結了されました。

課題の山積する中で、日墓村政の実質的、初めての決算となりましたが、ご同慶に絶えない次第であります。

今決算は、「農の拠点事業」ハード部分の終了で、前年比マイナス12%の規模となりましたが、完成後の平成27年度に修繕関連経費120万円余、また、当分の間はないでありましょうが、飯山市の下水道に接続をした国道の舗装復旧経費1,090万円余など、新たな施設を取得したことにより、今後の維持管理費の増大が懸念されるところでもあります。

言うまでもなく「農の拠点事業」は、木島平農業の救世主ともいえる事業であり、監査委員からの決算審査意見にもあるように、村の将来、農業に懸念の残さない事業運営が肝要であります。すべての村民が理解でき、協力体制が構築できるように推進すべきものでもあります。

この事業だけではなく、全ての施策に通ずるわけでありましたが、村民に対する情報公開が重要であります。理事者、職員、議会、公に籍を置くものは当然であります。同時にすべての村民に情報を公開し「木島平村は、自らが作り、支える」意識の醸成を進めるべきであります。「改むるに憚ることなかれ。」の格言のとおりであります。

また、村政の大きな課題でありました、役場庁舎の改築方針が、今議会で示されました。

公共施設の老朽化など、財政に予断を許されない状況であります。喫緊の課題でもあります。スピード感を持った事業推進をされたいと思うところであります。

決算説明でありました、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険のそれぞれの特別会計、いわゆる社会保障にかかわる経費の増加傾向も顕著であり、昨年の決算討論のとおり、この解決は、一朝一夕にして成りません。たゆまない、行政の継続にあります。

国土調査費の県補助金の減額にしても、今決算には現れていませんが、単年度のミスが後年度に影響し、事業の進捗を遅らせる結果となっています。理事者、職員間の動脈硬化の由縁であると推測されます。日墓村政前半、半期終了を目前に控え、庁内の循環は改善されたと思いますが、明確な意思疎通が、役場を明るくし、やりがいを持って公務に専念できる条件整備となります。それが明るく村内に広がるものであります。

原理、公共福祉の増大、原則、遵法精神、公正を旨とし、さらなる村民に寄り添った村政の進展を期待し、上程された平成27年度木島平村一般会計決算他11会計の認定を支持し、議員各位の賛同をお願いするものであります。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

ほかに討論は、ありませんか。

（討論なし）

議長（森 正仁 君）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから、認定第1号「一般会計決算について」を採決します。

この採決は、「起立」によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり「認定する」ことに賛成の方は、起立願います

（賛成者 起立）

議長（森 正仁 君）

起立多数です。

したがって、認定第1号は、委員長報告のとおり「認定」されました。

これから、認定第2号から認定第12号まで、11件を一括して採決します。

認定第2号「情報通信施設特別会計決算について」。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり「認定する」ことにご異議ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
認定第3号「学校給食特別会計決算について」。
この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり「認定する」ことにご異議ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
認定第4号「奨学資金貸付事業特別会計決算について」。
この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり「認定する」ことにご異議ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
認定第5号「後期高齢者医療特別会計決算について」。
この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり「認定する」ことにご異議ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
認定第6号「国民健康保険特別会計決算について」。
この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり「認定する」ことにご異議ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
認定第7号「介護保険特別会計決算について」。
この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり「認定する」ことにご異議ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
認定第8号「観光施設特別会計決算について」。
この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり「認定する」ことにご異議ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
認定第9号「下水道特別会計決算について」。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり「認定する」ことにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
認定第10号「農業集落排水事業特別会計決算について」。
この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり「認定する」ことにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
認定第11号「高社簡易水道特別会計決算について」。
この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり「認定する」ことにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
認定第12号「水道事業会計決算について」。
この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり「認定する」ことにご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
したがって、認定第2号から認定第12号まで、認定案件11件は、委員長報告のとおり「認定」されました。
この際、日程第33、議案第78号「水道会計未処分利益剰余金の処分について」の件から、日程第34、議案第79号「工事変更請負契約の締結について」の件まで、以上、事件案件2件を一括議題とします。
本案については、先に総務産業常任委員会に付託してありますので、総務産業常任委員長の報告を求めます。
総務産業常任委員長 江田 宏子 さん
(「はい、議長。」の声あり)
(総務産業常任委員長「江田 宏子 さん」登壇)

総務産業常任委員長（江田 宏子 さん）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。
議案第78号 平成27年度木島平村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、
議案第79号 工事変更請負契約の締結について
審査の結果、いずれも原案可決です。
以上です。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。
(質疑なし)

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、討論を行います。
討論はありませんか。

（討論なし）

議長（森 正仁 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認め、これより採決をします。
お諮りします。

議案第78号「水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

議案第79号「工事変更請負契約の締結について」。

本案に対する委員長の報告は、「可決」です。

本案は、委員長の報告のとおり「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、事件案件2件は、原案のとおり「可決」しました。

日程第35、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」
の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、それでは同意1号についてご説明を申し上げます。

木島平村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めますが、任期満了に伴います木島平村固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名は、大久保哲男。

生年月日、住所は、記載のとおりです。

以上であります。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

ただ今議題となっております同意第1号について、会議規則第39条2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（森 正仁 君）

起立全員です。

したがって、同意第1号は、委員会の付託を省略することは、可決されました。

引き続いて、審議を行います。

これから討論を行います。

同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論はありますか。

（討論なし）

議長（森 正仁 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（森 正仁 君）

起立全員です。

したがって、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

日程第36、請願第2号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願」の件から、日程第37、請願第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」まで、請願2件を一括議題とします。

この請願については、先に民生文教常任委員会に付託してありますので、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長 樋口 勝豊 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（民生文教常任委員長「樋口 勝豊 君」登壇）

民生文教常任委員長（樋口 勝豊 君）

本委員会に付託された請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項により報告します。

請願2 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願

請願3 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願

2件とも採択であります。

ご賛同をお願いします。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、討論を行います。
討論はありませんか。

（討論なし）

議長（森 正仁 君）

討論がないようですので、これより採決します。
ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
請願第2号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願」について。
この請願の委員長報告は、「採択」です。
この請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
請願第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」について。
この請願の委員長の報告は、「採択」です。
この請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
したがって、請願第2号から請願第3号までの2件は、委員長の報告のとおり「採択」することに決定しました。
お諮りします。
ただいま、別紙「追加議案表」のとおり、7件の議題が提出されました。
これを日程に追加し、議題にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
したがって、発議3件、その他4件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。
追加日程第1、発議第3号「木島平村議会委員会条例の一部改正について」の件を議題とします。
朗読を省略し、本案について提出者の趣旨説明を求めます。
丸山 勝敏 君。

（「はい、議長。」の声あり）
（6番「丸山 勝敏 君」登壇）

6番 丸山 勝敏 議員

発議第3号 木島平村議会委員会条例の一部改正について、木島平村議会委員会条例の一部改正について、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別記のとおり提出する。
木島平村議会委員会条例の一部を改正する条例。
木島平村議会委員会条例（昭和42年木島平村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。
附則、この条例は、平成28年10月1日から施行する。
以上。
ご賛同のほど、よろしくお願いします。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

ただ今議題となっております発議第3号について、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（森 正仁 君）

起立全員です。

したがって、発議第3号は、委員会の付託を省略することは、可決されました。

引き続いて、審議を行います。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（討論なし）

議長（森 正仁 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

これから、発議第3号「木島平村議会委員会条例の一部改正について」の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認め、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、発議第4号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書について」の件から、追加日程第3、発議第5号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」の件まで、以上発議2件を一括議題とします。

朗読を省略し、本案について提出者の趣旨説明を求めます。

樋口 勝豊 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（8番「樋口 勝豊 君」登壇）

8番 樋口 勝豊 議員

発議第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

国の責任による３５人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）。

地方自治法第９９条の規程により、下記のとおり意見書を提出する。

平成２３年国会において、小学校１年生に３５人学級を導入することが全会一致で法律（義務教育標準法改正）に盛り込まれ、附則で小学校２年生以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると定めた。しかし、翌年の平成２４年度は法改正ではなく加配で小学校２年生を３５人学級とし、それ以降、国の３５人学級は進んでいない。

途中、省略をさせていただきます。

１、国の責任において計画的に３５人学級を押し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

２、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上であります。

ご賛同をお願いします。

発議第５号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定により提出する。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）。

地方自治法第９９条の規程により、下記のとおり意見書を提出する。

記。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和６０年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成１８年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については２分の１から３分の１に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成２９年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

１、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を２分の１に復元すること。

以上であります。

ご賛同をお願いします。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

ただ今議題となっております発議第４号から発議第５号までの発議２件について、会議規則第３９条２項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（森 正仁 君）

起立全員です。

したがって、発議第４号から発議第５号までの発議２件については、委員会の付託を省略することは、可決されました。

引き続き、審議を行います。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

議長(森 正仁 君)

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

発議第4号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書について」の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

発議第5号「義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書について」の件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

追加日程第4、「閉会中の継続審査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本案について総務産業常任委員長の説明を求めます。

総務産業常任委員長 江田 宏子 さん。

(「はい、議長。」の声あり)

(総務産業常任委員長 「江田 宏子 さん」登壇)

総務産業常任委員長(江田 宏子 さん)

閉会中の継続審査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続審査は、下記のとおりとする。
記。

- 1、申出委員会、総務産業常任委員会。
- 2、審査申出事件、課題等に関する事項。

以上です。

議長(森 正仁 君)

お諮りします。

総務産業常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

追加日程第5、「閉会中の継続審査の申出について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本案について民生文教常任委員長の説明を求めます。

民生文教常任委員長 樋口 勝豊 君

(「はい、議長。」の声あり)

(民生文教常任委員長「樋口 勝豊 君」登壇)

民生文教常任委員長（樋口 勝豊 君）

閉会中の継続審査の申し出について。
次期定例会までにおける閉会中の継続審査は、下記のとおりとする。
記。

- 1、申出委員会、民生文教常任委員会。
 - 2、審査申出事件、課題等に関する事項。
- 以上であります。

議長（森 正仁 君）

お諮りします。
民生文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
追加日程第6、「閉会中の継続調査の申出について」の件を議題とします。
朗読を省略し、本案について議会運営委員長の説明を求めます。
議会運営委員長 丸山 勝敏 君。

(「はい、議長。」の声あり)
(議会運営委員長「丸山 勝敏 君」登壇)

議会運営委員長（丸山 勝敏 君）

閉会中の継続調査の申し出について。
次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。
記。
1、申出委員会、議会運営委員会。
2、調査申出事件、臨時会及び次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項。
以上です。

議長（森 正仁 君）

お諮りします。
議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。
したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
追加日程第7、「閉会中の議会活動について」の件を議題とします。
職員に議題を朗読させます。
局長。

(「はい、議長。」の声あり)
(局長「竹原雄一 君」登壇)

局長（竹原雄一 君）

閉会中の議会活動について。
次期定例会までにおける閉会中の議会活動は、下記のとおりとする。

記。

- 1、議会だよりの発行に伴う編集委員会の開催。
 - 2、特に重要な事件等が発生したときの調査等。
 - 3、国内視察研修の実施。
- 以上であります。

議長（森 正仁 君）

お諮りします。

この件を、閉会中の議会活動とすることに、ご異議ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、この件を、閉会中の議会活動とすることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

ここで、村長から発言を求められましたので、これを許します。
日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

はい、大変ありがとうございました。

特に今議会は、平成27年度一般会計ほか11会計の決算審査ということで、非常に慎重な審査をしていただきました。その中でいただいた審査意見等について、また改めて村の方で検討し、最善を尽くす、その準備をしていきたいというふうに考えております。

これからまた、まだ年度のちょうど中間であります。平成28年度、様々な事業等計画しております。これから年度末に向けて、そしてまた平成29年に向けて、様々な事業を展開していく、そんなことを計画しておりますので、これまで以上に皆様方のご協力、そしてまたご意見をいただきたいというふうに思います。

閉会にあたり、そんなことを感謝申し上げまして、閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

大変ご苦勞様でした。

議長（森 正仁 君）

平成28年9月第3回木島平村議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、9月1日から本日まで16日間の会期で開会されました。

議員各位におかれましては、平成27年度一般会計ほか、11会計の決算認定を主な議案とし、条例・予算・事件案件等についても慎重にご審議いただき、本日ここに全議案を議了して、閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶に堪えない次第であります。

理事者並びに職員の皆様には、懇切丁寧に説明等をいただきましたことに感謝を申し上げます。審議の中で出された意見や要望並びに決算審査特別委員会審査意見については、今後の施策並びに村政運営にあたり、十分反映していただきたいと思います。

終わりに、本定例会に関係された皆様方の、ご健勝をご祈念申し上げ、閉会にあたってのあいさつといたします。

以上で、「平成28年9月第3回木島平村議会定例会」を閉会といたします。
ご苦勞様でした。

（閉会 午後4時22分）